外国人集住都市会議
「はままつ2015」
報 告 書

外国人集住都市会議「はままつ2015」報告書

外国人集住都市会議「はままつ2015」

多文化共生社会の実現に向けて

報 告 書

開催日 平成27年12月17日木

会　場 アクトシティ浜松コングレスセンター　41会議室
静岡県浜松市中区板屋町111-1　ＪＲ浜松駅より徒歩約５分

主　催 外国人集住都市会議

【群馬県】伊勢崎市、太田市、大泉町　【長野県】上田市、飯田市　【岐阜県】美濃加茂市
【静岡県】浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市　【愛知県】豊橋市、豊田市、小牧市
【三重県】津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市　【滋賀県】長浜市、甲賀市　【岡山県】総社市
（オブザーバー）【東京都】新宿区、大田区

後　援 多文化共生推進協議会　群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・名古屋市が多文化共生社会づくりを推進するために設置した協議会です。
一般財団法人自治体国際化協会

目次

「外国人集住都市会議 はままつ 2015」プログラム	2
外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール	4
講師・コーディネーター・事例発表者プロフィール	10
開会	12
基調講演 外国人集住都市会議の 15 年とこれから～集住都市の経験を生かすために～	15
外国人学校生徒による和太鼓の演奏と合唱	22
セッション１ 外国人住民に係る課題の解決に向けて	24
セッション２ 多様性を地域の力としていくために	53
浜松宣言２０１５	77
閉会	79
当日資料	81

プログラム

時間	プログラム
11:00-11:10	**開会**
11:10-12:10	**基調講演「外国人集住都市会議の 15 年とこれから」** **～集住都市の経験を生かすために～** 明治大学国際日本学部教授　山脇 啓造
12:10-13:30	**休憩**
13:30-13:45	**外国人学校生徒による和太鼓の演奏と合唱** ムンド・デ・アレグリア学校
13:45-15:25	**セッション１「外国人住民に係る課題の解決に向けて」** 【外国人集住都市会議会員都市】 群馬県太田市長　清水 聖義 群馬県大泉町長　村山 俊明 静岡県富士市副市長　森田 正郁 静岡県掛川市長　松井 三郎 【府省庁関係者】 内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 定住外国人施策推進室参事官　村田 達哉 総務省自治行政局国際室長　植村 哲 外務省領事局長　能化 正樹 文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室室長補佐　小林 克嘉 文化庁文化部国語課長　岸本 織江 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課長　久知良 俊二 【コーディネーター】 首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人 【事例発表】 公益財団法人浜松国際交流協会 主任・多文化共生コーディネーター　松岡 真理恵 ボランティアチーム We are with You　宮﨑 マルコ、角田 加代子

時間	プログラム
15:25-15:40	**休憩**
15:40-17:00	**セッション２「多様性を地域の力としていくために」** 【外国人集住都市会議会員都市】 静岡県袋井市長　原田 英之 静岡県浜松市長　鈴木 康友 【府省庁関係者】 総務省自治行政局国際室長　植村 哲 法務省入国管理局総務課企画室長　根岸 功 文部科学省初等中等教育局国際教育課主任学校教育官　齋藤 潔 【コーディネーター】 公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩 【事例発表】 一般社団法人グローバル人財サポート浜松　代表理事　堀 永乃 COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ） 宮城 ユキミ、田中 琢問
17:00-17:10	**はままつ宣言**
17:10-17:15	**閉会**
17:30-18:30	**「外国人集住都市会議 はままつ 2015」参加者及び** **パネル展出展者による情報交換会**

外国人集住都市会議
会員都市首長プロフィール

≪会員都市≫

群馬県伊勢崎市

五十嵐　清隆　（いがらし　きよたか）【1952 年 9 月 22 日生】

前職：群馬県議会議員　就任年：2009 年 1 月　当選回数：2 期目

伊勢崎市は、群馬県内で最も多くの外国人住民が暮らしております。国籍や文化の違いを超えた、住民同士の連携や相互理解を推進し、外国人住民を含めた全市民による安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

群馬県太田市

清 水　聖 義　（しみず　まさよし）【1941 年 12 月 7 日生】

前職：群馬県議会議員　就任年：2005 年 4 月（旧太田市長　1995 年～2005 年）
当選回数：3 期目（旧太田市長　3 期）

地域における多文化共生を進めていくにあたり、外国人住民の持つ文化や価値観などの多様性を生かし、国籍を問わずすべての地域住民が笑顔で暮らせるまちづくりを推進していきます。

群馬県大泉町

村 山　俊 明（むらやま　としあき）【1962 年 7 月 25 日生】

前職：大泉町議会議員　就任年：2013 年 5 月　当選回数：1 期目

総人口の約 16%を外国人が占める大泉町では、全ての住民が安全に暮らすために、正しい情報を正しく伝えることを多文化共生の基本とし、特に災害時に支援活動を行う外国人や通訳ボランティアの育成にも取り組んでいます。

長野県上田市

母 袋　創 一（もたい　そういち）【1952 年 7 月 6 日生】

前職：長野県議会議員　就任年：2006 年 4 月（旧上田市長、2002 年～2006 年）
当選回数：3 期目（旧上田市長、1 期）

外国籍市民を支援し、市民同士の相互理解を深めるとともに、定住化が進む外国籍市民の自立と社会参加を促します。市民ボランティアと協働し、関係機関との連携を深めながら事業に取り組みます。

長野県飯田市

牧 野　光 朗（まきの　みつお）【1961 年 8 月 16 日生】

前職：日本政策投資銀行　就任年：2004 年 10 月　当選回数：3期目

リニア中央新幹線の開通を見据えた飯田市の将来像「小さな世界都市」実現のためには、多文化共生社会の推進が重要となってまいります。市民・関係団体・事業所等の協働による取組を通じて、多様性を活かした地域づくりを目指します。

岐阜県美濃加茂市

藤 井　浩 人（ふじい　ひろと）【1984 年 7 月 25 日生】

前職：美濃加茂市議会議員　就任年：2013 年 6 月　当選回数：1期目

「第２次美濃加茂市多文化共生推進プラン」に基づき、地域・企業・行政が一体となって、国籍・性別を問わず、文化の違う人々が互いに認めあい、対等な関係で、それぞれの能力を発揮しながら、共に生活するまちづくりを推進してまいります。

静岡県浜松市

鈴 木　康 友　（すずき　やすとも）【1957 年 8 月 23 日生】

前職：衆議院議員　就任年：2007 年 5 月　当選回数：3 期目

多文化共生のまちづくりを進めるためには、市民の間での交流が行われるとともに、外国人住民自身が日本語や生活の基本的なルールを身につけることが重要です。外国人住民に係る課題の解決とともに、多様性を生かした文化の創造や地域の活性化を目指します。

静岡県富士市

小長井　義正（こながい よしまさ）【1955 年 7 月 30 日生】

前職：富士市議会議員　就任年：2014 年1月　当選回数：1回

「心通い合う多文化共生のまち　ふじ」の実現に向けて、富士市で生活する全ての人が互いのちがいを認め、共に支え合い、安心して生活できるまちづくりを目指しています。地域と行政の連携を強化し、多文化共生施策の推進を図ります。

静岡県磐田市

渡 部　修（わたなべ　おさむ）【1951 年 4 月 16 日生】

前職：磐田市議会議員　就任年：2009 年4月　当選回数：2期目

磐田市では、現在「第３次多文化共生推進プラン」策定の準備をしています。外国人市民と日本人市民が協力して地域を作り、発展させ、誰もが安心して暮らすことのできる多文化共生社会を目指します。

静岡県掛川市

松 井　三 郎（まつい　さぶろう）【1946 年 10 月 6 日生】

前職：静岡県議会議員　就任年：2009 年 4 月　当選回数：2 期目

掛川市は総人口の約 3%が外国人市民で、そのおよそ半数に永住資格があります。市が目指す「協働のまちづくり」に多文化共生の視点を取り入れ、風格ある人づくり、誰もが住みたくなるまちづくりをしていきます。

静岡県袋井市

原 田　英 之（はらだ　ひでゆき）【1943 年 1 月 12 日生】

前職：静岡県健康福祉部長

就任年：2005 年4月（旧袋井市長、2001 年～2005 年）

当選回数：3期目（旧袋井市、2期）

袋井市では、総人口のうち約 3.5%の外国人市民の方が在住しております。文化や言葉の壁を越え、外国人市民と日本人市民が、お互いに安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け取り組んでまいります。

静岡県湖西市

三 上　元（みかみ　はじめ）【1945 年 1 月 5 日】

前職：(株)船井総合研究所取締役　就任年：2004 年 12 月　当選回数：3 期目

湖西市は外国人住民の人口比率が 4.4%と県内で 2 番目に多い市です。日本語教室事業等の施策のほか、町内会や子ども会という地域活動への外国人住民の参加など身近な多文化共生も進めています。市の目指す「誰もが安心して快適に生活できるまち」となるよう取り組んでまいります。

静岡県菊川市

太 田　順 一（おおた　じゅんいち）【1950 年4月 28 日生】

前職：菊川町議会議員

就任年：2005 年1月から現職（旧菊川町長 1998 年～2005 年）

当選回数：3期目（旧菊川町2期）

総人口の約５％を占める外国人住民が暮らしている菊川市では、市民の誰もが幸せで安心して暮らせる地域社会を目指しています。市民と一体になり、言葉や文化の壁を乗り越え協力しあえる共生のまちづくりを推進します。

愛知県豊橋市

佐 原　光 一（さはら　こういち）【1953 年 11 月 10 日生】

前職：国土交通省中部地方整備局副局長　就任年：2008 年 11 月

当選回数：2 期目

本市には多くの外国人の子どもたちが暮らしています。将来を担う子どもたちのため、学内におけるプレクラスや学外での虹の架け橋教室による支援など、教育委員会と綿密に連係しながら、多面的な就学支援を実施しています。

愛知県豊田市

太 田　稔 彦（おおた　としひこ）【1954 年 4 月 30 日生】

前職：豊田市総合企画部長　就任年：2012 年 2 月　当選回数：1 回

『ミライのフツーを目指そう』をキャッチフレーズに、市民力・地域力・企業力・行政力の共働によるまちづくりに取り組む中で、日本人も外国人も安心して快適に住み続けることのできる豊田市を目指しています。

愛知県小牧市

山下　史守朗（やました　しずお）【1975 年 7 月 6 日生】

前職：愛知県議会議員　就任年：2011 年　当選回数：2 回

日本人市民と外国人市民が、お互いに認め合い協力することができるまちを目指すため、地域・企業・行政が一体となって、住みよい地域づくりを行い、多文化共生を推進していきます。

三重県津市

前 葉　泰 幸（まえば　やすゆき）【1962 年 4 月 7 日生】

前職：デクシア銀行東京支店副支店長　就任年：2011 年 4 月

当選回数：2 期目

グローバル化の進展とともに、地域社会における国際化も顕著になってきました。将来を見据え、次世代が世界で活躍するための機会の創出や、多文化共生を地域社会の活力とするまちづくりを進めてまいります。

三重県四日市市

田 中　俊 行（たなか　としゆき）【1951 年 10 月 27 日生】

前職：三重県議会議員　就任年：2008 年 12 月から現職　当選回数：2 期目

日本人市民と外国人市民が互いに顔の見える関係を築き、地域の対等な構成員として地域づくりに参画できるよう、定期的な文化講座や、共助の大切さを学ぶ防災セミナーなどの事業を通して、多文化共生社会の実現を目指します。

三重県鈴鹿市

末 松　則 子（すえまつ　のりこ）【1970 年 11 月 14 日生】

前職：三重県議会議員　就任年：2011年　当選回数：2 回

様々な国籍，異なった文化をもった市民が，互いのちがいをともに認め合い，尊重し合いながら，地域社会の構成員として地域づくりに参画し活躍できる環境を整え，ともに築く多文化共生のまちの実現を目指します。

三重県亀山市

櫻 井　義 之（さくらい　よしゆき）【1963 年 2 月 25 日生】

前職：三重県議会議員　就任年：2009 年から 現職　当選回数：2 回

外国人住民が日本人住民と同じように生活できるよう積極的に情報発信・提供を行うとともに、国際交流を深め、国籍等にとらわれずにお互いの文化等を理解し、寄り添い合う多文化共生社会を推進してまいります。

三重県伊賀市

岡 本　栄（おかもと　さかえ）【1951 年 9 月 18 日生】

前職：関西テレビ放送株式会社アナウンサー

就任年：2012 年　当選回数：1 回

当市では、多言語による生活相談窓口を開設し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行っています。外国人住民の定住化が進む中、外国人住民が社会参画し日本人と共に住んでよかったと思える伊賀市をめざします。

滋賀県長浜市

藤 井　勇 治（ふじい　ゆうじ）【1950 年 2 月 27 日生】

前職：衆議院議員　就任年：2010 年 3 月　当選回数：2 期目

「すべての人が互いに尊重し、多様な文化が息づき、共に支えあうまちづくり」を基本理念とし、多文化共生社会の実現にむけて取り組んでいます。誰もが地域を支える一員として能力を発揮できる社会の構築を目指します。

滋賀県甲賀市

中 嶋　武 嗣（なかじま　たけし）【1948 年 1 月 2 日】

前職：滋賀県議会議員　就任年：2004 年 10 月　当選回数：3 期目

日本人も外国人も共にまちづくりに参画する協働の視点から、市民の誰もが活躍できるフィールドを整え、誰もが幸せを感じられる多文化共生社会を目指し、本年３月に作成した多文化共生推進計画に基づき、更なる施策への取り組みを進めてまいります。

岡山県総社市

片 岡　聡 一（かたおか　そういち）【1959 年 8 月 2 日生】

前職：国会議員（橋本　龍太郎元首相）秘書　就任年：2007 年 10 月

当選回数：3 期目

総社の多国籍コミュニティ（SBC&IF）をはじめ，各種機関・団体等と連携を図りながら，就労・福祉・防災・教育等，様々な分野で真心を込めた事業を実施し，総社市流の多文化共生のまちづくりを進めていきます。

≪オブザーバー≫

東京都新宿区

吉 住　健 一（よしずみ　けんいち）【1972 年 4 月 22 日生】

前職：東京都議会議員　就任年：2014 年 11 月　当選回数：1 期目

外国人住民が多いことを特性として積極的に捉え、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め、理解し合い、地域社会の構成員として共に生きていく都市を目指します。

東京都大田区

松 原　忠 義（まつばら　ただよし）【1943 年 2 月 8 日】

前職：東京都議会議員　就任年：平成 19 年　当選回数：3 回

羽田空港を利用し、大田区に降り立つ訪日外国人は今後もますます増えることが予想されます。外国人を含む誰もが（地域の主人公として）安心して快適に生活ができる環境、地域性を備えた「国際都市おおた」の実現を目指します。

講師・コーディネーター・事例発表者プロフィール

基調講演

外国人集住都市会議の 15 年とこれから～集住都市の経験を生かすために～

【講師】

明治大学国際日本学部教授　山脇 啓造（やまわき　けいぞう）

専門は多文化共生論・移民政策。東京都多文化共生推進検討委員会委員長、大田区多文化共生推進協議会会長。総務省、法務省、文部科学省等の外国人施策関連委員を歴任。愛知県、宮城県、長野県等の多文化共生施策関連委員長も歴任。2004 年度から 2014 年度まで外国人集住都市会議アドバイザー。2012 年度にオックスフォード大学で欧州におけるＥＵ、国、自治体の移民統合政策を研究。

セッション１「外国人住民に係る課題の解決に向けて」

【コーディネーター】

首都大学東京教授　丹野 清人（たんの　きよと）

一橋大学大学院社会学研究科博士課程社会問題社会政策専攻単位取得退学、日本学術振興会特別研究員(PD)を経て東京都立大学人文学部社会学科講師、東京都立大学の首都大学東京への改組転換にともない首都大学東京・都市教養学部准教授、現職へ。

【事例発表者】

公益財団法人浜松国際交流協会 主任・多文化共生コーディネーター
松岡 真理恵（まつおか　まりえ）

自治会との共生事業や、若者支援などに携わる。学生時代にバングラデシュからのデカセギ労働者と友だちになったのが、この世界に入ったきっかけ。（財）豊田市国際交流協会職員時代（95 年―01 年）には、保見団地での共生地域づくりや不就学の子どもの支援に関わる。オーストリア・ウィーンでの外国人としての生活を経て、06 年から現協会勤務。東京外国語大学・多言語多文化教育研究センターの多文化社会コーディネーター研究に関わる。

ボランティアチーム"We are with You"代表
宮﨑 マルコ （みやざき　まるこ）

ブラジル連邦共和国パラナ州出身。平成１５年来日、平成１７年より大泉町在住。現在、町内でブラジルレストランを経営している。平成２３年東日本大震災での被災地支援活動をきっかけにボランティアチーム We are with You を結成する。外国人住民も、災害時などの緊急時に、国籍に関係なく支援する側として活動することを目的として、町と連携し防災訓練、救命講習会の開催や、町の総合防災訓練への参加など、様々な活動に取り組んでいる。

セッション２「多様性を地域の力としていくために」

【コーディネーター】

公益財団法人　日本国際交流センター　執行理事
毛受 敏浩（めんじゅ　としひろ）

慶応大学卒業後、兵庫県庁で 10 年間の勤務中、姉妹州の米国エバグリーン州立大学に派遣され修士号を取得。1988 年より日本国際交流センターに勤務し、草の根の国際交流活動等を担当。慶応大学、静岡文芸大学等で非常勤講師を歴任し、現在、総務大臣自治体国際交流表彰選考委員、新宿区多文化共生まちづくり会議会長。著書に『公務員のための外国語活用術』『人口激減－移民は日本に必要である』『異文化体験入門』、編著書に『国際交流・協力活動入門講座 I～IV』　“Asia on the Move”“等がある。

【事例発表者】

一般社団法人グローバル人財サポート浜松　代表理事
堀 永乃（ほり　ひさの）

一般社団法人グローバル人財サポート浜松代表理事。自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザー。企業勤務の傍らボランティア活動を経て、平成 15 年より浜松国際交流協会で日本語教育や交流事業等の企画と運営に携わる。リーマンショック後は在住外国人の就労支援に取り組み、2011 年にグローバル人財サポート浜松を立ち上げる。現在、外国人介護人材の育成や技能実習生向けの企業内日本語教育、大学生を対象にした次世代育成を行う。また全国で研修や講演を多数行う。著書「やさしい日本語とイラストでわかる介護のしごと」（日本医療企画、2015 年）

COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ）
宮城 ユキミ（みやぎ　ゆきみ）、　田中 琢問（たなか　たくもん）

Communicate with Others to Learn Other Roots and Stories の略で通称 COLORS（カラーズ）。2013 年、HICE 主催「７８ヶ国の浜松市民が大集合？！未来はみんなでつくる！」というイベントをきっかけに、もっと交流の場の提供や活動を継続したいと考え、2014 年１月に発足。2014 年度は、「話し合う集まり」、外国にルーツを持つ若者のためのキャリアプランニングワークショップ、グローバル人材就職セミナー開催。平成 27 年度は、高校生の励みとなるような活動をしたいというメンバーの想いから、浜松市内県立高校の協力を得て出張講座を実施。

開会

＜座長挨拶＞

浜松市長　鈴木 康友

皆さん、こんにちは。

本日は、年末の大変ご多用な中を、ご来賓をはじめ、関係省庁の皆さま、そして会員都市の首長さんや職員の皆さん、そして一般参加者の皆さま、多くの皆さまに、この「外国人集住都市会議はままつ2015」にご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年度は、浜松市が座長都市ということで、浜松市で開催させていただくこととなりました。また、運営につきましては、群馬・東京・静岡ブロックの参加都市が担当いたします。

外国人集住都市会議が設立されてからもう15年目となるわけですが、これまで、外国人との共生の問題、あるいは国のさまざまな制度の問題等についていろいろな議論を積み重ねてまいりました。会員都市間の連携による情報交換や調査・研究だけでなく、国に対し、法律や制度の運用等について提言を行ってまいりました。そうした中で、新たな在留管理制度により外国人が住民基本台帳の対象になるなど、少しずつ成果が生まれてきたわけでございます。

そうした活動のなかで、これまでは外国人住民に係るさまざまな課題に対応することが、この会議の主たるテーマでございましたけれども、今年度から外国人住民の皆さんの持つ多様性とを、いかに都市の活力として活かしていくか、こういうテーマにも意識的に取り組んでいこうということになりました。

本年は外国人集住都市会議の設立から15年目、1990年の改正入管法の施行から25年となります。この間、外国人住民が急激に増加した時期もありましたし、リーマン・ショックをきっかけに大きく減少するということもございました。そして今、定住化が進展する時代に入ったと思います。

一方で、現在、国において、人口減少や労働力不足を背景に、様々な形で新たな外国人の受け入れが検討されています。

本日の会議では、こうした社会の変化や現在ある課題に対して、さまざまな視点から活発なご議論をいただきたいと思います。会員都市の首長の皆さまをはじめ、多くの皆さまから貴重なご意見をいただきまして、新たな価値の発見や制度の改善等につながる有意義な会議となりますことを、心から期待しています。

結びにあたりまして、この会議の開催にあたり、大変ご尽力いただきました関係各位に心から感謝申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

＜来賓挨拶＞

在浜松ブラジル総領事館　ジョゼ・アントニオ・ピラス総領事

皆さま、こんにちは。

すでに恒例となりました「外国人集住都市会議」が、本年ここ浜松に再び帰ってきて開催されますこと、そして私もそれに参加させていただくことができましたこと、大変光栄に存じます。鈴木康友市長をはじめ、ご来賓の皆さま方、9県26都市の代表の方々、日本の関係府省庁の方々、そして本日会議にご出席されておられますさまざまな国籍の皆さま方に対しごあいさつ申し上げます。

外国人集住都市会議会員都市は、労働、文化、そして私がモデルプロジェクトの好例と認識しております「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」に代表されるような教育など、多文化共生の鍵となる分野において数々の取り組みを実践されており、新しい形での多文化共生政策を模索協議し、拡大しておられ、会議の重要性は増大の一途をたどっていると認識しております。

この地域に在住するブラジル人コミュニティの中には、日本の学校や大学で学び、自らを向上させ、日本社会において高い資質と実力が認められて、すでに成功を収めていらっしゃる方々が徐々に増えてきております。同様により多くの外国人住民の方々が、より活動的に、より統合した形で社会に参加していけるようになることを期待していると申し上げさせていただきたいと思います。

本日ご参加の市町および県、府省庁は、外国人住民が、各地域の経済ならびに社会の活性化によい影響をもたらすような数多くの取り組みをすでに実施されており、それに対し心より御礼申し上げます。

本会議は、多文化共生社会を向上させるための、さまざまな取り組みを共有する絶好の機会です。本日ご参加の全ての方々が、実り多き協議をされますことを期待してやみません。

ありがとうございました。

基調講演

「外国人集住都市会議の 15 年とこれから～集住都市の経験を生かすために～」

明治大学国際日本学部教授　山脇 啓造

ただいまご紹介いただきました明治大学の山脇と申します。これから、外国人集住都市会議の15年間を振り返ってお話をさせていただきたいと思います。

私が集住都市会議のアドバイザーを担当したのは、2004年度から2014年度までででしたが、実は私は2000年に浜松市が初めて世界都市ビジョンをつくるときに関わっていたこともありまして、2001年５月に浜松市で、外国人集住都市会議の最初の事務局の会合があったときから傍聴させていただいて、それ以来関わりを持ち、今日まできています。今日、この会議の15年間を振り返る場で、こうして講演をさせていただくことを大変光栄に思っています。

今日のお話の中で、最初にこの15年間をいくつかの時期に区切って振り返り、その上で集住都市会議の成果や課題についてお話し、最後に今後の方向性について私なりの考えをお話しさせていただこうと思っています。

外国人集住都市会議の歴史

2001年にスタートした会議を四つの時期に区切ってみました。まず2001年度から2004年度まで、会議が始まった最初の４年間です。この４年間は浜松市と豊田市が座長都市を務めました。

浜松市で2001年10月に、記念すべき第１回の首長会議が開かれました。そしてその場で、「浜松宣言及び提言」が発表されています。外国人集住都市会議に参加した当時の13都市により、日本人市民と外国人市民の共生に向けた「互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深める中で、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会の形成を、全ての住民の参加と協働により進めていく」ことを謳った宣言が発表されました。これは日本の自治体にとって初めての共生都市を目指す宣言であったと思います。

そして翌年の「14都市共同アピール」は、外国人受入れに関する基本的な方針の策定や施策を進めていく組織の設置を国に求める内容になっています。

2003年度からは豊田市に座長都市が代わりましたが、この２年間は２回の会議が豊田市

で開かれました。１年目は自治体と厚生労働省そして日本経済団体連合会からパネリストが出席し、パネルディスカッションが行われました。２年目には当時の経団連会長、トヨタの会長でもあった奥田碩氏が基調講演を行っています。

2001年の浜松宣言のときには、「地域共生」という言葉がキーワードになっていたのですが、2004年の「豊田宣言」の中で初めて、「多文化共生」という用語が使われました。これ以来、多文化共生という言葉が定着し、本日の会議のサブテーマも「多文化共生社会の実現に向けて」となっています。そうした意味で、この会議の立ち上げからの４年間は、「地域共生から多文化共生へ」と整理しました。

この後2005年には、総務省が多文化共生の推進に関する研究会を立ち上げ、2006年３月に報告書が策定されました。そして総務省から全国の都道府県・政令市に多文化共生の指針・計画づくりを求める通知が出され、そうした取り組みが全国の自治体に広がっていきました。

続いて、2005年度から2008年度までが第２期になりますが、この時期のキーワードは、一つは「国との対話」、そしてもう一つは「規制改革」を挙げることができるかと思います。第２期は、四日市市と美濃加茂市が座長都市を務めました。四日市が座長都市を務めた前半の２年間の特徴としては、子どもの教育を中心に、就学前、義務教育期間、それから義務教育後、さらに外国人学校という四つのテーマに分けて調査・研究をした２年間でした。子どもに焦点を当てたことが、社会へのより大きなアピールにつながったのかもしれませんが、2006年にはＮＨＫが夜７時の全国ニュースで外国人集住都市会議の様子を報道し、初めて、外国人集住都市会議の存在が全国に知られることになりました。

美濃加茂市が座長都市を務めた後半の２年間ですが、2007年に初めて自民党と民主党の二人の国会議員が会議に参加し、発言するなど、国との対話が増えた時期でした。国との対話が増えた背景としては、2006年４月に、経済財政諮問会議で総務省の多文化共生に関する研究会の報告書が紹介され、外国人の生活環境が国において初めて議題に上がったことがあります。受け入れた外国人の生活環境の整備に国が努める必要があるという当時の小泉首相の指示のもとに、関係省庁の検討会や委員会が動き出したことによって、外国人集住都市会議が自治体の代表として、国の会議に加わることが増えていきました。美濃加茂市の事務局が、国の会議に出席するための資料作り等で忙しくしていたことを思い出します。

もう一つのキーワードの規制改革なのですが、当時の小泉政権の中では、規制改革が大きなテーマになっていて、毎年さまざまな規制改革要望が自治体や民間団体から提出されました。外国人集住都市会議も2005年度から教育や社会保障あるいは外国人登録に関する規制改革要望を提出することで、国との対話が加速していきました。その大きな成果が、後ほどお話しますが、外国人登録制度の廃止と住民基本台帳制度の改革です。2008年末には法務省と総務省の協議により、新しい登録制度の骨格が形成されました。

続いて、第３期を2009年度から2014年度と整理していますが、この時期のキーワードは、

「政治主導」だったかと思います。2009年は政権交代が起こり、民主党政権に代わった年でした。民主党政権は「政治主導」をキーワードに掲げていました。外国人集住都市会議では設立当初から省庁と対話してきましたが、第３期になってからは、「政治主導」の中で政策決定のイニシアチブをとる政治家、あるいは政務三役との対話が実現しました。

2009、2010年度は群馬県太田市が座長都市でしたが、2009年の会議では、当時の民主党の副幹事長が外国人集住都市会議の提言を受け取りました。2010年には、内閣府、厚生労働省、文部科学省の3副大臣がパネルディスカッションに参加し討議を行いました。2011、2012年度は飯田市が座長都市でしたが、2012年の東京会議では、会議の直前まで内閣府の特命担当大臣だった中川正春議員が議論に加わり、初めての大臣級の政治家による参加となりました。2013、2014年度は長浜市が座長都市を務め、2014年の東京会議では、法務副大臣及び経団連副会長が参加したパネル討論が開かれています。

そして、まだ始まったばかりの第４期ですが、先ほど鈴木市長の開会のごあいさつの中にもありましたが、私はこの第４期のキーワードを「多様性」と捉えています。外国人集住都市会議のホームページに会議の規約が掲載されていますが、その規約が今年4月に改正され、会議の目的として、「外国人住民の持つ多様性を都市の活力として、外国人住民との共生を確立することを目指す」ことが謳われています。また、会員都市については、これまでは「ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が居住する都市」という定義がされていましたが、「外国人住民に関わる施策や活動に取り組む都市」と改められています。

外国人集住都市会議の成果と課題

次に会議の成果を整理してみました。先ほどお話したように2002年の「14都市共同アピール」の中で、国としての体制づくり、組織づくりを訴え、それ以来、国としての外国人受入れに関する基本的な方針の策定と、外国人住民に係る施策を進める担当組織の設置を求めてきたわけですが、その一つの成果が、2009年１月に内閣府に設置された定住外国人施策推進室であると思います。

そして、2001年の「浜松宣言及び提言」の中で訴えてきた「外国人登録制度の改革」が反映されたのが、2009年に公布され2012年に施行された改正住民基本台帳法でした。新しい台帳制度によって、日本に3か月を超えて在留する外国人は住民として位置付けられました。「多文化共生」の観点が、自治体行政の基本的な枠組みの中に取り込まれた大きな制度改革であったかと思います。

一方、2010、2011年には、「日系定住外国人施策に関する基本指針」、そして「日系定住外国人施策に関する行動計画」が策定されています。この中で、日系定住外国人を地域社会の一員として受け入れ、社会から排除しないことが記載されており、現在議論されている「一億総活躍」に重なる視点が含まれています。

次に外国人集住都市会議の課題をお話ししたいと思います。先ほど外国人集住都市会議の規約が改正されたことをお話ししました。その結果、2015年度から外国人集住都市会議にオブザーバーとして、東京都新宿区と大田区が加わりました。これまで南米系日系人が多い自治体の全国ネットワークであったわけですが、多文化共生に取り組むのは南米日系人が集住する自治体だけではありません。首都圏では、アジア系外国人がたくさん居住していますが、新宿区や大田区をはじめとする多くの都市が多文化共生の取り組みを進めています。また、関西等の在日コリアンが多い地域や、東北地方の外国人が分散して住んでいる地域、最近では人口減少が加速する地方の小規模な自治体においても、多文化共生に取り組んでいます。こうして全国の自治体に多文化共生の取り組みが広がりつつある中、外国人集住都市会議も多様な自治体と連携し、情報交換、意見交換をすることで、より大きな影響力を持って、日本社会に多文化共生をアピールしていくことが今後の課題ではないかと思っています。

そうした観点から考えますと、これは私からの提案になるのですが、外国人集住都市会議という名称自体が、今後多様な自治体と連携をしていく上で、今の時代の流れに沿わなくなってきているのではないかという印象を持っています。多文化共生に取り組む様々な自治体と連携する上で、例えば、「多文化共生都市会議」のような、会議のあり方を象徴する名称について、検討の余地があるのではないかと思います。

２番目の課題ですが、外国人あるいは移民を受け入れている都市間の連携は、世界的に進んでいる取り組みでもあります。例えばヨーロッパでは、2008年から欧州評議会のイニシアチブで、インターカルチュラル・シティというプログラムがスタートしています。最初は11都市、外国人集住都市会議と同じくらいの規模でスタートしたのですが、今は約100都市が参加しています。これは国の枠を超えた欧州全体のネットワークですが、イタリア、スペイン、ノルウェーなどでは、国内でもインターカルチュラル・シティのネットワークづくりが進んでいます。

このインターカルチュラル・シティは、多様性を生かした都市づくりを目指している自治体のネットワークであり、今回、外国人集住都市会議が打ち出した新しい方向性と重なるテーマを掲げています。実は日本の外国人集住都市会議の動きとヨーロッパの都市間ネットワークの動きとは密接な関連がありまして、昨日も国際交流基金でインターカルチュラル・シティのセミナーがあったのですが、2009年以来、日本とヨーロッパの自治体間の交流が進んできています。

そうした中で、外国人あるいは移民の存在を、トラブルのもとというネガティブな捉え方をするのではなくて、ポジティブに都市の発展の力となる存在として位置付けをしていくという観点が、ヨーロッパでも日本でも進んでいるということが言えるかと思います。2012年1月に東京で初めて日韓欧多文化共生都市サミットが開かれ、日本からは浜松市の鈴木市長、新宿区長、大田区長の３人が参加し、ヨーロッパと韓国からもそれぞれ３都市の首長・副首長が参加した記念すべき都市交流の会議となりました。

基調講演
「外国人集住都市会議の 15 年とこれから～集住都市の経験を生かすために～」

会議に参加した鈴木市長は、「多様性を都市の活力とする」という考え方に共鳴し、2012年10月に第２回の多文化共生都市サミットがこの浜松で開かれています。

この浜松サミットで発表された宣言は、「文化的な多様性を都市の活力の源泉と捉えるとともに、文化背景の異なる住民間の交流を、創造や革新の好機として積極的に促進し、グローバル時代にふさわしい都市づくりを目指す」ことを謳った内容になっています。

こうした自治体の交流、特に国境を越えた連携というのは、世界各地で活発になっています。インターカルチュラル・シティとは別に、ヨーロッパにはもう一つ、ユーロシティーズという国際的なネットワークもあります。一方、アメリカでも、ウェルカミング・シティーズという、アメリカ国内のニューヨークからロサンゼルスまで移民の多い60を超える都市が参加するネットワークができています。カナダのトロントでは、自治体のグローバルな連携を進めるためのオンライン・コミュニティがつくられています。これはシティーズ・オブ・マイグレーション（Cities of Migration）というウェブサイトで、ヨーロッパや北米の都市を中心に、さまざまな都市のグッド・プラクティスを紹介し合い、学び合う場となっています。お隣の韓国でも、外国人集住都市会議をモデルにした全国多文化都市協議会という都市ネットワークがつくられています。

こうした都市間の連携というのは、国際的なトレンドになっていますが、中でも外国人集住都市会議は、設立されたのが2001年と早かったこと、国の政策づくりに大きな影響力を有している点で、非常にユニークな会議であります。けれども、残念ながら国際的にはあまり知られていません。その大きな要因として、これまで外国人集住都市会議は、英語による発信に力を入れていなかったということがあるかと思いますが、これからは国際的な都市のネットワークの中に外国人集住都市会議も加わり、発信をしていく、そしてまた海外のグッド・プラクティスから学んでいく、そうした方向性も必要ではないかと考えています。外国人集住都市会議には正式な英語名称がありませんが、”Japan Council of Intercultural Cities”というシンプルな名称を考えてみました。

それから３番目の課題ですが、日本社会は世界的に見れば極めて同質性の高い社会であります。しかしながらそうした中で、企業と大学は多様性を推進する方向に大きくかじを切っています。特に世界展開をしている大企業は、10年ぐらい前から、人材のダイバーシティに力を入れて、世界で活躍する人材の採用そして育成に力を入れています。

最近では、国内の市場が縮小する中で、海外市場に販路を求めて外国人材を積極的に雇用している中小企業も少しずつ増えてきています。2012年には経済産業省が、「ダイバーシティ経営企業100選」という取り組みを始めて、中小企業も含めた全国の企業を後押しする取り組みを進めています。

一方大学も、2008年に国が「留学生30万人計画」を打ち出し、2014年度スーパーグローバル大学創成支援事業が始まるなど、多様な学生を受け入れるとともに在学生を世界に派遣し、大学のグローバル化を進める取り組みが進んでいます。

これまで多文化共生は、主に自治体の課題として位置付けられることが多かったと思い

ますが、これからはダイバーシティを推進する企業や大学と、多様性を生かした地域づくりを進める自治体が連携することで、より積極的に多文化共生やダイバーシティの意義を社会に発信することが望まれるのではないかと考えています。

2006年に総務省が多文化共生のプランを策定して以来、全国の自治体で多文化共生の取り組みは進んできましたが、その取り組みの多くは、いわゆる外国人支援に関わるものが中心だったと思います。そうした支援は当然として、外国人あるいは外国ルーツの住民が地域づくりに貢献し、活躍する、そうした多文化共生の在り方を、私は「多文化共生2.0」と呼んでいます。バージョンアップした多文化共生という意味ですが、そうした多文化共生を、自治体が企業や大学と連携して進めていくことを期待したいと思っています。

今後の課題として、あともう一つだけ、付け加えたいと思います。国では、さまざまな外国人材の活用ということが打ち出されています。首相自ら移民政策は取らないと言いつつも、例えば観光、ＩＴ、介護あるいは建設等、さまざまな分野での外国人材の活用が唱えられています。そして今、外国人労働者の受け入れに関する制度の中心に技能実習制度があります。これまでは出入国管理政策に関しては国の所管であり、外国人集住都市会議としては、専ら多文化共生の観点で地域の課題を中心に取り上げてきたのですが、実際には、この出入国政策と多文化共生政策あるいは社会統合政策は車の両輪とも言うべき関係にあります。国がどのような出入国政策をとるかが、自治体の多文化共生の政策づくりを進める上で大きな影響があることは言うまでもありません。そうした国の新たな外国人受け入れの在り方に関して、どこまで踏み込んで自治体として提言するのかということも、今後一つの課題となっていくかもしれません。

多文化共生の新時代へ

最後に、今後の外国人集住都市会議の方向性について触れたいと思います。日本の将来にかかわる大きなテーマとして経済社会のグローバル化に注目が集まっていますが、グローバル化を進める上で、多文化共生が重要なインフラになっているという認識が広がっています。例えば、先ほど紹介した浜松市の多文化共生都市ビジョンがそうした方向性を打ち出したものでありますし、現在東京都でも、世界をリードするグローバル都市を目指すために多文化共生を進めることを打ち出そうとしています。また、明治大学の地元である中野区においても、グローバル都市戦略を策定中ですが、その戦略の３本柱の一つに、多文化共生が位置づけられています。

一方、地方においては、人口減少の問題がじわじわと暗い影を投げかけてきています。そうした中、人口減少あるいは地方創生という観点から、多文化共生にアプローチする自治体も増えてきました。例えば2013年には広島県にある人口3万人の安芸高田市が多文化共生プランを策定し、外国人市民が活躍できる地域づくりをめざすことを明確にしました。沖縄県も2014年に人口増加計画を策定しましたが、その中で国内外からの移住者を求める

政策を打ち出しています。岡山県美作市も人口3万人の小さな自治体ですが、外国人を3000人受け入れることで地域の活性化を図るという構想を打ち出しました。

最近、石破地方創生担当大臣が、移民の受け入れに関する発言をしたことが話題となりました。地方創生に関する話題の中で、記者からの「移民の受け入れについてどう考えるか」という質問に対し、石破大臣の個人的な見解だと思いますが、「人口減少が進む中で、移民の受け入れというのは不可避の課題である」という認識を示しました。

一方、「一億総活躍社会づくり」を担当する加藤大臣も、各地で記者会見をするたびに、「移民政策はどうするのか」と聞かれています。加藤大臣はそのたびに移民政策はとらないことを繰り返す一方で、「高度人材」に関しては、積極的に受け入れたいということを強調しています。さらに在住外国人の力を借りるのは当然とも発言しています。「一億総活躍社会づくり」の「一億」の中には、外国人住民も含まれることが示唆されたわけです。

これから移民政策の議論が進むのか進まないのか、私にも予想はできません。しかしながら、いずれにせよ多文化共生の課題というのは、自治体がリードして成功事例を積み重ねていくことが不可欠であると思います。先ほど申し上げたように、自治体が企業や大学とも連携しつつ、「多文化共生2.0」の成功事例をつくり、積み重ね、それを社会に積極的に発信していくことで、日本社会としての方向性を示していくことができるのではないかと考えています。

国が方向性を示す時期がいつになるのか分かりませんが、多文化共生社会づくりを進める基本法を制定することが不可欠であると考えています。内閣府のホームページの「共生社会政策」というページでは、高齢者や障害者等さまざまなマイノリティに関する施策と並んで日系定住外国人施策が位置づけられています。どの施策分野も、施策を進めるための基本法があります。しかしながら外国人に関する分野においては法律がありません。あるのは入管法だけです。そうした意味で、多文化共生社会づくりを進めるための法律、基本法が不可欠であると私は考えていますし、政策を進める担当組織、関係省庁の連携を推進していくための組織が必要と思います。

移民の受け入れが進んでいる先進国において、こうした法律や担当組織が定まっていないのは、いまや日本だけと言ってもいいかと思います。ヨーロッパや北米だけでなく、日本の近隣国である韓国や台湾においても、そうした法律や組織があります。韓国では出入国・外国人政策本部が法務省に置かれ、「在韓外国人処遇基本法」が定められています。台湾においても「入出国及移民法」がつくられ、移民署という組織が内政省に置かれています。

多文化共生社会づくりに向けた国の体制整備を後押しするために、自治体が多文化共生の取り組みを積極的に推進し、社会に発信すること、特に自治体のフロントランナーとしての外国人集住都市会議に期待しています。

ご清聴ありがとうございました。

外国人学校生徒による和太鼓の演奏と合唱

ムンド・デ・アレグリア学校

皆さんこんにちは。

私たちは浜松市内にある日系外国人学校、ムンド・デ・アレグリア学校のペルー課程、ブラジル課程の中高生です。本日は、このように多くの方の前で、学校を紹介する機会をいただき誠にありがとうございます。

私たちの学校には、日本文化、伝統、そして礼儀を学ぶために和太鼓クラブがあります。週に１回、海外でも活躍する地元の和太鼓団体、「少女和太鼓魁鼓500」の種村弘子先生のご指導を受けて練習を続けています。

今日は、「勇駒」という野原を駆ける馬をイメージした躍動感のある曲を演奏します。和太鼓を始めて間もない生徒も多く演奏は未熟ですが、一生懸命覚えましたので私たちの気持ちを感じていただければうれしいです。

【 和太鼓演奏「勇駒」】

演奏をお聴きいただきありがとうございました。

私たち、ムンド・デ・アレグリア学校の生徒は、１年をとおしてブラジル、ペルー本国と同じカリキュラム、同じ教科書で、ペルー人、ブラジル人の先生から授業を受けています。学校は幼稚部から高等部まであり、来日したばかりの生徒や、ずっと日本に住んでいる生徒などいろいろです。もちろん日本語も勉強します。ひらがなを学ぶクラスから、日本の大学や専門学校を目指す進学クラスまであり、積極的に漢字の学習や能力試験の勉強もしています。また、勉強だけでなく日本の習慣も大切にしており、毎日帰る前に全校で

一斉に掃除を行っています。

それでは最後に、私たちがいま練習している歌を、お聴きいただきたいと思います。アテネオリンピックのテーマソングにもなった『栄光の架け橋』です。日本の学校のように合唱に慣れていない私たちなので、なかなかうまく歌えませんが、ペルー課程、ブラジル課程合同で毎週練習しています。練習するたびに、歌詞の中の「悲しみや苦しみの先にそれぞれの光がある」という部分に、いつも勇気づけられています。歌をご存じの方も多いと思いますので、会場の皆さま方も私たちと一緒にぜひ、声を合わせて歌っていただきたいです。よろしくお願いします。

【 合　唱「栄光の架け橋」】

最後までお聴きいただきありがとうございました。私たち生徒は、二つの国の文化・習慣を大切にしながら、将来ダブルアドバンテージと言っていただけるように、努力することを目標としております。まずは、ここ浜松で、そして日本社会で、母国と日本の架け橋になれるように頑張りたいと思います。

これで、私たちの発表を終了いたします。

ありがとうございました。

セッション１
「外国人住民に係る課題の解決に向けて」

登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】
群馬県太田市長　清水 聖義
群馬県大泉町長　村山 俊明
静岡県富士市副市長　森田 正郁
静岡県掛川市長　松井 三郎
【府省庁関係者】
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）定住外国人施策推進室参事官　村田 達哉
総務省自治行政局国際室長　植村 哲
外務省領事局長　能化 正樹
文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室室長補佐　小林 克嘉
文化庁文化部国語課長　岸本 織江
厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長　久知良 俊二
【コーディネーター】
首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人
【事例発表】
公益財団法人浜松国際交流協会主任・多文化共生コーディネーター　松岡 真理恵
ボランティアチームWe are with You　宮﨑 マルコ、角田 加代子

○司会　浜松市国際課国際交流員　エレン・ミッチェル

皆さま、お待たせいたしました。ただいまよりセッション１「外国人住民に係る課題の解決に向けて」を開始いたします。

私は、セッション１の司会を務める、浜松市国際課国際交流員のエレン・ミッチェルと申します。どうぞよろしくお願いします。

セッションのテーマをご紹介します。外国人集住都市会議は、外国人住民に係る課題の解決に向けて、積極的な取り組みを続けてきました。このセッションでは、外国人住民の多国籍化や定住化により、都市の状況や抱える課題が変化しつつある中、情報提供の在り方や日本語教育、安定した就労に向けた政策などについて議論していただきます。

それでは、はじめに事例発表をしていただきます。公益財団法人浜松国際交流協会主任・多文化共生コーディネーター、松岡真理恵さんからお願いいたします。

＜事例発表＞

○（公財）浜松国際交流協会　松岡 真理恵

浜松国際交流協会、通称「ＨＩＣＥ（ハイス）」で多文化共生コーディネーターを務めております松岡と申します。よろしくお願いいたします。

今日は少し緊張しております。と言いますのも、集住都市会議の始まるころ、私、豊田市の国際交流協会に職員として勤めており、保見団地等に足しげく通っておりました。そして、外国人との多文化共生の取り組みというものは、地方自治体のレベルだけではなく、中央省庁も一緒に取り組んでいかなくてはいけないとちょうど思っていまして、2000年に浜松市に出掛けて行って、そのようなことをお話ししたら「実は、浜松市でも同じようなことを考えていて、すでに動き始めている」ということでした。

そして翌年から集住都市会議が始まったのですが、そのような集住都市会議で15年目の節目に、今度は浜松の国際交流協会の立場で発表する機会をいただいたということで、非常に光栄に思っております。よろしくお願いいたします。

今日は、浜松国際交流協会の取り組み、具体的な地域の事例、そして課題解決のために必要なことということでお話ししたいと思います。まずざっと国際交流協会の取り組みをお話しいたします。国際交流協会は1982年に設立されました。現在、浜松市との連携のもとで多

文化共生センター、そして外国人学習支援センター、二つのセンターを運営しております。

事業としては四つの柱でやっております。大きく内容的には二つの柱です。「多文化共生のまちづくり」、こちらは直接的な在住外国人への支援やサービスです。そして「グローバル感覚に優れた人づくり」、こちらは受け入れる社会側の国際交流や理解を促進するものです。このようなことをたくさんの人と一緒にやっていこうということで、市民活動支援があります。そして情報提供・収集もやっております。

今日はこの「多文化共生のまちづくり」の６本の柱をざっと見ていきたいと思います。

まず相談事業ですが、ここで特徴的なのはメンタルヘルス相談です。ブラジル人の心理士が２名おりまして、１人は相談、そしてもう１人は精神科での診療への同行通訳をやっております。現在は非常に発達障害の相談が増加しております。その他の相談事業としましては、相談する側の人材の育成ということで、外国人当事者のリーダー格の人材育成なども行っております。ソーシャル・ワーク研修や、コミュニティ・エンパワメントなどになります。

次に日本語学習支援。こちらは学習支援センターで主にやっております。特徴的なのは、文化庁の委託事業としてやってまいりました浜松版日本語コミュニケーション能力評価システムの開発・運用がございます。こちらは今日、パネルの展示がありますので、詳しくはそちらをご覧ください。

外国につながる子ども支援に関する事業。こちらのほうで特徴的なのは、外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業です。こちらもパネルがありますので、詳しくはそちらをご覧ください。

地域共生推進事業。こちらは自治会レベルの地域での共生活動を推進するというものです。具体的に言いますと防災訓練の協力ですとか、回覧の文書のフォーマットづくり、翻訳・通訳などの協力を各自治会に対して行っております。

そして多様性を活かしたまちづくり。本日の第２セッションでＣＯＬＯＲＳ（カラーズ）というグループが発表いたしますが、そのＣＯＬＯＲＳのグループなどを支援しながら、例えば外国にルーツを持つ若者のためのグローバル人材就職応援セミナーなどをやっております。こちらもパネルにありますのでご覧ください。

さらに多文化防災。こちらも多言語防災アプリの開発等、いろいろなことをやっております。今年度は災害時の多言語ボランティア養成ということで、在住外国人のリーダーを中心に多言語ボランティアの養成をやっております。

それでは、具体的な私の関わっている地域の事例を見ていきたいと思います。皆さん外国人の集住都市にいらっしゃいますので、いまからお話しすることは非常に身近に起こっていることだと思います。外国人の集住している公営団地で起こっていることですけれども、よく自治会のほうから訴えがあります。例えば、外国人はゴミ出しルールを守らない、外国人は掃除に出てこない、外国人は自治会の役員をやらないなど。

最近あったことなのですけれども、外国人が神社での祭典費が含まれる共益費を払わない。要するに、宗教が違うので神社のお祭りは関係がないので、それは支払いたくないと言ってきて、共益費が集められないというような訴えなどもありました。

静岡県内の西部では、例えば外国人の入居率を見てみますと、高いところでは60％ぐらいあります。そのほか、50％、40％、30％台、20％台といろいろ、非常に高いところも多いです。ただ、このような問題は外国人の問題なのだろうかということです。実は、これはコミュニケーションの課題でもありますし、自治会運営の課題でもあります。また、福祉住宅化がみられる公営団地の課題でもあると思います。

具体的に言いますと、コミュニケーションの課題というのは、言葉や文化の違い。これは非常に分かりやすいと思います。自治会運営の課題と言いますのは、例えば、自治会の会計や、仕事内容の整理、引き継ぎなどがうまくいっているか。運営そのものがうまくいっているかというような課題もあります。

そして福祉住宅化的な公営団地の課題ということなのですけれども、これは日本の住宅政策と関係してきますが、そもそも公営団地というものは、最初のころは住宅不足の解消のためにつくられていきました。最初は元気な子育て世帯が入居して、子どもが大きくなると出て行くということを繰り返して、基本的には常に元気な若い層が入居していたという状況だったと思います。

ところが、皆さんご存じのとおり高度成長期を経て、いまは少子高齢化社会ということになっておりまして、その中で公営団地の役割、位置づけというのも政策的に大きく変わってきています。具体的に言いますと、単身の高齢者の入居率がパーセントとしても明らかに上がってきています。そもそも単身者の入居率などは、2000年から比べても10％ぐらいから30％まで、現在上がってきていたり、65歳以上の高齢者の中でも単身者が明らかに多くなってきています。

そういう単身の高齢者や、ひとり親家庭、障害を持っている方などのセーフティーネットとしての位置づけが非常に大きくなってきています。これは政策的に、こういうかたちに変わってきているということです。

このような状況で、自治会運営がなかなかうまく回らないというようなことがあります。そこに外国人の入居も増えてきており、ますますうまく回っていないという状況が、いろいろな公営団地で見られていると思います。つまり、これは外国人の問題と一言で片付けられることではないということです。むしろ外国人世帯は元気な子育て世帯も多いので、場合によっては掃除などでも積極的にやってくださっていますし、防災などでも力を発揮していってもらおうという話もあります。

つまり外国人問題にしないということが非常に大事なのではないかと思います。現在は多文化問題が日常的な時代です。これをいつまでも「外国人の問題だ」としてしまうと、本来の問題というものを見落としていってしまうというようなことがあるのではないでしょうか。

いまはどの団地でも、例えばコミュニケーションに関しては、翻訳というようなことに

関しては、さまざまな文書が出回っています。それでもなかなか解決しないところには、もちろん翻訳文書だけではいけないということがありますけれども、団地の構成員が変化しているなかで課題を解決していかなければいけないという、違った視点から見ていかなくてはいけないということがあります。

そのために調整、コーディネートというものが非常に重要になってくると思います。これは人材で言えばコーディネーター、またコーディネート機能を持つ部署、組織、団体というものが、非常に大事になっていくということです。

最後にまとめますと、ポイントとしては、外国人の問題にしない。これは外国人だけの問題ではなく、やはり日本社会の課題であるわけで、その視点から取り組んでいくことが大切だということです。それにはやはり外国人の問題として押しつけ合わないこと、そして調整を行うコーディネート役が必要となるものと考えております。

ありがとうございました。

○司会　浜松市国際課国際交流員　エレン・ミッチェル

ありがとうございました。続きまして、群馬県大泉町のボランティアチーム We are with You 宮﨑マルコさんと角田加代子さんにお願いいたします。

○ボランティアチーム　We are with You　宮﨑 マルコ

ブラジル人ボランティアチーム We are with You 代表の宮﨑マルコです。

私は平成15年に日本に来ました。そして大泉町に平成17年から住んでいます。最初、製造業で働きました。現在は大泉町でブラジルレストランを経営しています。日本に来たときは、日本語がまったく話せませんでしたが、一生懸命勉強して、いまはこれくらい日本語を話せるようになりました。これからの発表は、私と、もう１人の We are with You メンバーの角田加代子で行います。

○ボランティアチーム　We are with You　角田 加代子

角田加代子です。大泉町多文化共生コミュニティセンターで通訳や翻訳業務をしています。We are with You のメンバーとして、行政とボランティアチームの間に立って連絡・調整を主に担当しております。

○ボランティアチーム　We are with You　宮﨑 マルコ

それでは私からブラジル人ボランティアチーム We are with You のことについて説明します。

We are with You は平成23年の東日本大震災でのボランティア活動をきっかけにつくった団体です。３月11日、地震が起きたときは、大泉町でも震度５強の強い揺れがありました。私の店が入っているスーパーでも、商品がすごく揺れ、たくさんの品物が床に落ちました。とても怖かったです。

その後、計画停電がありました。そしてガソリンを買うのも難しくてとても困っていました。でも、大泉町役場からは、私たちが分かるようポルトガル語で、たくさんの情報を伝えてくれました。私たちを心配してくれていると感じて、とてもうれしかったのを覚えています。

大泉町での生活は、少しずつ震災前のように落ち着いてきましたが、テレビを見ると、地震や津波で困っている東北の人たちが映っていました。おじいちゃんやおばあちゃんが泣いている姿を見て、私の目から涙が流れました。いままでお世話になった日本人のために何かしたいと思うようになりました。支援物資を集めていましたが、その後何をどうすればよいのか分かりませんでした。役場に相談したら、「炊き出しボランティアに行ってみないか」と誘っていただき、日本の皆さんと一緒にブラジル人も連れて行ってもらいました。

どんなものをつくったら被災者の人たちに喜んでもらえるのかを役場と相談して、ホットドッグとコーヒーをつくることに決めました。被災地で炊き出しをしたら、皆さんから「おいしい」と言っていただきました。私たち外国人が日本人を支援し、感謝してもらうことができました。そして、私たちは手伝えたことがとてもうれしかったのです。

この経験がきっかけとなって、現在の We are with You ができました。 We are with You のメンバーは全員で15人です。ブラジルの店やブラジル人学校の先生、公立学校の通訳などが中心となって活動しています。

○ボランティアチーム　We are with You　角田 加代子

私からはこれまでの活動内容について、いくつか紹介させていただきます。

町の防災訓練で、私たちのグループは炊き出しを担当し、誰でも食べられるように味付けに工夫したブラジルのスープをつくりました。日本では炊き出しというと、カレー、うどんなどが多いと思いますが、野菜がたくさん入ったスープも体が温まり、おなかもいっぱいになると好評でした。おかわりする人がたくさんいました。

町内企業から冷凍食品やデザートなどをいただき、スープと一緒に配ったこともあります。役場と相談して、宗教の関係で肉が食べられない人のために、ブラジル人学校の子どもたちや、地元の大学生と協力しておにぎりをつくったこともあります。味付けにふりかけを用意しましたが、肉のエキスが使用されているものがあり、「これは使えない」とか、「これなら大丈夫かな」と話し合ったりしていろいろと勉強になりました。

また、実際に災害が起きたときと同じように、消防署に通報する訓練もしました。けがをしている人たちや、足の弱いお年寄り、障害を持っている人などを助けながら、安全なところに避難する訓練もしました。役場の協力により、救命講習会を毎年開催して、ＡＥＤの使い方などを勉強しています。

メンバー以外の外国人にも声を掛け、参加してもらっていますが、参加者はとても熱心で、次から次に質問が出てきます。いざというときには国籍に関係なく、誰もが人の命を助けられるようになればいいなと思っています。

このほかにも、毎年行われる町の清掃活動に積極的に参加しています。地域の人たちと触れあったり、いろいろな人たちと知り合ったりするのも、楽しみの一つです。私たちの活動は外のパネルで紹介しているので、後でご覧になってください。私たち We are with You のメンバーは、普段仕事をしながら休日などを利用してボランティア活動をしていますが、仕事や家庭の都合で、なかなかイベントに参加できないこともあります。

○ボランティアチーム　We are with You　宮﨑 マルコ

私が以前、レストランの仕事があるので、土・日はあまり活動に参加できず申し訳ないと言ったら、役場の人から、「ボランティアは自分のできることをやればいいんですよ」と言われました。そこで、レストランでの仕事の経験を活かして、炊き出しに必要な材料を準備することにしました。自分が役に立っていると分かって気持ちが楽になりました。

○ボランティアチーム　We are with You　角田 加代子

メンバーの外国人学校の先生は、炊き出しの準備を学校の生徒と一緒にやることがあります。ある日スープに使う野菜を買いに行こうとしたら、「ジャガイモとニンジンは買わなくていいですよ」と言われました。それぞれの家庭から子どもたちに野菜を一つずつ持って来てもらうことで、みんながボランティアに参加できるのだと説明してくれました。炊き出し訓練の前の日に外国人学校に行ってみると、大きいクラスの生徒たちが、小

さいクラスの子どもたちに皮むきを教えながら、一緒に準備をしてくれました。このように、いろいろな人たちが、それぞれアイデアや力を発揮できるようにするには、正しい情報を丁寧に伝えていくことが大切だと思います。このためにも、私は行政と外国人住民のパイプ役になれるよう頑張っていきたいと思います。

○ボランティアチーム　We are with You　宮﨑 マルコ

We are with Youは、これからもメンバーで協力しながら活動していきます。でも、We are with You だけではできないこともあります。分からないこともあります。役場やほかのいろいろな人たちや団体に協力してもらいながら、これからも活動をしていきたいと思います。

私たちの発表を聴いていただきましてありがとうございました。

○司会　浜松市国際課国際交流員　エレン・ミッチェル

ありがとうございました。それでは、セッション１にご登壇いただく皆さま、ステージへお上がりください。

ここからの進行は首都大学東京　丹野 清人教授にお願いいたします。

＜登壇者による意見交換＞

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

ただいま紹介いただきました首都大学東京の丹野と申します。このセッションのコーディネーターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身、実は、ちょうど20年前、1995年に浜松で住み込み調査をやったことがございまして、20年たってどう変わったのかというのを正直、興味を持つと同時に、何が続いているのだろうなというところを、今日もちょっとのぞかせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、外国人集住都市会議の会員都市の状況や、外国人住民に係るさまざまな課題について静岡県掛川市　松井三郎市長より発表をお願いいたします。

○掛川市長　松井 三郎

今年度、群馬・東京・静岡ブロックのリーダー都市を担当しております静岡県掛川市長の松井でございます。掛川のことを一つだけ紹介いたしますが、日本一おいしいお茶の生産地、深蒸し掛川茶を生産しているところです。よろしくお願いいたします。

会員都市を代表しまして、このセッションの概要についてご説明をさせていただきます。外国人集住都市会議では、この15年間、会員都市間で情報共有や、調査・研究を重ねてきました。国、県、関係機関などに対して提言を行うなど、外国人住民に係るさまざまな課題に取り組んでまいりました。そこで、本年度はこれまでの取り組みを振り返り、成果と課題を整理し、各都市の現状や社会状況の変化を踏まえて共通している課題の三点を研究テーマといたしました。

一つ目は情報提供のあり方です。近年、外国人住民の多国籍化、定住化が進み、それに伴い行政窓口の情報提供や、学校・病院での対応において、さらなる多言語化が求められています。いままで南米国籍の方々が中心で多かったのですけれども、東南アジアの人口比率が、だんだん多くなってきており、さらなる多言語化が求められているということであります。

しかしながら、各都市においては限られた通訳職員での対応を余儀なくされており、対応言語にも限界がある状況となっています。ネパール、ミャンマー、タイとかという東南アジアの通訳者が極めて少ないということでございます。

二つ目は、日本語教育です。外国人住民の定住化が進む一方で、日本語ができず通訳を必要とする方が、いまだに大変多くいらっしゃいます。定住外国人の中でも世代の移り変わりが進む中、学校や職場をはじめとする地域社会において、日本語教育は大きな課題となっております。これまでの行政からの支援はもちろんでありますが、外国人自身の努力を促す、多角的な取り組みが必要と思われます。

最後に、安定した就労の促進です。現在、会員都市内においては、住民全体と比較すると、外国人の税金収入率が大変低く、生活保護受給者の割合も高くなっております。その背景には、不安定な就労形態での労働を行う外国人が多く存在することが挙げられ、安定した就労の促進が、こうした状況の改善に大きく関わってくるのではないかと考えます。

これら三つのテーマは、それぞれ独立しているものではなく、密接な関係を持つものと考えております。例えば、情報提供の方法が充実すれば、教育や就労に関する情報も手に入りやすくなるということであります。また、日常生活において必要な情報を理解し、選択して活用するためには高い日本語能力が必要です。高い日本語能力は安定した就労にもつながるということであります。

本日は以上の三つの点について、各都市から現状や課題等を発表していただくと共に、課題の解決に向けて登壇されている皆さまと、意見交換も行っていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

ありがとうございました。

続いて各都市における状況や課題、課題解決のために必要な施策等について、外国人集住都市会議会員都市から発表していただきます。はじめに、群馬県大泉町　村山俊明町長、よろしくお願いいたします。

○大泉町長　村山 俊明

大泉町長の村山です。情報提供の在り方の前に、まず大泉町の概要を簡単に説明させていただきます。大泉町は群馬県でも一番面積が狭い町で、面積約18平方キロメートルの中に約4万1,000人の住民がおります。人口密度としては群馬県の中でもトップクラスであります。

そんな中に、現在16.1％の外国人の方が住んでおりまして、特に多いのがブラジルの方々ですが、国籍としては53カ国の方々が住んでおります。人口に占める割合は、先ほど申したとおりでありますが、数字で言いますと約6,600人でございます。

最近の傾向をみますと、ここ５年ぐらいで、ネパールの方が約10倍近くに増えてきております。町といたしましては、正しい情報を伝えるために、外国人との協働のまちづくりについて取り組んでいるところであります。また、母国語で日本の文化やマナーを周囲に伝えることのできる人を養成する文化の通訳事業や、外国人ボランティアチームとの防災事業にも取り組んでおります。

また、ネパール人キーパーソンなどとも交流を持つ中で、町の清掃活動等に参加していただけるようになりました。

さて、本年９月の鬼怒川決壊により、茨城県常総市に大きな被害が出たわけですが、常総市にも約４千人の外国人の方が住んでいるということで、大泉町の特徴を生かした支援をしようと、ボランティア通訳の派遣を行いました。また、大泉町は５カ国語の多言語医療問診票を用意し、各医療機関等に配布しているところですが、外国人が多い他の都市にこれを活用して頂きたいと思い、先日、群馬県に提出してまいりました。

続きまして、情報提供の在り方について、調査・研究した結果を報告いたします。外国人集住都市会議の会員都市においては、平成23年以降、アジア系の外国人住民が半数以上を占めているという結果が出ております。これまで主に南米系外国人住民を対象として、言語支援をおこなってきた集住都市においては、通訳対応できない言語が増加し、生活に必要な情報を十分に提供することが難しくなってきたという課題につながっているわけです。

大泉町におきましても通訳を増やしてきましたが、いろいろな言語の国の方が多くなって

きており、窓口対応もポルトガル語だけでなく、他の国の言語も必要になってきているという状況です。特に、マイナンバー制度の開始など、外国人住民の生活にも密接に関わる大きな動きがあった年でもあります。全国共通の制度にも関わらず、各自治体で情報を丁寧に提供することが求められる内容です。

外国人集住都市会議といたしましては、これらの情報提供の在り方における課題を解決するため、次のような取り組みが必要だと考えております。まず、多国籍化する外国人住民への通訳・翻訳対応の効率化。災害時の速やかな情報提供を実現するため、多言語音声翻訳システムの高度化と、テレビでの多言語字幕の推進が必要であります。これらについては、昨年東京で開催した外国人集住都市会議で紹介された、取り組みの進捗状況をお伺いしたいと考えております。

次に、市民生活に密接に関わる制度の制定や改正に関しては、制度の内容だけではなく、段階的な周知、広報も重要と考えております。災害時などの緊急時における外国人住民に対する情報提供については、多言語対応に加え、駐日外国公館との連絡調整など積極的な協力をお願いしたいと考えております。

これに合わせて、外国政府が日本に滞在する自国民に対して行う事業や、情報提供など、現在、自治体が個々に対応しているケースもありますが、本来、国が情報収集や円滑な対応を行うべきと考えています。

以上、大泉町としての報告とさせていただきます。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

ありがとうございました。次に静岡県掛川市の松井市長、お願いいたします。

○掛川市長　松井 三郎

はい、２回目のお話をさせていただきます。

先ほども触れましたけれども、また、ちょっと一点触れさせていただきます。世界農業遺産の茶草場農法で生産されているお茶であります。

掛川市は新幹線で浜松市の次の駅、東京に行くほうにあります。よろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の課題であります日本語教育について、掛川市の現状及び取り組みを交えながら発表をさせていただきます。掛川市に住んでいる外国人住民の数は、12月１日現在3,468人で、人口11万7,576人に対しまして約３％を占めております。国籍別に内訳を見ますと、一番多いのがブラジルで1,479人、ついでフィリピンが730人、中国が614人となっており、ここ数年アジア系外国人が増加し、多国籍化の傾向にあります。また、永住者の資格を有する方の割合も増えるなど、外国人住民の定住化が大変進んでおります。

このような状況の中、外国人の方が生活者として自立をし、さらには、積極的に社会参画していくためにも、日本語教育は大変重要であり、掛川市としてもさまざまな取り組み

を進めていきたいと考えております。現在、市内の外国人児童生徒は、小学校に128人、中学校に65人在籍しております。国籍別に見ますと、ブラジル、フィリピン、中国の順で、外国人住民の国籍別割合と同じようになっております。その内、半数以上の子どもたちが日本語指導を必要としており、将来を担う子どもたちが成長する過程での日本語教育の支援、とりわけ初期指導は大変重要だと感じています。

掛川市の日本語教育の取り組みとしては、日本語教室を一期ごとに10回、年３回開講し、日本語能力の向上や、生活に必要な知識の補完を図っております。また、各小中学校に外国人児童生徒支援員を派遣し、学校が必要とする翻訳、通訳および日本語指導が必要な子どもへの支援を行っております。

さらに、ＪＩＣＥ（一般財団法人日本国際協力センター）による外国人就労定着支援研修での日本語学習や、就学前に日本語指導や適応指導を行う「虹の架け橋教室」の活用を推進しております。このような取り組みを進めていく中での課題として２点を挙げます。

一点目としては、日本語指導を必要とする外国人が持つ背景は非常に多様で、ケースに応じた細かな対応のためには、日本語教師の確保が大きな課題となっております。具体的な背景としては、幼少期に来日して、そのまま就学せず、日本語と母国語のどちらの教育も不十分で思うように話せず、いわゆるダブルリミテッドと呼ばれる子どもや、就学年齢を過ぎた、あるいは過ぎて来日され、日本語能力に不安を持つ若者がおります。全体的に日本語教師の数が大変少ない中で、多様な背景を持つ外国人への日本語教育は必要性を増しており、重要な課題の一つとなっております。

次に、普段、市から提供する情報につきましては、可能な限り多言語化、そしてやさしい日本語化をして伝えるようにしておりますが、やはり基本的な日本語能力を持たない状態では、収集できる情報に限りが出てきます。また、各種制度の改定や緊急時の放送など、必要な情報が行き届かない恐れがあります。これらの課題の解決に向けて、関係省庁の方々にお願いを申し上げます。

外国人の子どもに対する日本語学習支援についてでありますが、掛川市では昨年度まで国の委託事業、今年度は県の委託事業によって、ＮＰＯ法人が運営する、先ほど申し上げましたけれども、「虹の架け橋教室」の運営支援が行われてきましたが、県の委託事業が今年度で打ち切りとの説明を伺い、来年度の定住外国人の子ども就学支援の申請に向け、現在準備をしているところであります。

また、労働者の立場である外国人にとって日本語学習のためには企業の協力が不可欠であります。企業あるいは事業所において、雇用する外国人の日本語教育を行うよう積極的なご指導をいただきたい。それから講師の派遣、資金の助成についてもお願いをいたします。残りのものは、意見交換の中で言わせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

ありがとうございました。続いて群馬県太田市、清水聖義市長、お願いいたします。

○太田市長　清水 聖義

群馬県太田市です。いま太田市は忙しいまちと言いますか、とにかく人が足りない、足りないでやっているところで、外国人に依存してしまう所も非常に大きいということです。

ちょっと感じたことですが、この会議を15回やっていますよね。各府省の方々がいつもこうして来られて会議をやっていますけれども15回ですよ。先ほど鈴木市長にも話したのですが、同じことを何回やっていても、テーマはだいたい日本語の問題と就職と、今度はいま少子化の中で、日本人がどんどんいなくなってどうするかという問題と、もう一つは生活保護等々です。社会保障の問題がこの20年間でいくらか変わってきたということです。

そういうことは、われわれ地方自治体はもう直に感じているわけです。国も当然分かっているわけで、労働力不足、特に介護の問題などが出てきている。

働く場というか、ここに住んでいる人たちが、どうやって働けるかということが一番大事なことです。国のほうでは、看護師さんが足りないから外国から看護師を受入れようということをやっていました。看護師さん、何人きたのでしょうか。結果報告がまったくないので、われわれは知りませんけれども、大々的に新聞にも出ていましたね。

今度は介護福祉士です。介護士が足りないから、介護福祉士を外国から入れたいということをやっていますけど、介護福祉士を外国から入れるのが本当に正しいのか。われわれが願っているのは、いまここに住んでいる、昔からニューカマーと言われているブラジルやペルーの人たち、その人たちがきちんと税金を払えて、国民保険も払えて、あるいは、社会保険が払えて安定した生活ができるような環境というのが、何はともあれ大事であり、そのためにはやはり介護分野においては、看護師もそうですが、国もサポートをして彼らに職を与えられるという環境をつくることがすごく大事だと思うんです。

外国から人を入れるよりも、日本の慣習とか日本を全て知り尽くした人たちが、介護福祉士あるいは、これからはヘルパーが足りなくなるのは目に見えていますから、ヘルパー資格を持って、きちっとした就職の仕方をして、生活ができる環境を私たちがつくり出すことを考えるべきではないでしょうか。

いま太田市の場合、ニューカマーと言われているのは中国人、ベトナム人です。彼らは就労のために来ておりまして、働いてお金を稼いでまた戻る。ベトナムの方とかたくさんいるのです。ちょっと前に比べて200％と、すごく増えているのです。ネパール、あとは、台湾、中国。これは３年間在留してお金を稼いで帰るんです。

このこともこれからどうするのかと思うのですが、今度は５年の研修でいいですよということになるわけですが、５年の研修の場合、負荷される義務というのが企業にはあるわけです。きちんとした労務管理をしなさいとか、いろいろな教育しなさいとかがあるんですが、来る人は何しに来るのかというとお金を稼ぎに来るんです。それで、お金を300万円とか500万円とか稼ぐと自分の国に帰って行く。それが彼らの目的なんです。

日本の、私どもの車をつくっている会社も目的は同じように、働いていただいて仕事でお返ししてもらうというものであって、目的を違えて教育とかいろいろな難しいことをやっていくと、変な混乱が起こるのではないかと私は思っています。今のままで決して問題はなく、３年で帰っていただいて循環していけばいいのではないかと思います。

その中で、できれば女性には日本の男性と結婚して、子どもを産んで、日本人になっていってもらうと。こういうことを大事にしていくことが、本当は大事なのかもしれないと私は思うのです。ですから、そういった人たちが来て、やはり就労して、日本人と付き合ってやっていくということが結構いい話かと。移民とかそんなことよりも、道としたら私はいい道かなと思ったりしています。

いずれにしても介護職は不足していきますので、とりあえずはあまり外国から入れること、看護師は成功しているのか失敗しているのか私は分かりませんが、同じようなことをやらずに、全力挙げて、とにかく今いる女性、あるいは男性、日本に在留している人たちに資格を与えて仕事をしていただく。この道をぜひ、取ってもらいたいと思います。

それから、各府省庁からいらしていただいているわけですけれども、どこかが中心になって、すべての省庁をカバーできるようなかたちにならないと、たぶん役所って皆そうですよね。何課、何課と課をまたぐような事業というのはだいたい失敗します。やはり１カ所集中的に、誰か、どこかのプロジェクトでやらないと駄目ですから、ぜひ国のほうも中核を決めて、できれば各省庁またがってやれるような、内閣府が一番いいのかどうか分かりませんが、そういうかたちをぜひ取ってほしい。そうすれば、こんなに何回も何回も集住都市会議をやらなくても、５年に１回ぐらいやればいいのではないかという話になるのではないかと思っています。以上で終わらせていただきます。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

ありがとうございました。すみません、私の不手際で富士市を飛ばしてしまいました。大変失礼いたしました。それでは次に富士市副市長・森田正郁さん、よろしくお願いいたします。

○富士市副市長　森田 正郁

はい。富士市です。私からは日本語教育についてということで、ご報告をさせていただきたいと思います。

その前に富士市ですが、見ての写真のとおり、ちょうど富士山の真南にある都市でして、静岡県の東部です。人口が25万6,000人余で外国人市民は4,455人ということで、集住率は1.7％とさほど高くはありません。ですが、製造品出荷額にも書いてありますように、１兆3,600億円ということで、工業都市で非常に働き手が必要になるということで、特にこの製紙、自動車産業、あと化学、こういったものが非常に発達しておりまして、外国人が多い町になっております。

その4,455人の内訳ですが、ブラジル、それからフィリピン、中国という、だいたい、よそと同じような状況になっておりまして、つい今年になってフィリピンが２位になったというところと、ブラジルがかなり減ってきている。そのほかでは東南アジア系が増えてきているというような状況になっています。

富士市では平成23年度から「国際化推進プラン」というものを５年間でやってきています。今年最終年度になりますが、来年からは「多文化共生推進プラン」ということで、衣替えをして施策を打っていきたいと思っています。

これまではどちらかというと、外国人市民の生活支援に視点を置いていたのですが、今日も午前中に話がありましたように、外国人市民も地域社会の一員としての役割を担って、地域コミュニティやまちづくりに参画してもらおうという視点で、多様性のある地域社会づくりに視点が移った計画に変わってきています。

現在、富士市の中で多文化共生推進の拠点となっているのが、「富士市国際交流ラウンジ」です。日本語教室を開催したり、相談業務、あと窓口での通訳、文書の翻訳等々を行っております。また、ここにありますような応急手当の講座であるとか、高校の進学ガイダンス等も行っております。いま主要５言語、ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・タガログ語の五つについては、必ず１週間の内、スタッフが常駐するような状況で対応しております。

日本語講座ですが、これについては個人・グループ、いろいろな形態のものがございまして、外国人市民の多様なニーズに応えています。この国際交流ラウンジがオープンしたのは2001年なのですが、その当時から比べると、クラス数といいますか、いろいろなこういう個人のも考えてみますと、年間、全部で2,000件ぐらいのクラスができているような状況で、この日本語講座については非常に活発です。

この国際教室というのは、教育委員会が実施している事業でして、市内で一つの小学校だけですが、毎日、放課後実施しています。外国籍の子どもがやってきて、ここで宿題や勉強の分からないところを教えてもらうと。必要に応じて母語指導も、特にポルトガル語ですけれども行っています。

市役所の中の市民安全課というところに、市民相談と一緒に「外国人相談窓口」がございます。市役所に訪れてきて各種手続きがスムーズに行われるように、外国人市民に帯同して通訳等行っているということで、これも年間8,000件ほど、日本人の相談が4,000件ですので、非常に繁盛している状況です。

そんな中で、日本語教育における課題ですが、外国人住民の定住化が進む一方、日本語ができずに、窓口で通訳を必要とする人が相変わらず多いと。あと日本語能力が低いことで就労が不安定になり、生活基盤が弱くなりがちであるというようなこと、これはもうずっと課題ですが言われています。

これは正規社員を希望する外国人から集住都市会議で採ったアンケートですが、やはり希望の多いのは、日本語の習得支援ということで半数を超えています。２番目も職業資格の取得ということで、いずれも日本語ができないと始まらないということで、日本に中長期にわたり滞在する外国人住民が、生活に必要な最低限の日本語を、確実に習得できるような日本語教育の制度化を、ぜひ国のほうで検討していただきたいということで、文化庁ではいま、生活者としての外国人のための日本語教育事業を、モデル事業で全国で展開していただいているのですが、今後も十分な財源を確保して、ぜひこれは継続していただきたいと思います。

一方、厚労省についても、先ほど予算ありましたけれども、外国人の就労定着支援研修というのがあります。これは非常に長期の研修で、レベルもいくつもの階層に分かれています。これらあたりを受講するのには、働いていれば企業などの協力が必要となるものですから、企業内での日本語学習の機会を保障するなど、日本で働く外国人住民に対する日本語教育の何らかの制度化を、ぜひ検討していただきたいと思います。

私からは以上です。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

それではですね、ここからが今日のメーンイベントだと思います。基礎自治体の皆さまからは、国のほうに投げかけてもらいまして、そして国のほうからは可能な限り、できれば誠実なお答えをいただきたいと、私のほうからもちょっとくぎを刺して言っておきたいというところではございます。

次のセッションとして「外国人住民に係る課題の解決に向けて」ということに進ませていただきたいと思います。そして会員の、いま言われた都市の皆さまからは、もう一度、それぞれ投げかけ事項をはっきりさせてもらった上で、この省庁に対してはこれを聞きたいということで、もう一度お願いいたします。

まず、大泉町長からお願いいたします。

○大泉町長　村山 俊明

私からは、各府省庁の皆さんに、お願いとご質問をさせていただきます。

大泉町が抱えている問題の中でも最も切実なのは、税金を滞納したまま出国されてしま

うことであり、それらの多くは不能欠損になってしまいます。先ほど太田市の清水市長の発言にもあったように、長年の課題ともなっており、機会あるごとに提案しているものの、いまだ解決していません。

また、掛川市の松井市長からも教育の課題についてお話がありました。大泉町では公立の小中学校の全てに日本語学級を設置し、日本語指導助手を配置しておりますが、まったく日本語を話せない子どもたちが、一つの公立の小中学校に、学期が変わるごとに十数名入ってきます。そのたびに急きょ、日本語指導助手を探したり、県の教育委員会に協力を頂いたりと、非常に苦労しています。

公立小中学校の授業についていけなくなった子どもたちは、次はブラジル人学校に行くわけですが、日本の学校に比べると授業料が高く、全ての子どもたちが行けるわけではありません。つまり、日本の学校も卒業しない、ブラジルの学校も卒業しない、いわゆる学歴難民の子どもたちができてしまう心配もあるのです。

子どもたちには、公平に学ぶ機会を与えるべきだと考えています。ブラジル人学校からは、認可されれば国から支援が得られるのではないかという声も出ていますが、各種学校等の認可のハードルを超えられる学校は多くはありません。

このように、税金や教育といったさまざまな課題が解決できないままでは、共生がうまくいっているとは言いがたいと感じています。

1990年の入管法改正以降、すでに四半世紀がたっております。にもかかわらず、未だにいろいろな問題が山積されたまま一つも片付いていない。そして、毎年、加盟しております市や町が提言しておりますが、その中で、大きく改善されたという記憶もありません。先ほどもお話しがあったとおり、残念ながら全てが縦割で、どこへ話を持っていっても、「ここは所管外だ」とか「管轄外だ」と言われてしまいます。

そのような中、過日、自民党の外国人労働特別委員会に招かれて、意見を述べさせていただく機会があり、外国人庁の設置について改めて提案してまいりましたが、各自治体がどれだけの負担をしているかということについても、もっと各府省庁の皆さんにはご理解していただきたいと思っています。

さて、外国人労働力は、2050年までに1,000万人必要だと言われております。大泉町は、日本の未来の縮図でありますので、各府省庁の方には、ぜひ、本町に3カ月ぐらい住んでいただき、現状を見ていただければと思います。皆さん方の素晴らしいお知恵をいただきながら、この町が抱えている課題の解決に向けて、一歩でも前に進めたらと願っております。

ここで、Jアラート（全国瞬時警報システム）等についてもお願いがございます。大泉町では、東日本大震災の際に、国内外のブラジル人からも災害状況に関する問い合わせがあり、かなり混乱したということがございました。本町では、外国語については主にポルトガル語の対応をしておりますが、ご案内のとおり現在は53カ国の外国人住民がおり、ポルトガル語圏以外の住民に対しては充分な対応がとれているとは言えません。災害時などの

緊急を要する状況におきましては、国においてJアラート等を多言語化する等で、しっかりとした情報を、早期に伝えられるよう、強く要望いたします。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

それでは、いまの、一番最初に出てきた税金のほうは総務省さんでしょうか。取りあえず、これは答えられる範囲で結構なのですが。

○総務省自治行政局国際室長　植村 哲

拾うものは拾えということでございますので、拾える範囲で拾わせていただきます。総務省自治行政局国際室長をやっております植村でございます。この会議は３回目の出席ということで、なじみの皆様方のお顔が拝見できて恐縮する限りです。

税金の問題、これは税金とは本来どのような形であるべきかということにも跳ね返るもので、欠損したものを直接補てんするというような方法はかなり難しいだろうと言わざるを得ないと思います。

これは何も外国人の方に限った話ではない。日本人でも経済状況によって相当の欠損が出ることがあるわけで、それをダイレクトに埋めるということは、自治体であれ、国であれそうですが、モラル・ハザードを社会全体に引き起こす可能性もあるわけです。そこの部分は、そういった事象が起きている現状をいかに改善していくかという施策の中に、さまざまな工夫、場合によってはモデル的な事業であるとか、システムの構築であるとか、こういった施策を充実する努力をしていくという作戦が一番真っ当な形で、社会全体に受け入れられるのではないかと思っております。

いま私自身は各省庁が持ちうる施策のリソースを束ねて答える立場にはないわけですが、我々としても、どのような工夫でさらにサポートできるのか。間接的ではありますが、地方交付税の中でどんな財政需要を見ていけるのかというアイデアは考え得る世界でもあります。皆さん方のいろいろな事情を伺いながら、知恵を絞っていけるところはいきたいなと思っています。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

では、続きまして、「学歴難民」というような話も出ておりましたけれども、日本語教育の部分と公立学校等々含めて、文科省さん、いまの事柄についてどうでしょう。

○文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室室長補佐　小林 克嘉

はい。文部科学省国際課の小林と申します。壇上に上がるのは初めてなのですが、４年連続で私も参加させていただいております。

町長さんからまさにご提言いただきました、ブラジル人学校が無認可になっているところが多いと。これは大変、私たちも困っているところがございまして、実は、個別に都道府県さんと直接お話ししたこともあります。特にブラジル人学校の場合は、ブラジル政府から認定を受けている学校も結構多いのですが、日本の法令では、無認可になっているところも結構ございます。調べてみると、都道府県さんによって認可のルールにばらつきがあることも分かっています。

集住地域、特に東海地方では、外国人学校に対しては、各種学校の認可に当たって特別なルールを設けていただいているようですので、他の特に外国人学校が多い都道府県に関しては、そうした外国人学校用のルールをつくっていただくのがいいのではないかと考えています。文科省からは、集住地域で行われている先進的な取り組みもあるということで、通知を今年の夏に都道府県に出させていただいております。いま群馬県がそういう事情であるということも把握しましたので、県の担当の方と、この後、相談してまいりたいと思っております。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

時間の関係もありますので、災害時の問題についてのみ、外務省さんにいまのところでの回答をお願いいたします。

○外務省領事局長　能化 正樹

はい。外務省の関係で災害時にどういうことができるのか説明させていただきます。東日本大震災、その前の阪神大震災のときにも、いろいろなことがございましたが、基本的には、大規模な災害の場合に、外国人の皆さんにシェアしていただくべき全般的な情報を、できるだけ迅速に外国語でお伝えするということだと思います。

それぞれの個別の地域の問題について、全部ということにはなかなかいかないのですけれども、全体に関わる情報を、できるだけきちんと迅速に伝えていくべきだということで、東日本大震災のときには、取りあえず４カ国語で行いました。ただし、英語以外の言葉では初動が遅れたというような反省もあります。そういった経験も活かして、

なるべく早く多言語でお伝えする、かついろいろな手段、たとえば、ホームページ、フェイスブックなども使うことを視野に入れています。まずはそういうことをきちんとやっていきたいということ。これが一つでございます。

もう一つは在京の各国大使館との調整でございます。日本の外務省も海外では、例えば、４月にネパールで大地震があって、あるいは11月の13日にパリで大きなテロがあったというときに、そこにいる日本人の安全を、情報を集めて安否確認をする役割があります。それぞれの場所で安全を確保するのは、現場の政府の責任であるわけですが、外国人については国ごとにそれぞれの大使館が情報を集めていくという役割がありますので、そこのお手伝いをしていくということが、非常に大事でございます。

具体的に東日本大震災のときもいろいろなことがありました。いい例もあれば、足りなかったこともあるわけですが、時間がたつにしたがって、在京の大使館の人たちも代わっていっているわけですね。ですから、毎年１回、大使館の人たちと会合を開いて、そのときの教訓を確認しながら、また協力を確認するということをやっています。

外務省では、海外の日本人との関係で、連絡網をどうするかということで、「たびレジ」というのをやっています。これは海外に日本人が行くときに、この期間にここに行っていますということを事前に、スマホなどを通じて登録してもらうものです。アドレスをきちんと登録してもらいますと、何かあったときに大使館から、あるいは外務省から一斉メール等で状況を知らせたり、安否の確認に必要な情報を提供してもらう、つまりご本人からレスポンスもしてもらうという仕組みをいまやっているわけです。

こういった外務省の取組を会合において在京の大使館にもご紹介しています。あなたの国でもこういうことをいろいろやってはどうですか、民間でもいいアプリが出てきていることを踏まえて、自国民保護を各国レベルでもきちんとやってくださいと。

皆さんの自治体のほうでもいろいろやらなければいけないことがあるわけですが、それとは別に国ごとにいろいろできる仕組みがありますので、それをきちんとやるように東京の外務省のほうで、バックアップするというのをいま行っています。これは皆様のご指摘を踏まえて、さらに強化していきたいと思います。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

ありがとうございました。続いて、掛川市長、お願いいたします。

○掛川市長　松井 三郎

はい、それでは一点だけお願いしたいと思います。就学をする年齢になって、日本語ができないから義務教育の学校の中では受け入れがたい方、これについては従来、国が、文科省だと思いますが、全面的に委託事業として事業実施をしていただきました。

掛川市を含めて周辺の３市で、200名程度の子どもたちに日本語を勉強してもらって、学校で授業が受けられるようにすると。こういうことで、ずっと続いてきておりました。大

変ありがたい支援をいただいたわけですけれども、昨年でこの事業がなくなったということであります。

大変困ったわけですが、その段階で今年については、静岡県がそれをフォローするという意味で、限定１年ということで、県がいま支援事業をしている。来年からこれがまったくなくなるということで、３市の首長が大変頭を痛めております。

基礎自治体がこれに対してまったく、財源を使って事業運用しないという意味ではなくて、少なくとも国も県も基礎自治体もそれぞれ支援し合って、就学できない子どもたちを１年間で就学できるようにする。これはやはり、国も県も基礎自治体もそういう責任があるのではないか。

いろんな資料を調べてみますと、文科省もいろいろなところでいろいろなことを述べているわけであります。こういうことも言っています。「都道府県は、外国人児童生徒の教育に関し、域内における政策の企画立案や事業の実施、外国人児童生徒の指導にあたる教員等の確保と研修の実施、市町村の取り組みへの支援を行うこと」。

これは文科省が都道府県に出している話だと思うので、こういうことを含めて、私は改めて大至急、国、県、基礎自治体が応分、応分というと３分の１ですが、出して、就学ができない、本当に日本語が分からない子どもが、就学するための支援をしっかり整えていただきたい。これはもう直近の課題ですので、ぜひお願いしたい。文科省等々については、いろいろなところから要請が行っていると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

では、文科省さん、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室室長補佐　小林 克嘉

市長さんからいただいた件でございますが、「虹の架け橋」が終わったところで、少しやり方が変わりまして、集住都市の皆さん中心に少しご迷惑をおかけしましたが、本年度から「定住外国人の子どもの就学促進事業」というものを措置をさせていただいております。平成28年度においても、予算を要求させていただいております。

形としては、国が３分の１をお出しして、市町村、もしくは都道府県で３分の２をお出しいただくか、都道府県と、まさにいまおっしゃっていただいたように、県と市で半分、国と県と市で３分の１ずつ出して頂き、不就学の子どもへの支援であったり、最近は大きな課題となってきている過年齢の子（15歳を超えた子）への高校等の進学支援のようなものも行える事業となっておりますので、また市のほうの方にもよくご説明をしてまいりたいと考えております。

○掛川市長　松井 三郎

静岡県にもよく言ってください。

○文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室室長補佐　小林 克嘉

了解いたしました。

○掛川市長　松井 三郎

ありがとうございました。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

ありがとうございました。続いて富士市副市長、よろしくお願いいたします。

○富士市副市長　森田 正郁

先ほど投げかけでもお話ししましたけれども、文化庁がやっている「生活者としての外国人」のための日本語教育事業。いまモデル事業で、平成19年度からやっているということで、財務省のほうから「いつまでモデル事業をやっているんだ」ということで、事業の縮小等も求められているような話も聞いております。これについては頭に生活者としての外国人、これを明確にして、要は定住化する外国人が増えているわけです。非常に腹をくくって日本語をしっかり覚えようというような気持ちがある、これまで全部自治体が自前でいろいろな日本語教育をやってきましたけれども、やはりこれは国がやってくれている非常に貴重な事業かと思いますので、ぜひこれについてはモデル事業というかたちでも、あるいは補助事業になってもかまわないと思いますが、とにかく充実、継続していただきたいということが一点。

あと厚労省が行っている「外国人就労・定着支援研修」。やはりこれも非常に手厚い、素晴らしい事業かなと思っています。五つのレベルに分かれて、それぞれ一つのレベルで120時間、130時間という時間を費やしてレベルアップしていって、最終的には日本語での職業訓練に対応できるような、日本語能力の習熟を図るということなのですが、対象者が例えば、企業の中にいる外国人が企業の支援があって、「心置きなく行ってこい」というような状況にはなっていないんですね。無職の人とか、場合によっては日本語を覚えるいい機会だからということで、全然対象としていない人も、もしかしたら含まれているかもしれません。ぜひ、このせっかくいい講座があるものですから、やはりこれに、企業はそこの従業員をきちんと振り向けられるような、そういった仕組みづくりをお願いしたいということで、二点をお願いしたいと思います。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

それでは文化庁および厚生労働省の方、それぞれご回答をお願いいたします。

○文化庁文化部国語課長　岸本 織江

はい、文化庁文化部国語課課長の岸本でございます。いまご要望といいますか、励ましの言葉といいますか、いただきましてありがとうございます。

ご指摘いただきましたとおり、平成19年度から「生活者としての外国人のための日本語教育事業」というのを継続して実施しております。これは、各地域からのご提案をいただきまして、その各地域が取り組みやすいかたちで、日本語教育授業を行っていただきたいということで、現在はプログラムＡとプログラムＢという二つのプログラム、今日配布いただいている資料の70ページ（※）に載っております。文化庁のほうで作成いたしました標準的カリキュラム案等を使っていただくことを前提とするプログラムと、あとは地域の外国人住民の方が参加しやすいようなかたちで、日本語教育の取り組みをやっていっていただくというプログラムＢというかたちで、お好きなほうにご提案いただいて実施をしていただいております。

また、関係の方々からのご意見等を踏まえまして、いろいろ改善の努力もしてきておりまして、空白地域、日本語教育が行われていない地域、実は全国の市区町村の３分の２ぐらいでは日本語教育が行われていないというデータも承知しております。そういった空白地域における取り組みをしていただけるのであれば、もう少し事業予算を上乗せして事業をやっていただくということも始めました。

また、これは来年度要求ですが、日本語教育に初めて取り組みたいという自治体の方々に関しては、国のほうからアドバイザーを派遣して、日本語教育を立ち上げていただくということも考えております。いま外国人集住都市会議のほうでは、充実した日本語教育をされているところが多いと思うのですが、周辺の自治体に日本語教育をされているところがなくて、集住都市のほうまで通ってきている外国人の方も多いと伺っておりますので、そのような自治体にこういった新しいスキームを使っていただければと考えております。

今後もいろいろな関係の方々のご意見を踏まえて、改善に努めていきたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

（※）本報告書P139

○厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長　久知良 俊二

厚生労働省の外国人雇用対策課長でございます。先ほどご指摘がありました研修についてでございますが、これは、従来日系人の就労準備研修ということで、日系人をメインのターゲットとして取り組んできたわけでございます。実際には、運用上そのほかの他の定住外国人の方も、参加可能にしていたわけでございますが、平成27年度からは、この研修を定住外国人一般の就職支援のための研修というように、正面から位置づけて運用しているところでございます。

その中で、先ほどご指摘ありましたように、失業している人だったら受けやすいわけですが、企業に就職している人はなかなか受けにくいという問題、それは確かにございます。そういうことは確かにございますので、もちろん、もともと、対象には企業に勤めている方もしているわけでございますが、それだけではなかなか受けにくいという現実がある。それは確かでございますので、例えば、夜間のコースを企業に勤めている方向けに運用したり、あるいは企業もシフト勤務がありますから、昼と夜で同じ内容を２回、1日に開講したり、といったような運用上の工夫を現に、いま行っているところでございます。

そういうところについては、それぞれ、この事業の実施にあたりまして、事前に実施主体と労働局ハローワーク、それから自治体の皆さんとの調整を行っている中で、いろいろなニーズをぜひおっしゃっていただければと思っております。今後もできるだけきめ細かく、柔軟に対応していきたいと考えております。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

それでは、最後に太田市長、お願いいたします。

○太田市長　清水 聖義

先ほどと関係するのですが、太田市の今の工業出荷額は、製造品出荷額が２兆６千億円ぐらいなんです。全国でも小さい、そんなに大きくない町で、人口は22万人ぐらいしかいないのです。外国人がある意味で、生産のかなり主力な部分を占めているのです。外国人が９千人ぐらいいるのですが、そんなにいることを感じないのです。なぜかと思うと、だいたい寮と会社を行ったり来たりの生活が多いのです。

そういう中で、日本語教育ですね。日本語を絶対教育すべきと言いますか、いろいろ会社の中でも大変ですから、指導員をもっと充実させること。企業内教育、企業内で日本語教育を行えるような環境づくりというのが大事かなと。というのは、寮を丸ごと借りて、その中と会社との生活ですから「ここに来て、ここで日本語を勉強してよ」と言っても来られるはずがないのです。そういう人たちが、やはり日本語を覚えて仕事をやって、お金

を稼いでふるさとの国に帰るという。やはり、きちんとした受け入れ方と言いますか、丁寧なやり方をやれば、これは当然、国際貢献にもなるわけで、こういうシステム、企業内で日本語指導を行うというようなことは、果たしてできないのだろうかと。これは、企業の受け入れのこともありますが、私は義務づけしたほうがいいと思うぐらいです。

もう一つ、指導員の不足というのが現実にあります。指導員が満たされない。指導員になる人をもっと拡大するための費用が必要ではないかと。これから少子化を迎えて、きつい、汚いという職種については外国人が結構やろうという気持ちがあります。あるいは農業ですね。市内には農業で１億円ぐらいかせいでいる者が多数いるのですが、外国人を15～20人ぐらい雇っているのですね。そういうところも非常に大事かなと思うのです。その人たちもやはり車は持ってませんし、「（日本語を勉強するために）こっちに来て下さい。」というやり方というのはなかなかできませんから、やはり、指導員の充実と企業内で教育を行うということが大事ではないかと思うのですが、そういうシステムというのはどうなのでしょうか。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

厚生労働省さん、お願いいたします。

○厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長　久知良 俊二

はい。企業内で事業主の方々に、従業員の日本語教育を義務づけてはどうかということと思います。

いま実際、現状はどういうシステムになっているかと言いますと、外国人の方を雇う方に対しては厚労省が、これは義務ではないのですが、指針を示しているわけでございます。いろいろな雇用管理上の指針を示している中で、外国人労働者が日本社会に円滑に対応できるように、事業主の方々に対しては、日本語の教育ですとか、日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等については、理解を深めるための指導を行うということが、指針上求められるという状況になってきているところでございます。さすがにこれを、例えば、法律上義務化して事業主にかけるというようなところになってきますと、負担の問題等、ハードルがかなり上がってくるわけでございますが、私どもとしては、こういう指針と、先ほどご説明申し上げたような研修の柔軟な活用等によって、なるべくその企業に勤めている方の日本語能力というのも、高くなるように努力していきたいというように思っているところでございます。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

それと、途中のところでちょっと抜けてしまっていたのですが、ＩＣＴ（情報および情報通信）の活用と、情報の多言語化について、総務省さんと内閣府さんからそれぞれ回答いただけますでしょうか。いま行っていること等について。

○内閣府政策統括官（共生社会政策担当）定住外国人施策推進室参事官　村田 達哉

はい。内閣府でございます。今日は情報の提供の在り方について投げかけがあるということで、準備してまいりましたが、最後に発言の機会をいただきましてありがとうございました。

まず内閣府においては、平成20年のリーマンショック以降、関係省庁と連携して、日系定住外国人施策の推進に取り組んでまいりました。現在は平成26年３月に日系定住外国人施策推進会議において策定した、「日系定住外国人施策の推進について」という基本指針、行動計画に基づいて施策を推進しているところでございます。

この実施状況については、今日冊子で皆さま方にお配りされていると思います。ここにもお付けしたのですが、この中の49ページ（※1）をご覧いただきますと、右の②のところに、情報の多言語化ということが施策に盛り込まれておりまして、内閣府のほか各省庁で、この情報の多言語化について取り組んでいるところでございます。

内閣府におきましては、多言語での情報提供の具体的取り組みといたしまして、平成21年４月以降、皆さまご案内の方も多かろうと思いますが、定住外国人施策ポータルサイトというものを開設いたしまして、これはお手元の資料の52ページ（※2）のところにご紹介させていただいておりますけれども、日系人をはじめとする定住外国人に、日本語学習・教育・雇用に関する情報をはじめとする各種情報、その支援者向けの情報提供を行ってきております。

これにつきましては、これまでも有識者の方や外国人集住都市会議の自治体の皆さま方からも、ご意見を伺いながら改善を図ってきたわけでございますが、引き続き、皆さま方のご意見を伺いながら、改善、情報の充実等図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、本年、内閣府においては、お手元の資料の53ページ（※3）のところに、先ほどの話の中にありました災害時の情報提供という問題が、非常に東日本大震災のときに話題になったところであり、緊急地震速報・津波警報の多言語化の取組みを行ったわけでございます。この取組みは、気象庁と観光庁と連携をいたしまして、また、こちらについても、外国人集住都市会議の自治体の皆さま方からもご協力いただきながら、「多言語辞書」というものの作成に取組みました。

現在、日本では緊急地震速報や津波警報というのは、気象庁からの発信を受けて、テレビ局や携帯電話会社等の各情報配信事業者等が、二次的に発信することで、広く情報を提供されているところでございます。

今回は、内閣府はポルトガル語とスペイン語及びやさしい日本語を担当し、観光庁は中国語、韓国語を担当しております。やさしい日本語については、外国人集住都市会議の自治体の皆さま方からもいろいろなご意見をいただきながら、これらの翻訳表現というものについて作成をさせていただいたということでございまして、引き続き、どのような情報

（※1）本報告書P118　（※2）本報告書P121　（※3）本報告書P122

について、どのようなかたちで多言語化のニーズに応えていくのかということは課題であると思っています。今日は向かいの展示のほうで、取り組みの成果について、ＮＴＴドコモさんのほうでもご紹介されているようですので、ぜひ会場の皆さんもお聞きいただければと思っております。

○総務省自治行政局国際室長　植村 哲

すみません、時間が押しているようですので二点ばかり。実はあちらの会場にブースを出していただいておりますが、資料のほうですと54ページ、55ページ（※1）を、ちょっとご覧いただきたいと思います。

総務省では「グローバル・コミュニケーション計画」というのを進めております。要は、日本語を話すとかなりの種類の多言語で、かつ精度の高いかたちで、一問一答的な形にはなるとは思いますが翻訳が出るというアプリケーションを開発しております。これは、もともと観光などの場面が開発の発端になっているわけですが、当然対象の間口が広がってきて、実は病院であるとか、自治体での実務の世界での多様な翻訳のパターンを現在集めているところです。

この開発をしているのが、情報通信研究機構（ＮＩＣＴ）という機関と、関係している企業ですが、この外国人集住都市会議の皆さん方が日ごろ使われている、生活の文脈で日本語から関係の言語に対応していくときの実例というのをぜひ蓄積させていただきたい、要は大きな辞書をつくっていきたいという考えです。

ただ単純な決まり文句の観光用語だけでは中味を充実しえないし、使い勝手も悪い。そこをぜひ、皆さんがご苦労されながら使われている現場での実績も、ぜひ集約させていただきたいと思っています。

ちなみに現在、慣れ親しんでいただくバージョンについては、実はスマートホンでもダウンロードできるようになっております。今紹介した資料集のページやあちらのブースでダウンロードのやり方等はご案内できると思いますので、ぜひご関心の方はそこを見ていただければと思います。

それからもう一点だけ。先ほど、さまざまな行政需要の中で、多言語で中味をどう伝えていったらいいかというご指摘がありました。その中にマイナンバーの事例が出ていたかと思います。資料をちょっと見ていただきたいのですが。57ページと58ページ。（※2）

このマイナンバーはもともとが大がかりな仕組みですので、日本人に対してもいろいろな意味で苦戦をしながらやってきているところであります。もともと進めている内閣府や総務省の連携している部局が、25カ国対応のチラシであるとか、５カ国対応のコールセンターなどを準備はしてあるのですが、いきなり封筒が来ても、何だか分からなかったら外国人はそこまでの情報にたどり着かないですね。

実は我々は、集住都市会議の構成員の皆さんとの議論の中で、はたと気づきまして、これはまずいということで、この８月の末の通知の段階に通知を出させていただきました。

（※1）本報告書P123、P124　　（※2）本報告書P126、P127

事前周知の中で、なるべく外国人の方々に、こういう制度が導入されるんだというごく簡単な情報を、とにかく広く蒔いてくださいということをお願いいたしました。その際に、この58ページに、いくつかの主要言語と、やさしい日本語の文例をつくって流させていただきまして、適宜ご活用いただきたいという方法を採りました。

内容説明の精度自体には議論が当然あろうかと思いますが、我々国の部局でもこれからまさしく意識しなければいけないのは、外国人を含めて全般的に広がりのある施策の周知について、アクセスしやすい形の情報を、それぞれが持ち寄って周知していく、こういう工夫が非常に必要ではないかと思っております。我々もこのような経験を踏み、今後いろいろな機会も当然あると思いますので、鋭意研究をしていきたいと思っています。以上です。

○首都大学東京都市教養学部教授　丹野 清人

ありがとうございました。本来、何か３分でまとめろということだったのですが、時間がないので１分でまとめさせていただきたいと思います。

僕なりに今日の話を聞いていて、20年前に初めて浜松に来たときと比べてみますと、びっくりするぐらいに、当時よりもいろいろなプログラムができたなと。だけれども、変わっていないなと。というのはやはり、プログラムができただけでは駄目で、そしてそれをどう活用するのかということと、何よりも人数が増えてしまったことが、プログラムが追いつかないというようなところにも、あるのではないのかとちょっと思った次第です。

今日は三つの課題が出ていましたが、労働が安定しないということから、生活が不安定、そして生活の問題というものが教育の問題ともつながってしまっていて、その生活の問題と教育の問題は言葉の問題につながっている。そうすると、どれか一つをやればいいというのではなくて、全部が有機的につながってしまっているからこそ、一緒に同時に考えていかないと、解決の糸口も見つからない。

そういう中では、どちらかというと、昨今、在留カードの導入以降、外国人個人の問題に、個人に責任を寄せ付けてしまうような方向で考えがちなところが、なきにしもあらずのこの日本社会の中では、今日聞いたお話しというのはすべて、外国人のほうに問題を押しつけるのではなくて、周りにいる側、外国人を活用している側、共に住んでいる側のほうが、何をできるのかというところで考えていかなければいけないというところでは、一致していたと思います。

本当にこの国がグローバル化し、多国籍化し、もしくは本当の意味での多文化共生というところに進むのであるのならば、やはりそちらの方向、周りの人間たちがどのように外国人と暮らすのか、そして外国人をどう迎えていくのかということについて、積極的に何ができるのかというところから考えていくというのは、今後もやり続けなければいけないことなのではないのかなと。そして10年たっても同じところにいるというのは、これはやはり、やり続けなければいけないということの証しなのではないのかと思った次第です。どうもありがとうございました。

○司会　浜松市国際課国際交流員　エレン・ミッチェル

ありがとうございました。登壇者の皆さまに大きな拍手をお送りください。

ただいまより休憩とさせていただきます。この後、午後３時40分から、「セッション２多様性を地域の力としていくために」を開始いたします。ぜひ、引き続きご参加ください。

セッション２
「多様性を地域の力としていくために」

登壇者

【外国人集住都市会議会員都市】

静岡県袋井市長　原田 英之

静岡県浜松市長　鈴木 康友

【府省庁関係者】

総務省自治行政局国際室長　植村 哲

法務省入国管理局総務課企画室長　根岸 功

文部科学省初等中等教育局国際教育課主任学校教育官　齋藤 潔

【コーディネーター】

公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

【事例発表】

一般社団法人グローバル人財サポート浜松　代表理事　堀 永乃

COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ）宮城 ユキミ、田中 琢問

○司会　浜松市国際課ポルトガル語通訳　タナカ ユリ

皆さま、お待たせいたしました。

ただいまから、セッション２「多様性を地域の力としていくために」を開始いたします。私はセッション２の司会を務める、浜松市国際課ポルトガル語通訳のタナカユリと申します。どうぞよろしくお願いします。

セッションのテーマをご紹介いたします。外国人の定住化が進展する中、外国人を支援の対象としてではなく、まちづくりの担い手や、まちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進することが求められています。このセッションでは、外国人が持つ多様性を地域の活性化につなげる施策について議論していただきます。

それでは、始めに事例発表をしていただきます。一般社団法人グローバル人財サポート浜松　代表理事　堀永乃さんです。よろしくお願いします。

＜事例発表＞

○一般社団法人グローバル人財サポート浜松　代表理事　堀 永乃

皆さんこんにちは。

手を振ってくださっている方もいて、ありがとうございます。今日この場で、私どもの取り組みを発表させていただけることを、非常に光栄と思うとともに、私がここまでやってくるにあたり、本当に心から力になってくださった市民の皆さんに、心から感謝と敬意を表して、この発表をさせていただきたいと思います。

「多文化パワーと地域創生」というタイトルにさせていただきました。私どもグローバル人財サポート浜松は、「人は地域の財産」という理念の下、多様な人々が活躍できる社会の構築に向けた活動を行っております。

事業といたしましては大きく二つ、在住外国人の支援と次世代の育成です。在住外国人の支援について具体的に申し上げますと、外国人介護人材の育成と就労支援を行っております。また、先ほどもテーマに上がっておりましたが、私どもは外国人技能実習生約100人に対する企業内日本語研修と国際交流を、大学生と共に行っております。

多文化パワーを活かした地域活性化につきましては、文化庁の委託事業といたしまして、多文化コンシェルジュの育成をし、広く市民の皆さんにその文化の伝承を、協働センター

の皆さんとともに、実施させていただいております。

このほか、大学生の社会貢献活動につきましては、パネルも展示されておりましたが、外国人児童支援をしているWISH（ウィッシュ）の皆さん。それからまちづくりを行っているCORES（コレス)の皆さん、ほかにもキャンドルナイトや東北復興支援をしている大学生の活動支援などもさせていただいておりますし、私をはじめとするスタッフが全国各地に行きまして、講演などもさせていただいております。

この事業一つ一つをすべてお話ししたいのはやまやまなのですが、10分という短い時間しか与えられておりませんので、今日は外国人介護人材の育成についてお話をさせていただきたいと思います。

皆さんの自治体では、外国人の年齢別人口を、すでに把握されていらっしゃいますでしょうか。私は実は自治体国際化協会地域国際化推進アドバイザーをさせていただいておりますので、質問してみると、「やったことがない」という自治体もたくさんあります。

浜松市につきましては、以前から情報提供をしてくださっておりまして、外国人の人口年齢推移を表してみますと、このようなかたちになっております。実際にリーマンショック以降人口は減ってまいりましたが、もう母国に帰ることができなくなった、たくさんの外国人の方たちがいらっしゃいます。定住化が進むにあたりまして、当然のように起きてくる私たちと同じような課題を、彼ら自身も抱えているのです。それが高齢化です。

浜松市の外国人人口65歳以上の方たちは744人、全体の３パーセント近くになっております。また、その外国人市民の中には、介護認定を受けている方たちが86人いらっしゃいます。

先週私は祖母を失ったのですが、祖母が一番最後に述べたのが「ありがとう」という言葉でした。その「ありがとう」という言葉は、私たち家族だけではなくて、施設の皆さんに対するものでもあったように思います。

外国人の方も安心して、いのちを営むことができるようにしていくことも、私たち市民の役割ではないでしょうか。滞日年数が長期化していることから高齢化が進み、また派遣、雇用といった不安定な労働環境の中にいらっしゃる外国人の方々の中には、当然安定した職を求め、転職先に介護業界を求められる方もいらっしゃいます。

2013年に静岡県が調査をした結果によりますと、現在、介護の現場で就労されている方たちの200人が外国人です。また、外国人を雇用する事業所数は136、今後も予定がある事業所が14と、外国人を雇用する事業所が増えてきております。このように多様な人たちが活躍することによりまして、施設は多言語での介護サービスの提供をできる。つまり、より丁寧な介護サービスの提供ができるようになったわけです。

では、具体的にどのような研修を行っていったら、そういった方たちが育成されるのでしょうか。私どもの団体ではスクーリングと通信制のかたちで、外国人の介護職に初任者研修を行っております。私どもは私どもだけではなくて、天竜厚生会さんですとか、聖隷福祉事業団さん、インフィック株式会社さんといった専門機関と連携をすることによっ

て、その研修内容を充実させております。

特に全国でも問題になっているのが、どのくらいの日本語能力が必要なのかということなのですが、在日年数が長い方たちの中にはすでに子育てをしていて、十分に日本が話せる方もいれば、まだまだ話せない方たちもいらっしゃいます。それでもフィリピンやブラジルの方、ペルーの方々は、日本人と同じ資格を取りたいということで日々頑張っています。

特に問題の日本語の問題があるのに、どういった内容でどのように指導していけばいいのか、そうです。そこが問題なんです。

でも、安心してください。私たちはテキストを独自に開発しています。これまでは、外国人の方たちは難解なテキストを理解するのが大変だったことから、私たちは、テキスト内容をわかりやすくするよう、文字だけではなく、図で解説をするようにし、イラストを付けるようにし、最終的にはそれを出版することまでできました。このテキストによって全国の皆さんが、外国人の方だけでなく日本の方たちも分かりやすく、介護の内容を学ぶことができるようになりました。ちなみにこのイラストは、静岡文化芸術大学の学生さんが描いてくれました。

講座の様子もあえて「見せる化」をしています。右側の写真をご覧ください。介護の実習でまちなかに出ています。するとどうでしょう。市民の方から「頑張ってね」、「僕らのことよろしくね」と言って、時には差し入れまであります。まったく知らない市民の方々に、私どもの取り組みをご紹介させていただくことによって、外国人の方たちは強い勇気をもらうことができるでしょう。

外国人の方が介護に就職するようになりまして、介護施設の皆さんの意識の変化も生まれてまいりました。特に介護を受けているペルーの男性は、「どんな介護サービスをされているのかが分からず、とても不安だった」と言いますが、外国人の方が働いている施設で安心して介護サービスを受けられるようになっております。

私どもが2014年に行いました調査の結果によりますと、すでに外国人を雇用しているところでも、採用に不安はあったものの、それなりの工夫をして、彼らの活躍をサポートしているといった回答がありました。雇用していない77パーセントの施設からは、「今後採用したい」という声も上がっています。介護の人手不足といった問題もありますが、施設の中では、きちんと多言語での介護サービス提供を考えているのです。

左側は嚥下（えんげ）体操の手順をローマ字で書いたものです。これによってフィリピンの方たちは、嚥下体操の責任者になって一生懸命頑張っています。

右側は多言語での対応ができるように、iPadを使って介護記録の報告をできるようにした、そういった法人もあります。ちょっとしたほんの少しの思いやりで、外国人の方たちもこうして活躍することができるのです。

多様な人々が多様なかたちで介護サービスの提供ができるようになりますと、どういったことが起きるのか。外国人の方が持つ明るさ、コミュニケーションの豊かさによって、

私たちは安心して老後を迎えられると思いませんか。

それから、彼らが働くことによって、彼ら自身のノーマライゼーションの実現、また分かりやすく伝え合うといった工夫が始まることで、情報と意識のバリアフリー化が進んできます。すると、当然外国人の方たちが働ける豊かな環境は、私たち日本人にとっても働きやすい環境となるのです。

外国人の皆さんのクオリティ・オブ・ライフの充実、そして彼らが居場所を求め、学び、意欲を持って勤労し、かつ地域の皆さんに認知されたり、施設の皆さんに評価されることによって自己実現を果たしていく、そういったサポートを、これからは必要としていかなければなりません。

私たちは外国人が有する労働力、経済力、生産力、文化創造力を地域に活かすことで、より魅力的な社会をつくっていくことができます。ノーマライゼーションは市民全員で考えるべきことであると私は考えます。なぜなら私は浜松が大好きです。そして誇りに思っています。

同じように、ここに住む外国人の皆さんも、浜松で自己実現を果たし、浜松で自分らしく生きられるように、私たちは、微力ですが外国人も活躍できる社会をつくっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○司会　浜松市国際課ポルトガル語通訳　タナカ ユリ

ありがとうございました。

続きまして、浜松で活動する、外国にルーツのある若者グループＣＯＬＯＲＳ(カラーズ)の、宮城 ユキミさんと田中 琢問さんです。お願いします。

○COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ）宮城 ユキミ

ただいまご紹介いただきました、宮城 ユキミと田中 琢問です。

私たちは静岡文化芸術大学の学生で、今報告がありましたが、偶然にも私の母も介護福祉施設で働いております。私が日本に来たのは10歳のときで、日本語がまったく話せませんでした。なので私が来たころにもこの集住都市会議で、日本語が分からない児童として扱われていたんだなと今思います。

ＣＯＬＯＲＳにいるメンバーは、皆さん何かしら外国にルーツを持っていて、日本で育った、移民として、出稼ぎとして来た方々の子ども第二世代です。それを念頭にお聞きください。お願いします。

ＣＯＬＯＲＳという取り組みはそもそも何なのか。私たちの題名は「Communicate with

Others to Learn Other Roots (Routs) and Stories」という通称ＣＯＬＯＲＳで活動しています。目的は外国にルーツを持つ若者、私たちが個々の多様性を活かして活躍できる社会をつくるということです。

きっかけとなったものは、先ほどの浜松国際交流協会、通称「ＨＩＣＥ（ハイス）」主催で、「78カ国の浜松市民が大集合！？～未来はみんなでつくる～」という企画がきっかけでした。これは当時浜松では、78カ国の外国人市民がいたことがきっかけで、全員が１カ所に集まったらどんなことが起こるのか、すごく面白い企画なんじゃないかということで始まりました。

当日はパーカッションサークルや、話し合いができる交流の場をつくりました。いろんな国籍の方が、日本人も混ぜて、市民も混ぜて交流をしたり、あいさつをしたりという企画をつくりました。

最後にはみんなで一つの音楽をつくる、一つの作品をつくるということで、78カ国の市民が集まれば、一つの未来、浜松の未来をつくることができるということが分かりました。

では、ＣＯＬＯＲＳができたきっかけに戻ります。これを機に、78カ国で未来をみんなでつくるというきっかけを基に、もっと交流の場を提供したい。もっと外国人と触れ合える場が欲しいという声から、ちゃんと組織化をしたものがこのＣＯＬＯＲＳです。これが2014年１月に発足しました。

私たちの活動内容は毎年変わります。と言いますのも、そのときのニーズに合わせた活動をしているからです。では、平成26年度はどのような活動をしてきたか。ここではもともと私たちの目的であった交流の場を提供するということから、「話し合う集まり」というものをテーマに活動をしてきました。毎回お菓子を持参しながら、テーマを設定してみんなで話し合うものでした。

テーマとしましては、「あなたのルーツ」、「ストーリーを語ろう」、あるいは「もっと厳しいことを語ろう」、「私たちはこうして学んだ」であったり、「国際結婚って実際どのようなものなのか」という日本人の方も多く参加していただいた企画です。

私はいま大学４年生で、就職活動をしていた時期がありまして、自分が合同説明会に行ったときに、留学生を対象としたものがたくさんある中で、在留外国人、私たちはここで学んだから留学生ではないけれど、ポルトガル語も話せるし、日本語も分かるし、いろんな多様性の国を知っている。その中で、私たちのこの多様性を活かせるものがなかったのです。そういう企業も実際少なかったです。

だったらこういう企画をつくろう。第二世代の就活後押し、実際に就職された先輩の話を聞いたり、企業の方に実際に私たちの話を聞いてもらう機会をつくりました。これがもしかしたら、全国では初の取り組みだったのではないかと私は思います。

○COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ）田中 琢問

平成27年度からは、私、田中 琢問がお送りします。ちょっと鼻声なので、少々お聞き苦しいところもありますが、よろしくお願いします。

蛇足ですが、私は昔、学習支援教室へ通っていて、そのときのボランティアの先生が宮城 ユキミさんでした。こういうことで多文化共生が進んでおります。

27年度の取り組みとして、「出張ＣＯＬＯＲＳの実施」とあるんですけれども、これはどういった活動かと言いますと、高校生の励みとなるような活動をしたいということで、実際に浜松市内の高校の協力を得て、定時制の高校１校だけだったんですけれども、そこで３回の出張講座を実施しました。

どういったことをやったかと言いますと、高校生たちと交流会を開いて、同じ外国にルーツを持つ子たち、ＣＯＬＯＲＳのメンバーは皆さん外国にルーツを、ブラジル、ペルーが多いですが、集まって将来どういったことをやりたいかとか、意見交換会だったりとか、授業を３回やったわけですけれども、授業の内容や進めかたは１から全部自分たちでつくったりしてやってきました。

これは何の写真なのか覚えてないですけれども、最初はアイスブレーキングだったり、動物をつくったり、実際、とある企業で使われたような就職試験をゲームの形式にして、ここの高校生の子たちは就職がメインの子たちだったので、就職試験を実際にやって、企業とは何かというのを考えさせたりとか、これは座談会みたいな感じで丸くなって、将来どうしたいかとか、自分たちはこうやって育ったという、先輩の意見を聞くみたいなかたちで講座を開きました。

そして見えてきた課題としては、先ほど取り上げたグローバル人材就職セミナー。これは今年度も行うんですけれども、外国にルーツを持つ学生の存在の認知度の低さ、これは企業側のものです。企業としては外から来た留学生たちに、やはり注目を置くというパターンが多かったんですけども、実際、このグローバル人材就職セミナーに来たのは、日本で育った外国人が多くて、すごく可能性に満ちた人材で、あっ、それは僕以外の人たちということで、可能性に満ちた人材が多かったと。それを知って、たぶん就職したいという外国人にとっても企業側にとっても、すごいメリットのあるものだったのではないかなと思いました。

そして「出張ＣＯＬＯＲＳ」、これはＣＯＬＯＲＳの構成の問題なんですけれども、社会経験のないメンバーが多い。いまのところ活動ができているのはみんな学生で、しかも一つの大学に偏っていて、静岡文化芸術大学の学生のみで構成されています。

なので、今後はもうちょっとほかの大学だったり、社会人とかの方を取り入れて、いろ

んなジャンルで対応していけるような組織にしていきたいと思っています。
　今後の展望としては、出張ＣＯＬＯＲＳ、開催して、別の高校からもやっていただきたいという要望があるので、今年度はもしかしたら難しいかもしれないですが、来年度以降とか、これからやって行きたいと思います。そして柔軟なかたちで活動実施ということで、来年度もまた、全然違ったかたちの活動だったりとか、やっていきたいなと思います。そして、どんどん次の世代へつなげていく、ユキミさんから僕へバトンパスされた感じで、次の世代へつなげて行ければと思っております。
　以上で、ＣＯＬＯＲＳの活動報告を終了したいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○司会　浜松市国際課ポルトガル語通訳　タナカ ユリ
　ありがとうございました。
　外国人集住都市会議会員都市、関係省庁の皆さまは、ステージへお上がりください。
　ここからの進行は、公益財団法人日本国際交流センター　毛受敏浩執行理事にお願いします。

＜登壇者による意見交換＞

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

　皆さん、こんにちは。
　今からのセッションは「多様性を地域の力としていくために」というセッションでございます。私は日本国際交流センターというところにいますが、日本国際交流センターは、民間の純粋な非営利の団体でして、民間外交のパイオニアの団体でございます。1970年にできた組織で、一昨日はビル・ゲイツさんをお招きしまして、東京でグローバルヘルスについての、国際シンポジウムを行っておりました。安倍総理にも来ていただいて、重要な国際会議になりました。
　今日は外国人集住都市会議ということで、多様性を地域の力とする。前半のほうではどちらかと言うと、多文化共生について課題というか、問題点をどう克服していくかというお話であったわけですが、いまの二組の発表では、「多文化パワー」という言葉も出てまいりましたけれども、外国人の人たちが地域社会にとって、大変な隠されたリソースであると。それをわれわれはどう発掘していけるのか。そういうことをテーマに話をするというのが、このセッションだと思っております。
　本来、お二人の市長さんから問題提起のお話をいただくのですが、その前に、今の二組

の発表を聞いて、簡単にどういう印象を持たれたかというところから始めたいとお思いますが、よろしいでしょうか。
　では、原田市長さん、お願いします。

○袋井市長　原田 英之

　袋井市はここから東へ約20キロに位置しております。浜松市の堀さんとＣＯＬＯＲＳの皆さん方の活動を聞いてすごいなと感じました。堀さんの団体は、介護の世界で実際の活動をされています。いまからのテーマとなりますけれども、実際活動している人の状況を知りますと、本市においても取り組んでみたいという気持ちとともに、その地域に住んでいる方は、とても幸せなんだろうなと、感心いたしました。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩
　鈴木市長さん、お願いします。

○浜松市長　鈴木 康友

　今回の会議のテーマは、これまでの課題解決型だけでなく、外国人市民が持つ多様性をいかにまちの活力、あるいはまちづくりに活用していくかということです。多文化共生の取り組みは、新しい段階に入ってきたのではないかと思います。特に第二世代と言われる、先ほど発表をいただいた若い皆さんたちはすごいですよね。語学力や感性に優れ、即国際社会に通用すると思います。
　セッション１でも話があったような課題が消えたわけではないですから、これからもしっかり対応してかなければいけません。しかし、これからは、課題解決型から一歩も二歩も進んで、外国人市民の持つ多様性を、いかに活かしていくかということを、各都市が、あるいは国が考えていく時代になったのではないかと考えております。そうした観点を含めて、午前中の基調講演で山脇先生から名前の変更のご提案もありましたが、この会議をバージョンアップしていくことが必要ではないかと、先ほどの二つの発表を聞いて改めて感じました。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

ありがとうございました。

それでは植村さん、お願いいたします。

○総務省自治行政局国際室長　植村 哲

どちらかというと職責を離れたようなコメントになってしまうかもしれませんが、彼らの話を聞いていると、はたと自分の胸に手を置くんですよね。自分や自分の子どもの世代は、果たしてそこまで高い意識を持っているだろうかと。

我々自身も彼らから学ばなければいけないし、お互いが高めていかなければいけない。国籍であるとか出身の文化というものは、背負っている一つひとつの看板であり、その看板自身がプラスの意味を持つ、そういう発想に、われわれは切り替わっていかなくてはいけないのではないかと本当に強く思いました。

役所のようなところの施策は、ともすると一つのパッケージ・看板・切り口で終始しがちでありますが、その後ろに、多様性を持っている人が、その人そのものとして活躍できるということは何なんだということを、常に考えていかなければいけないと強く思いました。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

ありがとうございました。

では、根岸さん、お願いいたします。

○法務省入国管理局総務課企画室長　根岸 功

私も法務省としての意見ということではなく、個人的な感想ですけれども、まず、グローバル人財サポートさんからは、在留外国人も日本人と同様に高齢化しているとのご指摘がありました。

セッション１で、外国人の問題に思えることというのは、実はそれは「外国人だから」起こるのではなくて、例えば、コミュニケーションの問題であったり、いろんな情報の問題であったりと日本人でも起きうる問題なのではないかというようなご指摘がありましたが、それが高齢化問題となると、反対にわれわれが日本人の問題だと思っていることが、実は外国人にも起きている問題だということで、なるほどなと思ったところです。また、これもセッション１で、外国人が必要であるとなった時に、新たに外国人を受け入れるというだけではなくて、現在在住している外国人の方に、いかに能力を活用していただくかということが、まず先なのではないですかというようなご指摘がありましたけれども、まさに今いらっしゃる外国人の方々に、その持てる力を使っていただければ、それはその方々のためだけでなく、地域や日本全体の社会のためにもなるというようなことで、非常に素晴らしい取り組みだなと感じた次第です。

私は入管（法務省入国管理局）というちょっと狭い世界ではありますけれども、われわれ国として、今後どのように外国人の問題を考えるかということにおいて、今後来日される外国人の方ももちろんですが、やはり日本に今いらっしゃる方々にどのように能力を活用していただくのかという観点は、極めて重要だなということを感じました。

それからＣＯＬＯＲＳの皆さんは、まだお若いのに本当によく考えていらっしゃって、私が学生時代に、そんなふうにちゃんと世の中のことを考えていたかなと思うと、ちょっと恥ずかしくなるような思いで聞かせていただきました。実は、先日、皆さんの母校である静岡文化芸術大学の池上教授のお話をお聞きする機会がありまして、いわばグッド・プラクティスとして皆さんの活動のお話を伺いました。池上教授によれば、活動をされている学生の方々というのは、外国人支援に関わっていない一般の方々も含め、地域から非常に高く評価をされているし、その方々が企業で就職活動をされたときには、生のご自分の考えをお話しできるので、企業にとっては、単に就職面接のマニュアル本を読んで臨むだけの人とは違って伝わるらしいですね。皆さんの中には、静岡を代表するいくつか大手の企業の総合職として、何人も就職されているといったお話をお聞きしたのですが、まさか今日その方々のお話が聞けると思っておらず、改めて素晴らしい活動をされているんだなということで、法務省職員としての仕事を離れてですけども、非常に感銘を受けました。ありがとうございました。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

はい、ありがとうございます。

齋藤さんお願いします。

○文部科学省初等中等教育局国際教育課主任学校教育官　齋藤 潔

私は文部科学省のほうで、主に小学校、中学校、高等学校までの教育、私のいまのここに座っております立場としては、そこにおいての外国人児童・生徒の教育支援という観点で、フォローさせていただいています。

先ほどの事例は浜松市を中心とした活動かなと認識をしておりますが、非常にいい取り組みだということで、常々注目させていただいておりました。

われわれの立場からいたしましても、そういった義務教育段階の学校の最終的究極の目的というのは、まさにそういった社会で活躍していただける方を育成するということであると。これは外国籍の方ですとか、日本語の能力が十分でない方でも、皆さん同様であると考えております。

「課題解決型」という話が先ほどもございましたが、ややもすると義務課程の学校においては、学校に適応できない子どもを減らすようにという議論がどうしても起こりがちですけれども、やはりその先には、高校への進学、大学を経まして就職して、それぞれの個性を活かして活躍されるという目標に向かっていく必要があるというのを改めて、この成功事例をお伺いして強く感じております。

ちなみにでございますが、いま文科省において、そういった教育課題の解決のための有識者会議を立ち上げておりまして、先ほどからお話が出ております静岡文化芸術大学の池上先生に委員として入っていただいておりまして、浜松のいい事例も取り入れながら、今後の施策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

はい、ありがとうございました。

私は特に重要だと思うのは、日本の中で外国人の人たちが増えてくることに対して、一定のネガティブな意見を持つ人が相当いるわけで、それが、多文化共生が国のほうでもなかなか本格的に取り組めない最大の要因だと思います。そういう意味で、今日のようなポジティブな事例をどんどん発信していって、外国人の人たちが、実は日本の少子高齢化の社会の中で、われわれを救ってくれる重要なファクターであるということを伝える必要がある。そういう人たちが育ちつつあるわけですから、そういう情報発信が恐らく非常に重要になってくると思います。

では、本来の話の筋なんですけれども、集住都市会議からの投げかけということで、袋井市の市長さん、ご発表を5分間でお願いいたします。

○袋井市長　原田 英之

先ほど紹介をさせていただきましたけれども、袋井市は浜松市から少し東に位置しています。

私はこの外国人集住会議につきましては、昨年に続き二度目で、昨年は防災の話をさせていただきました。今回は、どのように多様性を活かしていくかという話をさせていただきたいと思います。

袋井市は、メロンが特産で、人口が8万7,000人のまちでございます。

人口減少は小さく、出生率が1.76であります。外国人人口につきましては、リーマンショック以降は減少し、リーマンショックの前は4,000人を超えていましたが、いまは3,000人ちょっとのまちです。

その内訳を見てみますと、ブラジル人が圧倒的に多く大半は永住者です。ブラジル人で永住する方々は、魅力的な存在だと思います。

こうした外国人に対する様々なサービスは、国際交流協会と市の国際交流の仕事を一緒に行っており、様々なサービスを行っています。国際交流協会では、日本語教室や料理教室の開催などすばらしい活動をしています。

市ではポルトガル語、英語、スペイン語に対応した通訳者を５人配置しまして、一般的な行政的な仕事を行っています。私が思いますに、例えば3,100人の内の中には生活が困難な人も相当います。日本人世帯と比べて生活保護の率は３倍から４倍くらい高いですから、その人たちには言葉の面はもちろん福祉の面で、きちんとサポートをする人が必要です。

そうでない人たちは、共稼ぎで働いていたり、私たちの生活の中に入り込んでくることができると考えられ、この人たちと生活をしていかなくてはいけません。その一つが、私たちの中に持っているマイノリティです。少ない人たちに対してどういうふうな気持ちがあるのか、日本人は数が多いほうでいろんなことを考える傾向があります。

そのためにどういう方法があるかを考えてみますと、一つが言葉の問題です。しかしながら、ポルトガル語やベトナム語を話すことができるでしょうか。なかなか話すことはできません。そう考えますと、私たちはもっと英語を習得することも大切ではないでしょうか。

手前勝手な議論になりますけれども、袋井市は４年後に、ワールドカップラグビーが開催されます。４年間あれば市民の英語力はものすごく伸びることが考えられます。

市内４つの中学校で英語教育を実施することにより、25人ずつ英検の２級から３級の子を育てたといたします。それから市民ホームステイをやります。ホームステイをやるには、言葉をしゃべらなければホームステイはできません。そのためには、毎週土曜日ごとに、あるいは毎日人を変えて、英会話教室を行い、英語を話すことができる家庭を100軒、200軒設ける取組を行います。４年間ありますから、ホームステイのできる家庭をつくることもできます。

このような取り組みによって、市民の英語力を向上させ、外国人とのコミュニケーションを図ることができると思います。外国人に日本語を学んでもらうことは、働くため、生活するためにとても大切なことです。

しかし、英語力をもっと日本人は持ってもいいと思います。少し自分の例で、申し上げますと、うちの子は帰国子女です。上の女の子はよかったのですが、下の男の子はいじめられました。どうしていじめられたかというと、彼は海外での生活が小さなころだったので、彼の考え方がマイノリティであり、小学校へ行ってみんなと意見が違ってしまうと、それによってバッシングを受けます。

人がバッシングをするというのは、マイノリティの魅力がつかめないということです。マイノリティの魅力は何であるかを発見するためには、コミュニケーションが必要です。コミュニケーションを図るために私たちができることは、すべての言語は無理なので、せめて英語力をより付けこちらから外国人に接近することができる。そういう意味で、一つが語学の問題があります。

もう一つ必要なのが、舞台づくりをするということ。その舞台は自治会です。自治会の組織は男社会で、昔から変わっていない。これを行政としても、自治会組織を変えようと思うが、なかなか変えられない。この中に外国人の方に入ってもらうということを、進めたいと考えています。

そのためには受け入れる側が、外国人の方々の力を認めないと、なかなかできません。もちろん言葉の問題もありますが、私は自治会活動の中に強く入ってもらう方法を考えていくことによって、自治会自体も自分たちでできなかった改革ができるのではないかと考えています。

外国の方が多く住んでいるということは、自分たちがいままでできなかったマイノリティの価値を認める生き方ができるとか、話をすることや、聞くことによって魅力的なものが見えてくるのではないか。これを市が率先してやって行こうという気持ちでございます。

ここから各省庁の皆さん方へのお願いですけれども、第５次出入国管理基本計画の中でも、「わが国社会経済に活力をもたらす外国人を積極的に受ける。」とありますが、わが国社会経済に活力をもたらすだけではなく、私たちの生活に活力をもたらす外国人を、積極的に受け入れてもらうことが必要であると思いますが、どのように考えておいでになりますかということをお伺いしたい。

それから、セッション１でも　お話がありましたように、新しい方をお迎えするのもいいのですが、現在住んでいる方々の就労などを支援しながら、新しい方々をお迎えするということをやらなくてはいけないと考えますがいかがでしょうか。以上でございます。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

ありがとうございました。

では、鈴木市長さん、お願いいたします。

○浜松市長　鈴木 康友

はい。今回は「多様性を地域の力としていくために」というテーマを設定いたしました。先ほど二つの事例発表もございましたが、ああいう素晴らしい人材が育っていくためには、何をしなければいけないかということについて、報告させていただきたいと思います。また、今回、外国人集住都市会議会員都市をはじめ、多文化共生関係団体の様々な事例をパネル展示してありますので、ご覧いただきたいと思います。

これは各都市からもご報告があったことですが、浜松市も最盛期は３万人の外国人住民が居住していましたが、リーマンショック以後１万人減りまして、現在では約２万人でございます。最近の傾向としては多国籍化が進んでいます。ブラジル人の方が総体的に減って、アジアを中心に、多様な国の人たちが増えているということです。

特徴としては、定住化の傾向にあり、永住者、定住者、日本人の配偶者など、日本に長期にわたり居住する資格を持つ人たちが87％ということです。もうずっと日本に住み続けるという方が多いということでございます。

浜松市立の公立小中学校における外国人の児童生徒数についてですが、2008年が1,700人、2015年が1,435人で、外国人住民全体の減少と比べると意外に減っていません。それはやはり、定住化が進んでいるということの影響だろうと思います。

また、日本生まれ日本育ちの児童生徒が増える傾向にあります。今年４月に小学校へ入学した外国人の内、約７割が日本生まれ日本育ちでした。

外国人住民の持つ多様性を地域の力にしていくためには、まずは子どもたちがしっかりと学ぶ機会を得ることが重要です。浜松市は平成23年度から３年間で、「外国人の不就学ゼロ作戦」に取り組みました。学校へ通っていない、学びの場に属さない子どもたちをなくそうということで、教育委員会、外国人学校、あるいは支援団体等、関連団体と一緒になり、継続して実態調査、支援教室の紹介、カウンセリングなどきめ細かな対応を行い、外国人の不就学の子どもをゼロにしたということです。

基本的には義務教育は国の責務です。ただ、義務教育は日本人に対しては責務として課せられているのですが、外国人にはその責任がありません。今いる外国人の方は、定住していく方でございますので、しっかりと義務教育を受けさせることを、日本人と同じように保障することが必要であると思います。

先ほど多国籍化が進んでいるというお話をしましたが、それにより初期適応指導を行う人材の確保が、非常に難しくなってきています。多言語に対応する支援人材の確保が課題であると思っています。

この会議でも毎回議論をしてきたわけですが、多様な人材に活躍をしてもらうためには、しっかりとした受け入れが必要です。労働力が不足しているということで、国においてさまざまな外国人受け入れの施策が進んでいます。高度人材の受け入れ、技能実習制度の緩和、建設造船技能労働者の受け入れ等が次々と打ち出されています。

ところが、一方でこうした人たちが日本の社会に入ってきたときの、多文化共生の議論

はあまり進んでいないわけです。出入国管理政策と多文化共生政策は、連動して検討されないとまずいと思います。今の基本的な国の考え方は、短期間働いて帰ってもらおうというものではないでしょうか。

1990年に改正入管法が施行されたときも、実は同じでした。来日した日系人は出稼ぎが目的であり、ある程度稼いだら母国に帰ると思ったら、滞在が長期化し定住化へと進んできたという過程があります。そうした経験をした自治体として思うのは、やはり外国人を受け入れるなら覚悟が必要だということです。

外国人の皆さんをこれからの人口減少社会の中で、日本を支えていく人材として確保をしていくということであれば、多文化共生施策、社会統合政策も共に考えていかなければいけないということです。

それを進めていくために、外国人庁のような、外国人政策に総合的に取り組む組織が必要であることは、これまでずっと訴え続けてきました。

皆さんも消費者庁ができたのはご存じだと思いますが、消費者庁ができたことで一気に消費者教育が進みました。私ども浜松市役所でも、一つ組織をつくると一気に施策が進みます。

国の場合も、各省庁がそれぞれ外国人政策に取り組んでいただいていますが、各省庁が連携すると言っても、これはなかなか難しいと思います。外国人庁のような、司令塔となる組織をつくると、優秀な人材の集合体が中央官庁ですので、一気に多文化共生政策が進んでいくのではないでしょうか。一足飛びにはできないかも知れませんけれども、外国人集住都市会議として、引き続き訴えていかなければいけないと思っています。以上でございます。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

はい、ありがとうございます。

多様性を地域の力とするためには、いまおっしゃったように、外国人の方々の生活基盤をしっかりと、言葉の問題も含めて対応しないと、なかなか潜在力が発揮できないということでお話をいただいたと思います。お二人の市長さんのお話の中で、ご自身の関係するところというところで、それぞれお答えいただきたいと思います。

植村さんからお答えいただきたいと思いますが、私も一つ付け加えてお聞きしたいことがございます。それは、いまは地方創生ということで、各自治体は人口についての総合戦略をつくることになっています。人口ビジョン、2040年、あるいは2060年まで地域の人口がどうなっているかということを、今年度中につくるということを義務づけられているわけですけれども、一方で総務省では、2006年でしょうか、多文化共生推進プランがつくられたわけですが、人口政策と多文化共生、定住外国人の人たちのための計画があまりリンクしていないような印象を私は受けております。一部の自治体の人口政策の中で、定住外国人のことを書いている自治体がぽつぽつあるんですけれども、地方創生の人口政策の中で、定住外国人というのはどう考えるべきものなのか、その辺りも含めてお伺いできればと思いますけど。

○総務省自治行政局国際室長　植村 哲

地方創生自身は内閣官房のほうで全体を束ねているという仕組みになっていますので、そのコンセプトの部分を私があまり深掘りしてしゃべれない立場にあるのですが、その立場を踏まえながらしゃべらせていただくと、現実にはいま外国人庁というものがない、あるいは総合的に束ねる施策がないというところの関連で、説明される現状なんだと思います。

地方創生の一つの大きなきっかけは人口減少であるということは間違いないわけですが、人口減少というものを量的、質的にどういう形で埋めるのかという議論の中に、外国人の存在を明示的に入れていくという国の全体的な方針というのはないという現状があります。各自治体が実際のプランをつくっていくときにも、個別の自治体で外国人の存在を意識して入れるという事例はあるけれども、全体の中では、それは共有化される現象にはなってないというのが現実であります。

そこから先は、「お前何とかしろ」と言われても、私はなかなかしゃべりにくいのでご勘弁いただきたいのですが、少なくともいろんな国の政策のオリエンテーションを見ていくときに、日本の地域が孤立して、外との関わりを抜きにして、経済や社会の維持や発展を議論するというのは無理な環境にあるということは事実であります。

そういう意味では、いま住んでいる人たち、また、観光客を含めたビジターから始めて外から来る人たちが、地方も含めて活発に交流をしていく、そういった基盤をつくっていくということが、実は経済的にも非常に意味があることになっているのだと思います。

ですので、我々は今「多文化共生」という施策を持っているわけですが、今後考えていきたいその中の新しい切り口の一つとしては、地域の経済、それから海外との関わりの中で、今住んでいる外国人、あるいは来日してさらに愛着を持ってくれる外国人、これをどう取り込んでいくかというアイデアであるとか、あるいはスローガンを打ち出すことが展開として非常に重要ではないかなと、このように考えているところであります。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

ありがとうございました。

続いて根岸さんにお伺いしたいのですが、もう一つ私のほうで付け加えさせていただきます。第５次出入国管理基本計画というのは今年の９月にできたわけですけれども、その中で、いまの話と重なるのですが、少子高齢化の進展を踏まえて、外国人の受け入れについての、国民的な議論の活性化が必要という項目が入りました。国民的な議論、これは誰がやるのか。国が推進しようとされてらっしゃるのか、法務省としてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○法務省入国管理局総務課企画室長　根岸 功

なかなか難しい問題ですが、両市長あるいは毛受先生からのお話が、みんなつながっていると思うのですが、原田市長からは、「経済社会に活力をもたらす外国人と言っているけれども、結局、今後どのように外国人を受け入れていこうとしているのか」というようなお話だと思いますし、鈴木市長のお話の中には、「外国人を受け入れるなら覚悟が必要だ」ということがございましたが、これは、まさに鈴木市長にもメンバーになっていただいていた法務省の出入国管理政策懇談会での、第５次出入国管理基本計画の基になる報告書をつくっていただくためのご議論の中でもありましたが、どの分野の外国人を受け入れるか、ということが問題となるわけでございます。

特に出入国管理という観点で言いますと、どの分野に外国人が必要なのかとか、外国人を受け入れたら問題が起きるとか、外国人の入国のドアを開けるか閉めるかというだけの議論についなりがちなのですね。

われわれはその開け閉めのところを担当している者として、いろんなところで「入り口だけを議論するな」と怒られるのは非常にありがたくて、入り口のところだけ開けても駄目だということをいつも申し上げてきております。入り口だけ変えると問題が起きてしまいますし、受け入れる対象が「人」なわけですので、いろいろなところにひずみが出てきてから対処するというのは、外国人の方々にとっても不幸だし、それを受け入れた日本社会全体にとっても不幸となるはずなので、受け入れるなら受け入れるで、まさに鈴木市長がおっしゃったとおり、きちんと覚悟を持つということを考えるのであろうと思います。その上で、受入れに伴う負担という面は当然あると思いますので、それも含めて受け入れるのだということを、きちんと考えなくてはいけないということが、その政策懇談会でも議論されましたし、それを受けて、この基本計画の中にも盛り込まれています。これについては、なかなか法務省ではできない部分が多いので、あまりこういう共生部分について、入管（法務省入国管理局）の基本計画に書くというのは、やや書きすぎであるというような批判というのは、政府内で議論する中でも当然ありますし、また、発表した後も、「じゃあ、お前らは何ができるんだ。できもしないことを言うべきではない。」というようなご指摘をたくさん受けております。

しかしながら、入り口を所管する者としては、受け入れた後のことも一緒に議論しないと入り口ができないんです。入り口はきちんとやるけども、入り口だけでは駄目なんですということを、きちんと訴えなくてはならないという意味で、入り口の政策に、その後の共生の話というのは、やはり書き込まなくてはいけないと、こう考えたわけです。

配布資料の中に、今年の９月に法務大臣が策定した第５次出入国管理基本計画の概要がございます。これは、法務大臣の策定というかたちですけれども、入管法上、関係行政機関の長との協議というのが義務づけられていまして、閣議決定ではありませんが、関係省庁と協議をして了解を得たものというかたちになっています。

先ほど原田市長がご指摘されていたのが、この１番目の「我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受け入れ」というところで、ここでは主に外国人労働者、特に現在も受け入れている専門的・技術的分野の外国人の方々の受け入れのことや、留学生のことなどについて記載しております。

今後の受入れをどうするのかという部分については、一番核心のところなんですが、あまり深く書けていないのですけども、そこが２番目の「少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化」であります。ここでは，人口減少の中で、今後外国人の受入れをどうしていくのかということについて書いています。

３番目が「新たな技能実習制度の構築に向けた取組」。技能実習制度は、ご批判もありますけれども、本来、開発途上国等への技能移転のための制度です。これをいわば労働力確保の手段として使われている面もあるというのが実情としてあるのですが、問題が起きているものについては、きちんと適正化を図っていくため、見直しを行っているということです。また、技能実習制度の現実と実態の乖離を指摘されており、見直しに当たっては、「では、現実のほうはどうするんだ」という指摘があるわけですけれども、それは２番目の方の検討で結論を出すべきであり、技能実習制度を抜け穴にして、解決しようというものではないという考え方をとっています。

現在在留されている方々にも関係しますし、また、今後の外国人受入れに非常に関わるのが、４番目の「在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与」という部分です。

これは、入管政策としてできるところは限られてはいるんですけれども、例えば、２番目の議論の結果、ある分野については、日本人労働力を活用したとしてもなお外国人の受入れが必要だから、現行の専門的・技術的分野の外国人の受入れという基本方針はちょっと置いておいて、新たな分野の外国人を受け入れましょうというように、正面から外国人の受入れを認める可能性はあります。

いまは何も結論を出してはいませんけれども、もし、新たに外国人を受け入れるのだとすれば、まさに覚悟を持って、この共生の取り組みをセットとしてきちんとやらなければいけないという考えの下、入り口の入管政策のところだけが先行するというのは望ましくないということ、また、出入国管理行政と共生社会の取り組みというのは、車の両輪で進めなければいけないのだということを書き込んでいます。

そのような理念しか記載しておらず、実際にどのような取り組みを進めるのかというところが書けていないところが、非常に不十分であることは、われわれとしても承知しております。いずれにしても、２番目のところで言っていますとおり、どこの場で議論をするかというような点については、正直申し上げて決まってはおりませんが、例えば、入り口の議論であれば、法務省の出入国管理政策懇談会というのも一つでありましょうけれども、おそらく外国人受入れの議論に本当に踏み出すかどうかというのは、政府全体のレベルで検討していかなければいけないものであると思っています。例えば、有識者会議のような会議で議論するのか、それとも関係省庁である程度議論をした後で有識者の意見を聞

くというふうに進めるものなのか、といった点はいろいろな考え方があると思っていますし、これから関係省庁と今後の進め方を相談したいと考えておりますけれども、いまこの場では、議論の進め方について申し上げる段階にきていません。

ただ、法務省の基本計画だけではなく、本年６月に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂２０１５」においても、今後の外国人の受け入れの在り方を検討していくということが盛り込まれていますので、その意味では、政府全体として、きちんと検討していきましょうという機運は高まっているのではないかと考えています。

はっきりしたお答えにならなくて恐縮ですが、以上です。

○浜松市長　鈴木 康友

出入国管理政策懇談会に委員として出席をさせていただいた立場で、根岸さんにあえて質問させていただきますと、この「共生」という言葉を今回入れていただいたことは、私は画期的だと思います。これは私どもが提案したことを、真摯に受けていただいたのだと思います。計画の基本方針として、「受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく」とあります。これは「実現します」とか、「実現していく」と書けばいいわけですが、「実現に貢献していく」とは、どういうことなのでしょうか。

また、「具体的な方針」に、「外国人を受け入れる際に、共生のための施策を講じておくことが重要であり、共生社会の実現に向けた取り組みに積極的に参画」とあります。こういうことを書いていただいて大変ありがたく思います。ただ、「共生社会の実現に向けて取り組んでいく」と書いていただければ、一番いいわけですが、ちょっと解説をしていただければと思います。

○法務省入国管理局総務課企画室長　根岸 功

それがまさに、第５次出入国管理基本計画は政府全体の報告書あるいは計画ではないという証左であります。基本計画は、あくまでも出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が今後の出入国管理の方針を示すというものですので、ぎりぎり法務省の所掌の範囲内でしか書けないという背景がございます。

○浜松市長　鈴木 康友

関係省庁の大臣ともしっかり協議されているのですか。

○法務省入国管理局総務課企画室長　根岸 功

もちろん、関係省庁との協議はしていますが、基本計画では他省庁の取り組みまでは書けません。ただ、他省庁の取り組みと入国管理は一緒にやらなくてはいけないんです。他省庁でやるので法務省は関係ないというのではないという考え方をもって、何とか基本計画に共生に関わることを書き込んでいるという事情でございます。

○浜松市長　鈴木 康友

ありがとうございます。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

根岸さんもこういうかたちで、国民的な議論が必要だと書いていただいて、非常によかったと思うんですね。これは一つ先につながるということでよかったと思います。

つきましては文科省の齋藤さんに私のほうから一つ。いくつかの自治体の方から、不就学の人たちがたくさんいるという指摘がありました。その人たちは義務教育じゃないからしょうがないということかと思うんですけれども、そういう人たちを義務教育化できないかと、そういう声があるのだと思うのですが、その辺はどうでしょう。

○文部科学省初等中等教育局国際教育課主任学校教育官　齋藤 潔

先ほどの浜松市長からのご指摘と重なる部分があるかと思います。われわれといたしましては、多少誤解があるかなと思っています。そこはわれわれの伝え方の問題というふうに思っているのですが。すなわち、外国の方も含めた日本にいらっしゃるすべての子どもたちに、義務的な教育を与えることは国としての責務であるということです。

これは我が国が、国際人権規約と児童の権利条約に批准をしていることによって、国と、自治体も含めた政府の責務であるため、義務教育段階で受け入れる場合は、無償で日本人と同等の教育を受ける権利を保障しているところです。

義務教育ではないと言われている部分というのは、学校教育法において親の就学義務が係っていないという部分になるかと思います。なぜ就学義務をかけてないかと言いますと、歴史的な経緯もあるのですが学校教育法でいうところの学校ではないところで学ばれている方、具体的に言いますと、インターナショナルスクールですとか、外国人学校で学ばれてこられた方がいらっしゃる。

前半の議論で、そういったインターナショナルスクールとか外国人学校を、学教法の学校にしていくべきだという議論があるということは、重々承知というところですが、以上の歴史的経緯もあり、多様な外国のルーツを持たれる方の教育の選択を残すという意味で、現状のとおりになっているというところです。

ただ、そうは言いつつも、おっしゃるように、公立の義務教育諸学校で学び、進学していきたいという方が増えていらっしゃるということも事実でございますし、そういった学校に編入学してもなかなか学習についていけないというような現状もあるということも、われわれとしては理解しております。

その中で前半の議論でもございましたように、学校外でのサポートの事業と学校におけるサポートを行っていますけれども、われわれとしましては両者をもう少し連携していきたい。この問題は、少し話を違う角度から言いますと、ある意味外国のルーツを持たれる方以外の日本人にも、同じように起こっている問題の一つとして、学校に何らかの事情で

適応できなくて、様々な方法で学習されている方も含めて、複線的な教育により学力を保障し、社会で活躍していただく人材育成をしていくのかという問題だと思っています。外国語の優れた技能を持たれる子どももおられる訳ですので、就学義務があるかという点ももちろん重要ではありますが、個別のニーズに対応したきめ細かな教育ができるかという観点で対応すべきところが大きいのかなと思っています。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

ありがとうございました。

３人にご発言いただきましたけれども、それに対してお二人の市長さんから何かコメントがあれば、最後にちょっとお聞きしたいと思います。いまの話をお聞きしました私の印象としては、要は政治的には決定がないので、各省庁としても動きづらいというのが、おそらく実態ということなんだと思います。政府は「日本再興戦略」の中で外国人の高度人材は積極的に受け入れる際には、移民政策と誤解されないようなかたちでと念を押しています。

ただ政府の方にもいろいろとお伺いすると、金輪際、絶対にやらないということは絶対ないわけで、おそらくどこかで人口減少だとかを考えれば、外国人の受入れを考えざるを得ないというのが、出てくる話だと思います。一方、政府あるいは政治家の方が恐れているのは、そういうことをやると国民の中から「とんでもない」という声があるので、なかなか踏み切れないというジレンマにあるのが、たぶん実態だと思います。そんな時に、先ほどの国民的な議論が必要だという話に戻って来るんですけれども、例えば外国人集住都市会議として、このテーマに対してどういう声を上げるのかが問われているように思います。

もしお考えがあればそれを含めて、最後の市長さんお二人のこのセッションのコメントとしてお聞きして終了したいと思います。

○袋井市長　原田 英之

外国から多くの人を入れるか入れないかという話では、現在目の前にいる人たちと、どういうふうにうまくやっていくかという問題があります。

個人的にはどんどん入れればいいと思います。しかし、どんどん入れれば良いと言うと反発される可能性があります。何を反発するんですかというと今いる人たちだけで満足すればいいんだという考え方が基本にありますので、反発されることもあると思います。視野を広げてみると、私たちがアジアの中で生活をしていく、少なくとも企業は海外へ出て行っていることを考えれば、海外からどんどん入って来たって、何がおかしいんですかという感じがします。

もう一度私は最後にお願いしたいのですけども、日本人がもっと語学力を上げないと、これからは対応できません。学校の教育で英語をやってくれるのはとても結構です。どんどんやってください。

それよりももっと大人の世界、例えば40、50で社会の中堅で、しかもこれからお年をとっていく方がコミュニケーションができるのかということが何となく分からない、言葉も分からない、何もかも分からない人たちが入ってくるから困るという話が、国を構成していくという話と混同して、困る困ると言っているだけではいけないという感じがします。

ですから、そこのところをきちんと整理していけばいいのではないかという気持ちです。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

ありがとうございます。

では鈴木市長さん。

○浜松市長　鈴木 康友

もう１回パワーポイントの外国人材の受け入れというところを出していただけますか。

国において建設や介護等様々な分野で外国人材の受け入れが進みつつありますが、この問題は、安全保障の問題とよく似ていると思います。実は自衛隊とか日米安保というのは、これまでも憲法との問題が非常に取り沙汰されたことがあります。そのたびに最高裁が、これは高度に政治的な問題であるから、司法の判断にはなじまないということで、ずっとダブルスタンダードでやってきたんですね。

ところが現実のほうがどんどん先へ行くので、この前物議を醸した集団安全保障の法律の大改正がありましたけれども、恐らくこのまま、ダブルスタンダードで乗り切ることはできないというのと一緒です。日本は外国人を入れるのか入れないのか、まったく言っていなかったんですけど、ここにあるように国の外国人受入施策の拡大を見ると、もうこれは明らかに入れるということです。だけど日本は移民は受け入れませんというのが基本的なスタンスであって、極めてダブルスタンダードであります。

これからＴＰＰやＥＰＡを進めていくと、現実的には外国人の受入れがどんどん進んで行く。しかも人口減少でこれから日本はどうするんだと。安倍政権は経済成長をさせると言っているわけですから、おそらく近い将来、日本は外国人を受け入れるということを言わざるを得ない時期が来ると思っています。現実はどんどん進んで行くのに、その基準が二つあって、国は方針を出さないみたいです。

だからこういう問題はまさに政治家の話でありまして、本当は安倍総理に来ていただいて議論すると一番いいわけですが、それはかないません。

ただ、こういうことはこの外国人集住都市会議で訴え続けていかなければいけないと思いますし、同時に、これからどんどん外国人の方が入ってくるということを前提に、外国人市民の持つ多様性を活かしていくという、そういうポジティブな取り組みをしていかないと駄目なんだろうと思います。

○公益財団法人日本国際交流センター　執行理事　毛受 敏浩

ありがとうございます。

私の代わりにすべてまとめていただいたような気もしますが、あえてちょっとだけ言わせていただきますと、今日は「多様性を地域の力としていくために」ということで、前半では非常に素晴らしい若い方々のお話を聞きまして、ほんとに外国人の人たちは、日本の未来を支える非常に重要なリソースであると実感しました。その人たちが健全に育っていくためには、自治体、ＮＧＯ、ＮＰＯだけではなくて、国の各省庁のそれぞれのお立場での努力も必要ですし、国の包括的な取り組みもないと、なかなか健全なかたちで進まないと思います。

今回も最後は、外国人を本格的に受け入れていくには、どうしたらいいかという話にはなりましたが、そういう議論を、いままではどちらかというとタブー視されていた議論だと思いますが、それを広げていくということもないと、なかなか進んでいかないという気がいたしました。

おそらく近い将来、起こるのではないかと期待をしておりますが、そういう意味でも、集住都市会議の役割は、今後ともさらに増していくというふうに確信をしております。

今日はどうも、ご清聴ありがとうございました。

○司会　浜松市国際課ポルトガル語通訳　タナカ ユリ

ありがとうございました。

登壇者の皆さまに、大きな拍手をお送りください。

この後、本日の会議の成果として、外国人集住都市会議より「はままつ宣言2015」を発表いたします。準備が整うまで、いましばらくお待ちください。

浜松宣言２０１５

○浜松市長　鈴木 康友

皆さん長時間にわたりましてありがとうございました。

本日の会議における議論を踏まえまして、外国人集住都市会議を代表して、「浜松宣言2015」を発表させていただきます。

浜松宣言 ２０１５

２００１年に設立された外国人集住都市会議は、本年で１５年目を迎える。

この間、会員都市の協力と連携のもと、外国人住民との共生のための様々な施策や事業に取り組むとともに、自治体では解決が困難な法律や制度運用等に起因する課題について、国等への提言を行うなかで解決に努めてきた。

本会議は、１９９０年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降の南米日系人の急増を端緒とするが、既に２５年が経過し、会議参加各都市において外国人住民の定住化が進み、次世代の若者も成長している。

昨年来、国の産業競争力会議や日本再興戦略等において外国人材の受入れの議論が活発となっている。本年４月には外国人建設就労者受入事業が始まり、９月には第５次出入国管理基本計画が公表された。これに併せて、趣旨と実態の乖離が指摘されている外国人技能実習制度や難民認定制度の運用等の見直しも進められている。さらに、新たな在留資格の設定や家事労働者受入れのための制度整備も決定するなど、外国人材受入れの政策メニューが拡大している。

本会議は、このような機会に外国人材の受入れの議論が深まり、必要な政策が展開されることを期待するが、一方で、受入れ後の社会統合に関する議論がなされないまま事態が進行することを危惧する。

出入国管理は国の専権事項であるが、それは受入れ後の政策とともに進められるべきである。また、その前提となる、今後どのように外国人を受け入れていくか、という現実的な方針が必要である。

本会議は、受入れ後の諸施策を確実なものとするため、国において外国人政策を総合的に調整し、推進する組織の設置を繰り返し訴えてきたところであり、改めて、司令塔の機能を有する組織の設置を強く求めたい。

急速な社会経済のグローバル化と人口減少のなかで、かつて、特定地域の一時的なものとされた外国人労働者の受入れや外国人住民との共生は、今や国全体で共有すべき課題となっている。

このようななかで、私たちは、外国人住民を受け入れ、多文化共生に取り組んできた基礎自治体として、その経験や取り組みをこれからのまちづくりや地域の活性化に生かしていかなければならない。

私たちは、国や国内外の諸都市、関係機関等との協力連携を図るなかで、すべての住民の権利の尊重と義務の遂行を基本とする多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく。

２０１５年１２月１７日
外国人集住都市会議

閉会

○浜松市長　鈴木 康友

それでは皆さま、改めまして、長時間にわたりご参加をいただきましてありがとうございました。

「浜松宣言2015」を発表させていただきましたけれども、この外国人集住都市会議も15年目という節目の年を迎えまして、新たな段階に入ったかなと思います。

今日のテーマでもあります、地域に定住し、もうすでに日本人住民と一緒に共生されている外国人住民の多様性をどうまちづくりや国づくりに生かしていくかが、今後の会議の大きなテーマでございます。また一方で、これからおそらく日本はさらに外国人を受け入れていくことになる。すでに国はその方向にかじを切っております。

そうした中で、多文化共生は、今後も重要な課題（テーマ）でございまして、引き続き国に対してさまざまな提案をしていかなければいけないと思います。先ほど太田市の清水市長から、もうそろそろ会議をやめてもいいのではというお話もありましたが、私はそうは思いません。15年にわたり地道な取り組みを続けてきて、さまざまな成果が生まれてきております。新たな在留管理制度への移行の他、第５次出入国管理基本計画には、出入国管理行政と外国人との共生社会に向けた施策は、車の両輪として推進される必要があると明記されました。これからも引き続き外国人住民に係る課題の解決に向けた取り組みを進めていきたいと思っています。

また、外国人住民の多様性をまちづくり、あるいは国づくりに生かすための施策につきましても、しっかり取り組んで参ります。基調講演の中で山脇先生からご提案のあった名称の変更についても、今後会員都市で協議をしていきたいと思います。

ぜひ今後とも、この会議の活動につきまして、皆さんのご支援ご協力を心からお願い申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

当日資料 目次

外国人集住都市会議の概要	82
基調講演　資料 　外国人集住都市会議の 15 年とこれから～集住都市の経験を生かすために～	84
セッション１ 　外国人住民に係る課題の解決に向けて　資料	94
セッション２ 　多様性を地域の力としていくために　資料	106
関係府省庁資料	111
発表用資料	144
外国人集住都市会議会員都市及び関係団体によるパネル展	170

外国人集住都市会議の概要

１．　外国人集住都市会議の設立と新たなありかた

1980 年代後半のバブル景気による労働力不足を背景に、1990 年 6 月に改正入管法が施行され、日系人の 2 世・3 世及びその家族が「定住者」の在留資格により来日し自由に働くことができるようになりました。

これを契機に、特に製造業が盛んな地域において、南米日系人をはじめとする外国人住民が急激に増加し、言葉や生活習慣の違いによる戸惑いや摩擦が生じました。

住民の生活に直接関わる基礎自治体は、外国語による情報提供や相談、日本語教室の開催などに取り組んできました。しかし、外国人住民に係る就労や健康保険、子どもの教育などの諸課題は、国の法律や制度などに起因し、自治体単独では解決が困難となっていました。

このようななか、外国人住民に係る施策や活動状況に関する情報交換を行うとともに、諸課題の解決に連携して取り組むことを目的に、浜松市において 2001 年 5 月に外国人集住都市会議が設立されました。会員都市間による情報共有と調査研究を重ね、毎年公開会議を開催することで、各都市の実情を伝えています。

外国人集住都市会議の設立から 15 年が経過し、会員都市における外国人住民の状況には変化が見られます。2008 年 9 月のリーマン・ショックを境に多数を占めていた南米系外国人が減少に転じたことや、アジア系外国人の増加により、多国籍化の傾向にあります。一方、外国人住民の定住化が進み、日本での長期滞在や永住を望む外国人住民も少なくありません。また、外国人住民を支援の対象としてではなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進することが新たな課題となっています。

このような社会状況の変化に対応していくため、外国人集住都市会議としてそのあり方を見直し、今年度から、外国人住民の課題解決や支援とともに、その多様性をまちづくりに生かすという観点を加えることとなりました。

２．　外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ　平成 27 年 4 月 1 日現在

都市名	総人口（人）	外国人人口（人）	外国人割合（%）	国籍別1位	同2位	同3位
群馬県伊勢崎市	211,071	10,166	4.8%	ブラジル	ペルー	フィリピン
群馬県太田市	221,988	8,287	3.7%	ブラジル	フィリピン	中国・台湾
群馬県大泉町	40,883	6,413	15.7%	ブラジル	ペルー	ネパール
長野県上田市	159,828	3,235	2.0%	中国	ブラジル	韓国・朝鮮
長野県飯田市	104,284	2,051	2.0%	中国	フィリピン	ブラジル
岐阜県美濃加茂市	55,391	3,948	7.1%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県浜松市	808,959	20,920	2.6%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県富士市	257,215	4,376	1.7%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県磐田市	170,548	6,032	3.5%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県掛川市	117,450	3,330	2.8%	ブラジル	フィリピン	中国
静岡県袋井市	87,155	3,033	3.5%	ブラジル	中国	フィリピン
静岡県湖西市	61,027	2,660	4.4%	ブラジル	ペルー	中国
静岡県菊川市	47,679	2,443	5.1%	ブラジル	フィリピン	中国
愛知県豊橋市	377,962	13,597	3.6%	ブラジル	フィリピン	中国/韓国・朝鮮
愛知県豊田市	421,496	13,341	3.2%	ブラジル	中国	フィリピン
愛知県小牧市	153,680	7,274	4.7%	ブラジル	フィリピン	中国
三重県津市	282,821	7,195	2.5%	ブラジル	中国	フィリピン
三重県四日市市	312,106	7,722	2.5%	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
三重県鈴鹿市	200,805	6,969	3.5%	ブラジル	ペルー	中国
三重県亀山市	49,914	1,657	3.3%	ブラジル	中国	フィリピン
三重県伊賀市	95,066	4,112	4.3%	ブラジル	中国	ペルー
滋賀県長浜市	121,532	2,879	2.4%	ブラジル	中国	ペルー
滋賀県甲賀市	92,533	2,507	2.7%	ブラジル	中国	フィリピン
岡山県総社市	67,820	745	1.1%	ブラジル	中国	フィリピン
東京都新宿区	328,787	36,128	11.0%	中国	韓国・朝鮮	ベトナム
東京都大田区	709,907	19,482	2.7%	中国（台湾含む）	韓国・朝鮮	フィリピン

基調講演資料

「外国人集住都市会議の 15 年とこれから～集住都市の経験を生かすために～」

外国人集住都市会議 はままつ２０１５ (2015/12/17)

外国人集住都市会議の 15 年とこれから

明治大学　山脇啓造

はじめに

2001 年 5 月

1. 外国人集住都市会議の歴史

第 1 期（2001-2004）「地域共生から多文化共生へ」
2001 年 10 月　外国人集住都市公開首長会議「浜松宣言及び提言」
2002 年 11 月　外国人集住都市東京会議「14 都市共同アピール」
2003 年 11 月　外国人集住都市会議シンポジウム in 豊田
2004 年 10 月　外国人集住都市首長会議「豊田宣言及び部会報告」＜多文化共生社会＞

第２期（2005-2009）「規制改革」「国との対話」
2005 年 11 月　外国人集住都市会議よっかいち 2005、規制改革要望
2006 年 6, 10 月　規制改革要望
　　11 月　外国人集住都市会議 東京 2006「よっかいち宣言」　＊NHK
2007 年 6 月　規制改革要望
　　11 月　外国人集住都市会議みのかも 2007（河野議員、中川議員）
　　規制改革要望＜台帳制度＞
2008 年 6 月　規制改革要望
　　11 月　外国人集住都市会議 東京 2008、規制改革要望
2009 年 6 月　規制改革要望

第 3 期（2009-2014）「政治主導」
2009 年 11 月　外国人集住都市会議おおた 2009（細野民主党副幹事長）
2010 年 11 月　外国人集住都市会議 東京 2010(末松内閣府副大臣、小宮山厚労副大臣、
　　笹木文科副大臣）
2011 年 11 月　外国人集住都市会議いいだ 2011
2012 年 11 月　外国人集住都市会議 東京 2012（中川前内閣府大臣）
2013 年 10 月　外国人集住都市会議ながはま 2013
2014 年 11 月　外国人集住都市会議 東京 2014（葉梨法務副大臣）

第 4 期（2015-）「多様性」
2015 年 12 月　外国人集住都市会議はままつ 2015

2. 外国人集住都市会議の成果と課題

定住外国人施策推進室（2009/1）
外国人住民に係る住民基本台帳制度（2009/7 公布、2012/7 施行）
日系定住外国人施策に関する基本指針(2010/8)・行動計画(2011/3)

国内的な都市連携（名称：多文化共生都市会議?）
国際的な都市連携（英語名称：Japan Council of Intercultural Cities?）
大学・企業との連携による多文化共生 2.0(多様性を生かした地域づくり)の実践と発信

出入国政策へのコミットメント

インターカルチュラル・シティ（欧州評議会、ダイバーシティ・アドバンテージ）
　日韓欧多文化共生都市サミット（東京、浜松、韓国安山）「浜松宣言」
ユーロシティーズ「統合都市会議」
シティーズ・オブ・マイグレーション

3. 多文化共生の新時代へ

グローバル化と多文化共生
　2013 浜松市多文化共生都市ビジョン
　2016 東京都多文化共生推進指針（仮称）、中野区グローバル都市戦略（仮称）

人口減少と多文化共生
　2013 広島県安芸高田市多文化共生推進プラン
　2014 沖縄県人口増加計画「世界に開かれた活力ある社会」
　　岡山県美作市「外国人 3000 人構想」

地方創生と一億総活躍

多文化共生社会づくりのフロントランナーに

「地域共生」についての浜松宣言

ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住している私たち１３都市は、日本人住民と外国人住民との地域共生を強く願うとともに、地域で顕在化しつつある様々な課題の解決に積極的に取り組むことを目的として、この外国人集住都市会議を設立した。

グローバリゼーションや少子高齢化が進展するなかで、今後我が国の多くの都市においても、私たちの都市と同様に、地域共生が重要な課題になろうと認識している。

定住化が進む外国人住民は、同じ地域で共に生活し、地域経済を支える大きな力となっているとともに、多様な文化の共存がもたらす新しい地域文化やまちづくりの重要なパートナーであるとの認識に立ち、すべての住民の総意と協力の基に、安全で快適な地域社会を築く地域共生のためのルールやシステムを確立していかなければならない。

私たち１３都市は、今後とも連携を密にして、日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会の形成を、すべての住民の参加と協働により進めていく。

以上、１３都市の総意に基づきここに宣言する。

日韓欧多文化共生都市サミット 2012 浜松　「浜松宣言」

2012 年 10 月 26 日

私たちは、浜松において一堂に会し、多文化共生都市が抱える課題を認識し、その解決を図るとともに、多様性を都市の活力として生かしていくため活発に意見交換を行った。
私たちは、サミットでの議論を共有するとともに、多文化共生の重要性を広く発信するため、以下のとおり宣言する。

1. 行政、NPO、企業、大学等多様な主体がそれぞれの強みを発揮し、互いに連携して多文化共生のまちづくりを推進していく。また、地域社会における住民相互の対話を促進し、同じ地域の構成員として共にまちづくりを推進する。

2. 文化的多様性を都市の活力の源泉と捉えるとともに、文化背景の異なる住民間の交流を創造や革新の好機として積極的に促進し、グローバル時代にふさわしい都市づくりを目指す。

3. 多文化共生都市（インターカルチュラルシティ）の理念を市民と共有するとともに、具体的なプランを策定し、政策を実施していく。あわせて、その取り組みを検証し、より効果的な実践に繋げていく。

結びに、私たちは、国際的な枠組みで知見や経験を共有し、各都市においてより良い政策を実施するため国内外の多文化共生都市の連携を一層推進する。

浜松市多文化共生都市ビジョン 【概要版】

☆計画期間:2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の5年間

基本理念

目指す方向性

1. 日本人市民と外国人市民がともに構築する地域
2. 多様性を都市の活力の源泉として、発展していく地域
3. 誰もが安心して暮らしていくことができる地域

都市の将来像

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける
ともに築く多文化共生都市

推進方針

パートナーシップによる多文化共生の推進
○オール浜松体制
○市民協働
○国内外の多文化共生都市との連携

重点施策

(1) 未来を担う子どもたちの教育
○子どもたちの国際感覚涵養
○外国人の子どもたちへの教育支援　等

(2) 安全・安心な暮らしのための防災
○防災のための体制づくり
○地域の防災力の向上　等

(3) 多様性を生かしたまちづくり
○日本人・外国人による文化の創造と発信
○多様性を生かした地域の活性化

施策体系

施策の分野	（取組）	
1. 手を取り合い、ともに築くまち　協働	(1) オール浜松での取組推進 ○多文化共生推進協議会を通じた多様な主体による取組の促進 ○多文化共生に携わる市民団体・ボランティアの連携促進	(2) お互いを理解するための教育 ○国際理解教育の実施 ○ユニバーサルデザインや人権の観点からの啓発（資料作成　等）
	(3) 交流機会の創出 ○各種交流イベントの開催 ○地域での交流促進のための仕組みづくり	(4) 外国人市民のまちづくりへの参加促進 ○自治会など地域コミュニティへの参加促進 ○外国人コミュニティとの連携強化
2. 多様性を生かして発展するまち　創造	(1) 次世代の育成（重点施策） ○子どもたちの国際感覚涵養 ○外国にルーツを持つ子どもたちへの教育支援 ○学齢期を過ぎた若者のエンパワーメント	(2) 多様性を生かした文化の創造（重点施策） ○外国人市民の文化・芸術活動の機会拡大 ○多様性を生かした交流の促進と文化の発信
	(3) 多様性を生かした地域の活性化（重点施策） ○誰もが能力を発揮できる環境づくり ○多様性を生かした情報発信 ○グローバル人材を生かした産業振興	(4) 都市間連携の推進 ○外国人集住都市会議等を通じた課題解決 ○国内外の都市との連携を通じた知見やノウハウの共有
3. 誰もが快適に暮らせるまち　安心	(1) 防災対策（重点施策） ○防災のための体制づくり ○地域の防災力の向上 ○多様な情報提供体制の整備	(2) コミュニケーション支援 ○地域で暮らすための日本語学習支援 ○通訳・相談員の配置・育成 ○情報の多言語化・「やさしい日本語」の活用
	(3) 地域支援 ○地域課題の解決に向けた支援と情報共有 ○地域ルールの理解や義務の遂行に向けた取組	(4) 安心な暮らしのために ○医療・福祉（検診会への助成、メンタルヘルス相談、子育て支援等） ○雇用・居住（居住に関連した各種支援制度等の周知　等）

※具体的な取組については、毎年その内容について検証と見直しを行い、必要な修正を加えていきます。

朝日新聞朝刊

13 オピニオン 12版 ◎ 2002年(平成14年)11月6日

私の視点

明治大学助教授・外国人との共生に関する基本法制研究会代表
山脇 啓造（やまわき けいぞう）

◆外国人政策 多文化共生へ 基本法制定を

日本の総人口に外国人が占める比率は1・4%に過ぎない。だが、外国人は特定の地域に集住する場合が多い。外国人住民の比率が15%の群馬県大泉町を筆頭に、外国人が事実上、重要な構成員となっている自治体は各地で増えている。

外国人、特に南米からの日系人労働者の多い静岡県浜松市など13の市町は昨年5月、「外国人集住都市会議」を結成した（現在は14市町）。外国人住民の増加で生まれた新しい課題にどう対応するか、定期的に協議するためである。会議で特に重視されたのが教育と社会保障の課題だった。

教育では、子どもたちの不就学が深刻である。学齢期でも約3割が就学していない自治体が多く、5割を超えるところもあるという。日本語も母国語もどちらも十分に習得できない子どもも現れており、このまま放置すれば大きな社会問題になるだろう。

社会保障では、健康保険の問題が大きい。浜松市や愛知県豊田市では、外国人の半数が健康保険に加入していないという。治療費が払えずに病気を悪化させたり、医療機関が診療を拒否したりする事態が各地で起きている。

13市町の首長は昨年10月、「浜松宣言」を発表し、国に対して、外国人の定住化を前提とした施策づくりを進めるよう求めた。

教育では、小中学校における日本語教育の充実や不就学対策など、社会保障では、医療保険制度の見直しや労働環境整備などを提言している。国の受け入れ態勢づくりの遅れに対する厳しい批判といえる。

外国人の定住化は、着実に進んでいる。90年に108万人だった外国人登録者数は、01年には178万人にまで増加した。ここ数年は永住資格を取る者も急増している。国際結婚の増加などで、様々な民族的ルーツをもつ日本国民（民族的マイノリティー）も増えている。

日本の高齢人口比率はすでに世界最高水準の19%だが、10年後には24%に達するという。総人口の減少も数年後には始まり、生産年齢人口は今後10年間で500万人近く減る見込みである。女性や高齢者の就業や機械化、製造業の海外移転などを推進しても外国人労働者のさらなる増大や定住化は不可避といえよう。

こうした変化に備えるには、浜松宣言が唱えるような外国人施策の見直しが欠かせない。筆者はさらに一歩進めて、外国人や民族的マイノリティー受け入れの理念を定めた「多文化共生社会基本法」の制定を提言したい。

多文化共生社会とは、国籍や民族の異なる人々が互いの文化的ちがいを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会である。

基本法の目的は、こうした社会の形成のために、人権尊重など基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにある。これまでの縦割り行政の弊害を排するため、国は関係省庁の施策を調整する部局を内閣府に設置すべきだろう。

7日には、外国人集住都市東京会議が開催され、集住都市会議と文部科学省、厚生労働省など5省2庁が、浜松宣言をもとに外国人施策を協議する。多様な課題に日々直面する自治体の首長と、政策立案にかかわる省庁の責任者が初めて一堂に会する場となる。自治体の働きかけで、こうした会議が開かれるのは画期的なことといえる。

東京会議を機に、国が外国人政策を抜本的に見直し、基本法の制定に取り組むことを求めたい。

7 オピニオン 統12版 2010年（平成22年）11月4日（木） 毎日新聞

これが言いたい

グローバル時代の外国人受け入れに向けて

多文化共生社会基本法を

山脇 啓造
明治大学国際日本学部教授

政府は今年8月「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定した。「日系定住外国人」とは耳慣れない言葉だが、1990年代以降、急増したブラジルやペルーなどの日系人を指す。政府は基本指針の中でこうした在日外国人に対する施策の考え方や方向性を初めて示した。今年度中に指針に基づき行動計画を策定するという。

日系定住外国人は、主に自動車や電機など製造業の下請け企業を支えてきた。しかし日本語が十分できない人が多く、教育、医療、地域生活などさまざまな課題を抱えている。

指針は、08年秋以降の経済危機の中でも本国に帰国せず、日本に定住を希望する多数の日系人を日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするために策定した。こうした外国人が集住する自治体が、国に対して外国人施策の基本方針の策定を強く求めてきた。

そうした自治体の代表的存在が外国人集住都市会議だ。東海地方を中心にブラジル人労働者の多い13都市が01年に設立し、国に外国人の受け入れの体制整備を求めてきた。現在、浜松市や群馬県太田市など28市町に増えている。

筆者は、02年以来、国籍や民族などの異なる人々が共に生きる多文化共生社会をめざす基本法の制定を提言してきた。その目的は、人権尊重や社会参画、国際協調といった社会統合の基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにある。そうしてこそ初めて市町村との連携も進み、地域社会の取り組みが一層、効果的になる。

この8年の間に、人口減少が始まり、高齢化率は19%から23%へと上昇し、外国人登録者は178万人から219万人に増加した。日本のGDP（国内総生産）の伸びが停滞する一方で、中国やインドなど新興国が台頭し、世界経済の構図は様変わりした。政府はグローバル化に対応すべく、外国からの留学生や高度人材の受け入れを推進しようとしている。経済連携協定による外国人看護師・介護士候補者の受け入れも始まっている。観光庁を設置し、外国人観光客の誘致にも乗り出した。第三国定住制度による難民受け入れも始まった。

だが、外国人受け入れ全体の基本理念や政策の方向性は定められていない。ちなみに日本と似た状況にある韓国では、07年に在韓外国人処遇基本法が制定されている。

今回の指針策定は対象を限定しているとはいえ、体制整備に向け一歩前進といえる。また、外国人を住民と認め、住民基本台帳法の対象とする新制度が12年にスタートすることも、多文化共生にとって大きな意義がある。

＊

2050年には、日本の人口は3割減少し、高齢化率は4割に達すると予想される。人口増加と経済成長を前提に構築された社会保障などの諸制度を抜本的に見直し、人口減少を前提に、女性や高齢者そして外国人も含めた多様な人々が活躍する新しい社会のビジョンを描く必要がある。

外国人集住都市会議は、11月8日に東京で関係府省関係者を集めた会議を開く。今回は初めて政務三役の参加も期待されている。国と自治体が外国人受け入れについて意見交換する数少ない機会だ。

国が自治体に経済界や市民団体なども加えた協議の場を設け、中長期的観点から外国人の受け入れのあり方を見直し、社会統合を推進するために、多文化共生社会基本法を制定することを期待したい。

やまわき・けいぞう 移民政策・多文化共生論。外国人集住都市会議アドバイザー。関係府省の委員会にも参加。

「これが言いたい」は毎週木曜日に掲載します

朝日新聞　２０１２年２月１日　朝刊　１７ページ　東京本社

私の視点

多文化共生社会

外国人政策、自治体に学べ

明治大国際日本学部教授
（移民政策・多文化共生論）
山脇（やまわき） 啓造（けいぞう）

日本で暮らす外国人は１９９０年代以降大きく増えたが、２００８年に始まった世界経済危機と東日本大震災の影響でわずかながら減少傾向にある。昨年9月現在、約２０９万人だ。震災で帰国する外国人が注目されたが、経済危機や震災にもかかわらず日本に残った外国人は定住志向が強く、日本社会の重要な構成員といえる。

人口減少・少子高齢化やグローバル化の進展によって、今後、外国人の増加と定住化はさらに進んでいくだろう。女性や高齢者、そして外国人も含めた多様な人々が活躍する新しい社会のビジョンを描く必要がある。これからの日本にとって、多文化共生社会の形成が大きな課題となろう。

そのためには、外国人政策を改革する必要がある。外国人政策は外国人の出入国管理にかかわる政策（出入国政策）と、入国した外国人を社会の構成員として受け入れる政策（社会統合政策）からなる。出入国政策は国（法務省）の所管だが、社会統合政策は国と自治体が連携して取り組む分野だ。

日本では、社会統合政策は主に外国人住民の多い自治体が担い、国の取り組みは大きく遅れてきた。01年に外国人労働者の多い13市町が結成した外国人集住都市会議はこれまで、国に外国人の受け入れ態勢の整備を求める提言を発表し、国の社会統合政策構築に貢献してきた。社会統合政策の分野では、自治体の取り組みが国に先行する構図となっている。

実は、国と自治体の政策が乖離（かいり）しているのは、日本特有の現象ではなく、外国人労働者や移民受け入れの歴史が日本より長い欧米諸国でもみられる。日本にとっては、欧州の経験が特に参考になるだろう。

「インターカルチュラル・シティ・プログラム」が、その代表格だ。移住者によってもたらされる文化的多様性を、脅威ではなくむしろ好機ととらえ、活力や革新、創造、成長の源泉とする新しい都市政策である。08年に欧州評議会が欧州委員会とともに立ち上げ、現在、その趣旨に賛同する欧州21都市が参加している。

先月には、同プログラムに参加する3都市を含んだ日韓欧9自治体の首長らが集まる「多文化共生都市サミット」が、国際交流基金と欧州評議会の共催により東京で開かれた。多文化共生をテーマに欧州とアジアの自治体首長が一堂に会するのは初めてだ。こうした都市交流によって、自治体の多文化共生の取り組みがさらに発展し、国の外国人政策をリードすることを期待したい。

© 朝日新聞社　無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

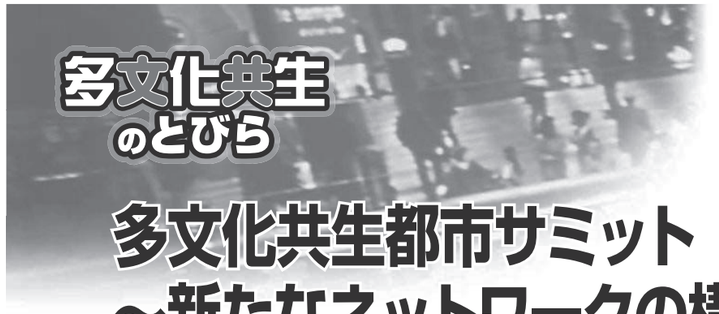

多文化共生のとびら

多文化共生都市サミット ～新たなネットワークの構築に向けて～

明治大学国際日本学部教授　山脇　啓造

会議の概要

2012年１月18日・19日に、日本と韓国そして欧州の９自治体の首長らが集まった多文化共生都市国際シンポジウムが都内で開かれた。国際交流基金と欧州評議会の共催による会議で、参加したのは以下の９首長らである。

日本：鈴木康友浜松市長、中山弘子新宿区長、松原忠義大田区長
韓国：廉泰英水原市長、文錫珍ソウル市西大門区長、鄭承泰安山市副市長
欧州：アントニオ・コスタ・リスボン市長（ポルトガル）、カタリーナ・ベリグレン・ボットシルカ市長（スウェーデン）、フランコ・コッラディーニ・レッジョ・エミリア市副市長（イタリア）

いずれも、多文化共生に力を入れている都市（多文化共生都市（注１））で、欧州からは本誌2012年１月号の拙稿（注２）でも紹介した欧州評議会と欧州委員会が実施している「インターカルチュラル・シティ・プログラム」の会員都市が参加した。

シンポジウム初日の午前には、欧州評議会のロバート・パルマー民主的統治・文化・多様性局長、筆者そして韓国聖公会大学の梁起豪教授によって、それぞれ欧州、日本、韓国の現状について報告がなされた。そして、午後には、９人の首長らが日韓欧の組み合わせで３人ずつ登壇し、それぞれの都市の取り組みの報告がなされ、コメンテーターを交えて討議を行った。シンポジウム２日目には、９都市の多文化共生担当課長らが報告を行う実務者セミナーも開かれた。

９首長らによる報告の中で、外国人支援の取り組みが中心となっている日韓の都市と、外国人支援に加えて文化背景の異なる集団間の対話や交流に力を入れている欧州都市の違いが感じられた。また、国による体制整備が進んでいる欧州や韓国と比べ、国の体制整備が進まない中で自治体の取り組みが先行している日本の特徴も明らかになったように思われた。

なお、これまで、英訳をする際に多文化共生を意味する形容詞として“multicultural”が用いられることが多かったが、この会議では、“intercultural”が用いられた。インターカルチュラル・シティでは、“multicultural”と“intercultural”の二つの概念の区別が重要であり、日本の多文化共生の概念は、後者に近いと思われるからである（注３）。

多文化共生都市の連携を目指す東京宣言

サミットの中で、鈴木浜松市長は国内外の都市連携の推進を唱え、今年10月に第２回の多文化共生都市サミットを浜松市で開催することを発表した。そして、会議の最後に

東京宣言を読み上げる鈴木浜松市長

は、参加者一同の賛同のもと、「多文化共生都市の連携を目指す東京宣言」が採択された。短い宣言なので、以下、全文を引用する。

> 「日韓欧多文化共生都市サミット」に集まった私たちは、お互いの知見と経験を共有し、現在そして将来の都市が直面する主要な課題にいかに取り組むかを探るために真摯に話し合い、日本、韓国の諸都市の多文化共生の取り組みとその成果、そして欧州評議会・欧州委員会のインターカルチュラル・シティ・プログラムに参加する欧州都市の戦略について討議した。
>
> グローバリゼーションの時代にあって、経済および社会が大きく変貌していく中で、アジアや欧州そして世界の多くの都市にとって、新たな多文化共生の理念と実践が今後重要性を増すとの共通の認識を得た。
>
> 私たちは、文化的多様性を都市の活力、革新、創造、成長の源泉とする新しい都市理念を構築し、多文化共生都市が連携し、互いの成果から学び、共通の課題を解決することを目指す。そして、異なった文化的背景を持つ住民が共に生き、繁栄し、調和した未来の都市を築いていく。

都市連携の意義

日本では、東海地方を中心に南米系日系人の多い自治体が集まって、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会といったネットワークを形成している。一方、アジア系外国人の多い東京都内や在日コリアンの多い関西地方にも多文化共生に力を入れている自治体があるが、そうした自治体が加わるネットワークは存在しない。

外国人集住都市会議は、これまで、国に対して外国人受入れ体制の整備に関する様々な政策提言を行い、国による社会統合政策構築に大きく貢献してきた。同会議は南米系日系人以外の外国人も視野に入れた政策提言を行ってきたが、国の取り組みは「日系定住外国人施策に関する基本指針・行動計画」を策定するなど、南米系日系人に焦点をあてたものとなっている。今後、国が外国人全体にかかわる課題を対象に、より総合的、体系的な社会統合政策に取り組み、外国人受入れ体制の整備を図っていくためには、南米系日系人の多い自治体に限らない、「多文化共生都市」の全国的なネットワークが築かれ、国や社会全体に発信していくことが重要ではないだろうか。

今回のサミットは、外国人集住都市会議をリードする浜松市と都内の多文化共生の取り組みをリードする新宿区の首長が初めて顔を合わせる会議となったが、これを契機に多文化共生都市の全国的なネットワークづくりが始まるかもしれない。また、欧州や韓国と比較しながら国内の多文化共生の取り組みを振り返る機会となったが、グローバルな観点から日本の多文化共生の取り組みを推進していくきっかけとなるかもしれない。そういった意味で、今回のサミットは歴史的な意義をもった会議であったといえよう。

今後の展望

浜松市では、今年10月の第２回多文化共生都市サミットの開催に向けた準備を進めている。第１回同様、欧州と日韓の都市が中心となる予定である。このサミットに新たな国内都市が参加すれば、国内ネットワークの形成に向けた動きに弾みがつくかもしれない。一方、韓国では、近年、国主導で外国人受入れ体制の整備が進んでいるが、外国人集住都市会議のような自治体によるネットワークは存在しない。しかし、今回そして第２回のサミットへの参加を通じて、韓国でも多文化共生都市のネットワークが形成される可能性がある。そして、日韓それぞれの多文化共生都市ネットワークと欧州のインターカルチュラル・シティのネットワークが連携し、国内外を通じて互いの知見と経験を共有することができれば、自治体による多文化共生の取り組みが大きく前進するに違いない。

そうした自治体による先駆的な取り組みが国をリードし、日本、韓国そして欧州における多文化共生社会の形成につながることを期待したい。さらに、日韓欧を超えた世界の多文化共生都市とも連携していけば、多様性を尊重する平和で公正な地球社会の構築に寄与することも可能となるだろう。

（注１）まだ、あまり広く使われていない用語であるが、国際交流基金では、2011年１月に主催した「多文化共生都市セミナー」以来、用いている。
（注２）山脇啓造「インターカルチュラル・シティー欧州都市の新潮流」『自治体国際化フォーラム』2012年１月号、42ー43頁。
（注３）山脇啓造「インターカルチュラル・シティー欧州都市の新潮流」参照。

セッション１

「外国人住民に係る課題の解決に向けて」　資料

外国人集住都市会議会員都市の状況

2008 年のリーマン・ショックを境に、1990 年の改正入管法施行により増加していた南米系外国人は全国的に減少に転じました。2008 年 12 月に 30 万人を超えていたブラジル人は、2014 年 12 月には約 17 万 5 千人となり、6 年間で 40%以上減少しています。

南米日系人が外国人住民の多くを占めていた外国人集住都市会議会員都市においても、ブラジル人の減少やアジア系外国人の増加により、多国籍化が進んでいます。

外国人集住都市会議会員都市における外国人人口の推移（上位 10 カ国） 各年 4 月 1 日現在

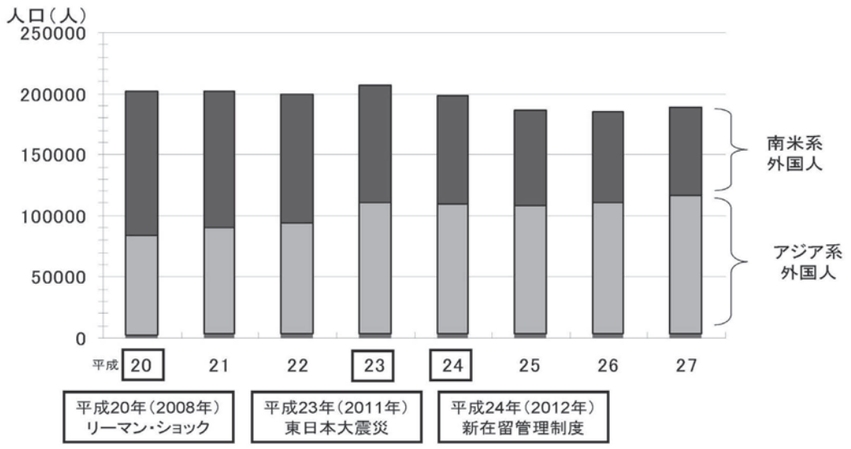

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

会員都市におけるネパール人人口の推移

各年 4 月 1 日現在

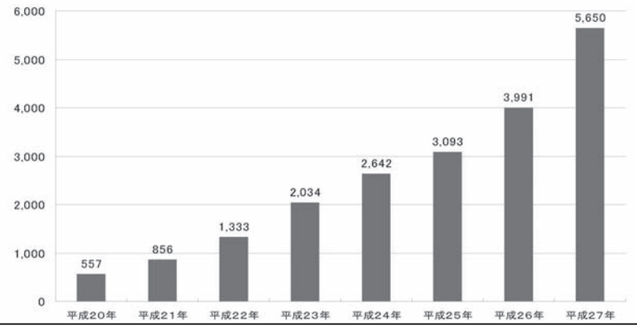

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

会員都市におけるベトナム人人口の推移

各年 4 月 1 日現在

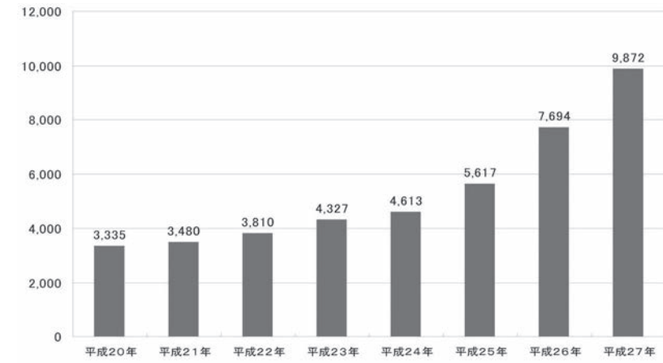

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

その一方で、外国人住民の定住化が進んでいます。2014 年の外国人集住都市会議の調査では、日本での滞在について「10 年以上」が約半数を占めています。また、今後の滞在予定として、「10 年くらい」「永住」「帰化」の合計が 50%を超えています。

「日本での滞在年数」

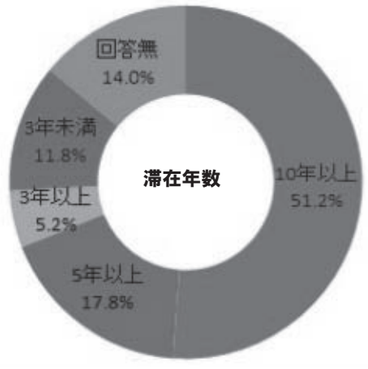

「今後の日本での滞在予定期間」

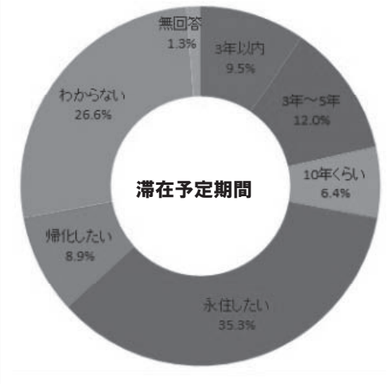

外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査（2014 年度）

外国人住民に係る課題

≪多言語による情報提供≫

外国人集住都市会議会員都市では、外国人住民に対し市町からのお知らせを正しく伝えるとともに、日本で生活する上で必要なルールやマナーを周知するため、行政窓口への通訳の配置や情報の多言語化に取り組んでいます。

しかし、会員都市の主な対応言語はポルトガル語・スペイン語であり、その他の言語への対応が課題となっています。

会員都市における通訳の配置状況（言語別／通訳配置都市数）　平成 27 年 4 月 1 日現在

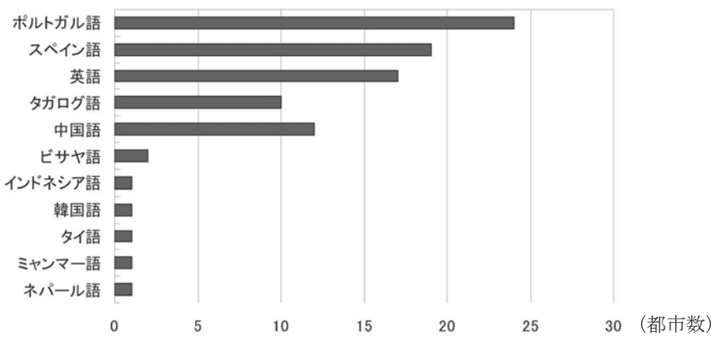

平成 27 年度外国人集住都市会議加盟都市数：26 都市

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

会員都市における各種助成制度を利用した翻訳件数（言語別／翻訳件数）　平成 26 年度分

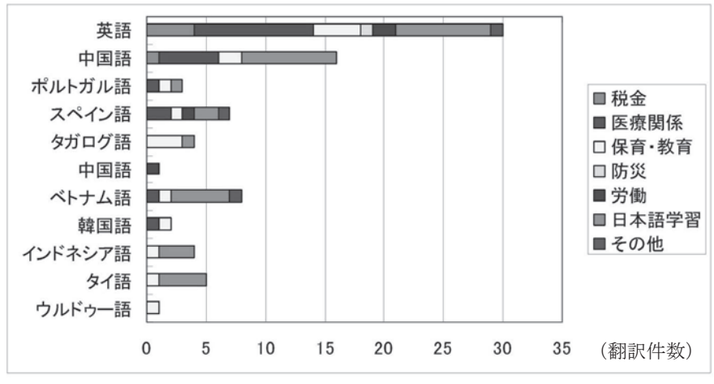

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

また、災害に対する備えは日本人住民だけでなく、同じ地域で生活する外国人住民にも必要です。外国人集住都市会議会員都市では、災害時に外国人住民が適切に行動できるよう、多言語による情報発信や防災意識の啓発に独自に取り組んでいるところですが、迅速な情報提供や、通訳・翻訳体制の整備等が課題となっています。

≪外国人住民に対する日本語教育≫

外国人住民の定住化が進む一方、日本語の習得が充分ではなく、行政の窓口で通訳を必要とする外国人住民が多くいます。

「日本語を話す能力」

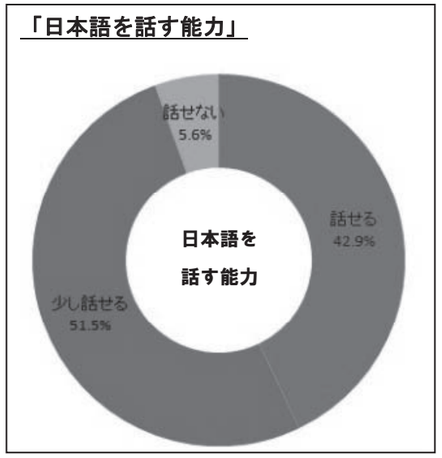

「日本語の読解力」

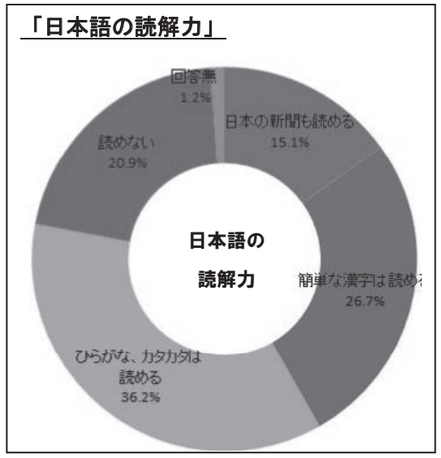

外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査結果（2014 年度）

外国人集住都市会議会員都市では、通訳の配置等の多言語による情報提供に取り組んでいますが、通訳者の数や翻訳できる言語は限られています。外国人住民が生活に必要な情報を得たり、安定した仕事に就いたりするためには、行政側が多言語による情報を提供するだけでなく、外国人住民自身が日本語を身につけることが必要です。

【再掲】会員都市における通訳の配置状況（言語別／通訳配置都市数）

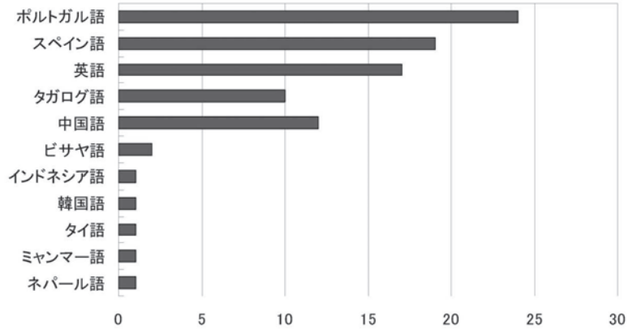

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

外国人集住都市会議会員都市では、外国人住民が生活に必要な日本語を身に付けることができるよう、日本語教室等の事業を実施しています。

しかしながら、「ダブルリミテッド」の子どもや就学年齢を過ぎた若者など、日本語教育が必要な外国人住民の能力や状況は様々であり、きめ細かな対応や日本語教師の確保が課題となっています。

≪外国人住民の安定した就労の促進について≫

外国人集住都市会議会員都市に多数居住する南米系外国人は、日系人やその家族が多く、1990 年の改正入管法施行以後、浜松市などの産業の盛んな地域において急増しました。これらの南米日系人は、製造業等の現場で働き、地域の産業を支えてきました。

雇用形態については、変化の兆しはあるものの、派遣や請負等の間接雇用の割合が未だ高く、外国人は有期雇用契約で雇用されることも多いため、不安定な就労と生活の状況は続いています。

日本での就労状況

	割合%
契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている	18.3
契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている	13.5
契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムで働いている	12.7
パート又はアルバイトとして有期限雇用で働いている	8.3
派遣会社と雇用契約し、派遣先で働いている	10.7
契約期間が1カ月未満の日雇いで働いている	1.2
自営業	3.5
無職	22.5
無回答	9.3
計	100.0

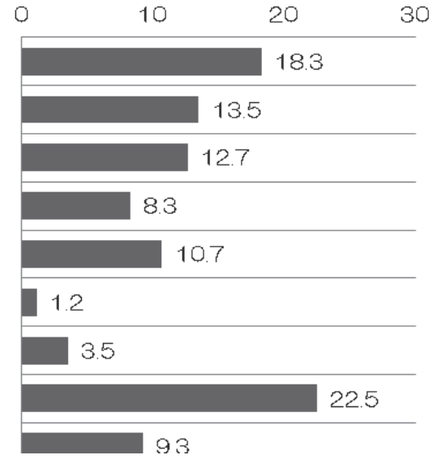

外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査結果（2014 年度）

あなたのお仕事は、次のどれにあたりますか。（雇用形態）

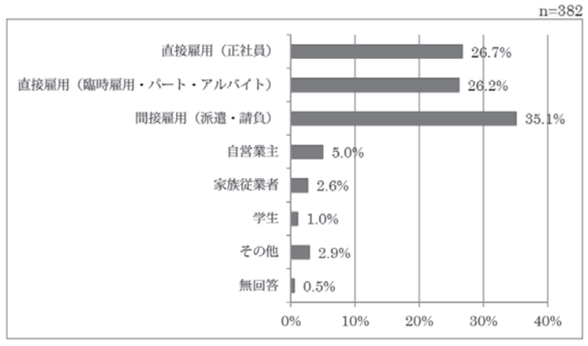

浜松市における外国人市民の意識実態調査（2014 年度）

近年雇用の状況が変わりましたか。（雇用状況の変化）

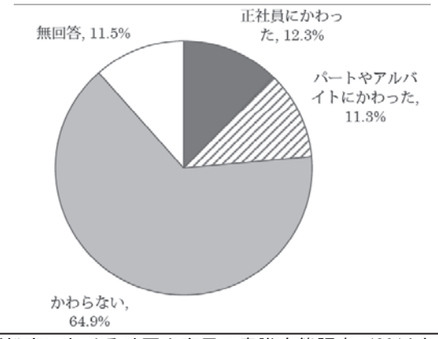

浜松市における外国人市民の意識実態調査（2014 年度）

会員都市の外国人住民の納税や生活保護受給の状況は、住民全体と比較すると、税金の収入率が低く、生活保護受給者の割合が高い傾向にあります。会員都市では、担当窓口への通訳の配置や、ハローワークとの連携による就労支援等を通じ、雇用や生活状況の改善を図っています。

（参考）外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査（2014 年度）

調査期間　　２０１４年６月３０日～７月２５日
実施地域　　外国人集住都市会議会員都市（２６都市）
対象者　　日本に３か月以上滞在している外国人
調査方法　　無記名の自己記入式アンケート調査
サンプル数　調査協力者　１,０３５人

（参考）浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査

調査期間　　２０１４年８月～９月
調査対象　　①市内に居住する１８歳以上の外国人市民　２，０００人
　　（ブラジル人、フィリピン人、中国人など）
　　②市内に居住する１８歳以上の日本人市民　１，２００人
調査方法　　住民基本台帳から無作為抽出した対象者に調査票を郵送し、同封した返信用封筒にて回収

会員都市における取組
≪多言語による情報提供≫

群馬県大泉町「文化の通訳登録制度」

文化の通訳とは、言語の通訳ではなく、「日本の文化やマナー、町からのお知らせなどを、母国語で、家族や友人など身近な人に正しく伝えることのできる人」のことをいいます。「盆栽づくり」や「和食のマナー」などの講座を定期的に開催し、参加者には文化の通訳として登録していただきます。登録者には、メールなどで町からの情報を発信し、それを周りの人に伝える地域のキーパーソンとして活躍していただいています。また、災害など有事の際には、支援する側として情報発信などに協力していただくことを期待しています。

盆栽づくり講座

和食のマナー講座

群馬県伊勢崎市「外国人コミュニティとの連携による情報提供」

外国人住民の定住化が進む一方で、言葉や文化、制度の違いから生じる不安や疑問を解消するために、日本の社会保障制度や防災についての説明会を開催しました。

市内在住のフィリピン人コミュニティからの要望により説明会を開催し、担当課職員による説明の後、タガログ語での通訳を行いました。説明会終了後は、積極的に講師に質問をし、防災や社会保障制度についての意識改革にもつながる有意義な機会となりました。

今後は、各国コミュニティや関係機関等と連携を図り、伊勢崎市での生活に関する様々な情報提供の機会を設け、多文化共生社会の推進に努めてまいります。

防災勉強会の様子

社会保障制度説明会の様子

長野県飯田市「コミュニティーラジオ「いいだ FM」行政情報多言語放送」

広報紙「広報いいだ」に掲載する記事の中から、外国人住民に必要と思われる情報を抜き出して、毎週土曜日及び日曜日に中国語、ポルトガル語及びタガログ語により放送しています。また、今年８月からは、毎週土日に限らず、常時スマートフォン、パソコンから外国語広報を聴くことができるようになり、市からの情報が広く伝わるようになりました。外国人住民に必要な情報を届けるとともに、「トピック」として季節の話題や行事について外国ではどのように行われているかを伝えることで、日本人住民に対しても多文化共生に興味を持ってもらう機会としています。

毎月の収録風景

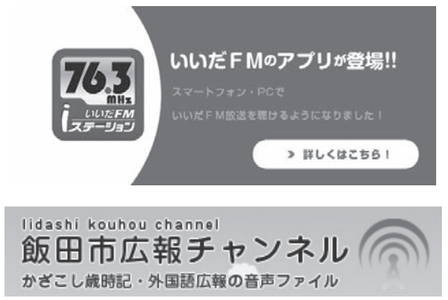

いいだ FM が音声でも聴けるようになりました

滋賀県長浜市「facebook を利用した情報提供」

ポルトガル語・スペイン語・英語の３言語による facebook をそれぞれ運用し、行政情報（災害・防災や防犯、交通安全、就労研修、在留関連、子育て制度や市営・県営住宅に関する情報等）や地域の伝統イベント、国際交流協会によるイベントおよび日本語教室等の案内を発信しています。ホームページよりも更新が手軽であるため、地震や台風等、緊急性の高い情報を迅速に提供できる他、外国人市民は facebook 利用者が多く、「いいね！」やシェア等により元の記事を拡散してもらい、多くの人に情報を提供できる点で有用です。

ポルトガル語版 facebook

イベント情報の発信

≪外国人住民に対する日本語教育≫

静岡県掛川市「掛川市日本語教室」

掛川市日本語教室は、年間３期、各 10 回を実施しています。受講生を習熟度に応じて５クラスに振り分け、能力に応じた効果的な学習ができるように努めています。

また、日本での生活に必要な知識や日本文化の経験も併せて行っております。昨年度は同報無線（屋外スピーカー）の情報を判断すること、防災に関する備えについて学習しました。今年度は、外国人も時には支援者になり得るという考えから、119 番通報の仕方、AED の使い方等を学びました。また、教室の中で受講生が書いた書道の作品を掛川国際交流フェスティバル（11 月 22 日開催）に出展しました。

防災ラジオの使用法を学習（H26）

AED の使用法を学習（H27）

静岡県富士市「富士市国際交流ラウンジ（FILS）における日本語学習」

１人でも多くの外国人市民に日本語学習の機会を提供すべく、その多様な生活スタイルに沿い、希望に応えることができるよう、個人レッスンやグループレッスンを開講しています。教え手を担う市民ボランティアの登録も随時受け付けており、年に３回開催される日本語ボランティア養成講座で人材を育成し、スキルアップを図っています。

このほかにも、就学を控えた児童を対象とした講座や保護者懇談会など、子どもたちや保護者の日本語学習に対する意識に働きかける事業を行っています。

日本語ボランティア入門講座

FILS での日本語個人レッスン

静岡県湖西市「日本語講座開催委託事業」

湖西市では、湖西国際交流協会へ委託し、外国人住民を対象とした通年の日本語教室（ちきゅうっこひろば）・夏休み親子プレスクール・春の親子プレスクールの３講座を開催しています。「ちきゅうっこひろば」は、小中学生を対象とした教室と大人を対象とした教室に分けて開催しており、小中学生には学校での学習のサポートや絵本の読み聞かせを通した日本文化の理解促進も講座の一環として行っています。また、春の親子プレスクールは、就学前外国籍児童と保護者を対象に、親子で日本語や日本の学校生活・ルールについて学ぶことを目的とし、市内小学校に協力をいただき実際に小学校での体験学習も行っています。

ちきゅうっこひろば（小学生）の授業風景

ちきゅうっこひろば（大人）の授業風景

愛知県豊田市「とよた日本語学習支援システム」

豊田市は、平成 20 年度から名古屋大学に委託し、外国人住民が円滑な日常生活を営むための最低限必要な日本語能力の習得を目的とした「とよた日本語学習支援システム」を運営しています。同システムでは、教室の開設や運営の支援、教材・ｅラーニング開発、人材の育成・派遣、日本語能力判定等、ニーズに応じた包括的なサービスの提供を行っています。近年では、生活に根差した日本語を学べる外国人の生活導入のための「導入教育カリキュラムの追加」を行い、ビデオ教材やそれを開発・活用した日本語教室の運営ができる人材の育成にも取り組みました。

URL　http://www.toyota-j.com/

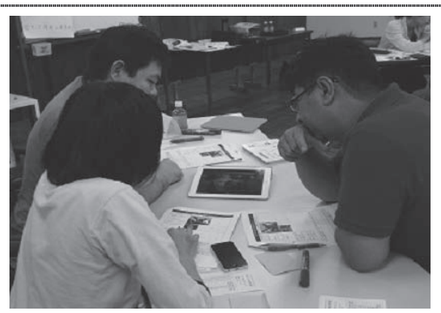

ビデオ教材で生活ルールと日本語を学びます

導入教育カリキュラムを活用する人材の育成

≪外国人住民の安定した就労の促進につながる取り組み≫

群馬県太田市「税・福祉窓口における多言語対応」

太田市では４ヶ国語対応の外国人市民相談窓口を開設しており、月平均 288 件(H27 上半期実績)の相談があります。中でも税や児童保育に関する相談は特に多く寄せられています。例えば小さな子供を抱えた求職中の親からの保育園入園に関する相談が度々ありますが、母国語で相談に乗り、手続に同行することにより、親は安心して子供を保育園に預けられ、結果として就職につながるケースがほとんどです。本市ではこのようにして外国人と日本人が同等のサービスを受けられるように努めており、日々のきめ細かな通訳対応が外国人住民の安定的な就労に寄与しています。

外国人市民相談窓口①（ポルトガル語）

外国人市民相談窓口②（中国語・スペイン語）

愛知県豊橋市「外国人定住者インターンシップ就労支援事業」

外国人定住者を試行的に３ヶ月間有期雇用する市内事業者に対して助成を行うことで、外国人定住者を採用しやすい環境を整え、有期雇用契約終了後の正規化、無期雇用化等を促し、安定就労に繋げることを目的とした事業です。

また、有期雇用終了後、就労に繋がらなかった外国人については、受入れ事業者に評価表を作成してもらうことで、その後の就職活動に生かしています。

市内福祉施設で働く外国人定住者

外国人が多く利用する福祉施設の作業風景

磐田市「外国籍中学生学習支援事業」

本事業は、外国籍中学生の高校進学率が低い現状を受け、子どもの進学を図り、将来の仕事の選択肢を広げることを目的とし、日本語能力不足による学習の遅れや進学に不安がある生徒に対し、学習言語としての日本語指導や進路についての個別指導を行っています。利用者は年々増加しており、平成 26 年度は延べ 1,018 人が利用しました。学習支援を受けた生徒が大学生になり、ボランティアとして「支援をする側」になるといった効果も表れています。また、福祉課では NPO 法人に運営を委託し、生活保護受給世帯等の外国人を含む中学生に学習支援を行っています。

大学生ボランティアによる支援の様子

学習支援が行われている多文化交流センター

セッション２

「多様性を地域の力としていくために」　資料

外国人集住都市会議会員都市の状況

外国人集住都市会議会員都市では、ブラジル人の減少やアジア系外国人の増加により、多国籍化が進むとともに、外国人住民の多くが永住者や定住者などの在留資格を持ち、日本における滞在年数が 10 年を超えるなど、定住化の傾向にあります。

会員都市における外国人住民の在留資格別割合

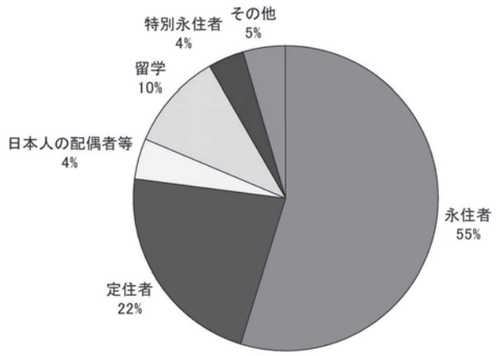

※各都市における上位３つの在留資格（人口順）の割合

外国人集住都市会議調べ（2015 年度）

【再掲】「日本での滞在年数」

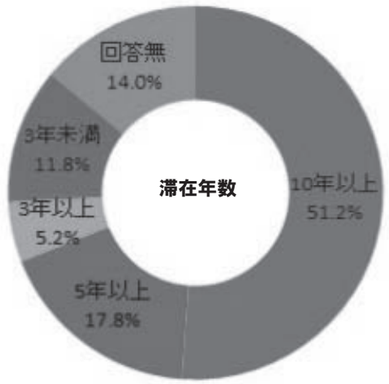

外国人集住都市会議外国人住民アンケート調査（2014 年度）

2001 年（平成 13 年）に外国人集住都市会議が採択した、「地域共生についての浜松宣言」は、多文化共生のまちづくりにおける基本的な考え方について、以下のように述べています。

> 定住化が進む**外国人住民は**、同じ地域で共に生活し、**地域経済を支える大きな力**となっているとともに、**多様な文化の共存がもたらす新しい地域文化やまちづくりの重要なパートナー**であるとの認識に立ち、すべての住民の総意と協力の基に、安全で快適な地域社会を築く地域共生のためのルールやシステムを確立していかなければならない。
>
> 私たち 13 都市は、今後とも連携を密にして、日本人住民と外国人住民が、**互いの文化や価値観に対する理解と尊重**を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない**権利の尊重と義務の遂行**を基本とした真の共生社会の形成を、すべての住民の参加と協働により進めていく。（抜粋）

採択から 15 年が経過した現在、外国人住民の定住化は確実に進行しており、外国人住民が地域の構成員として果たす役割はますます重要になっています。

外国人住民が自身のルーツを生かし、地域の一員として活躍するためには、外国人住民に対する多言語による情報提供、日本語教育、安定した就労に向けた取組、次世代の育成等、外国人集住都市会議がこれまで取り組んできた、外国人住民に係る諸課題の解決に向けた施策が必要です。

現在、労働力不足や少子高齢化を背景に、建設や介護をはじめとした様々な分野での外国人の受入れが進みつつあります。しかしながら、受入れ後のしくみや制度についての議論は進んでいません。外国人集住都市会議がこれまで主張してきたように、国として、外国人の受け入れの方針を定めることや、外国人住民に係る課題を包括的に推進するための司令塔となる組織や機能が求められます。

会員都市における取組

静岡県袋井市「外国人向けの多文化共生講座」

袋井市では、外国人向けの多文化共生講座として、市の通訳職員が講師となり実施する「FUPPY教室」の開催や、NPO法人への委託事業「外国人防災講座」などを実施しています。

「FUPPY教室」では、通訳者が、簡単な「絵」を使用し、楽しみながら日本語を教える「日本語教室」や、日本やブラジルの家庭料理を教える「料理教室」などを開催し、各国の文化を学ぶとともに、多文化交流を図っています。

「外国人防災講座」では、外国人親子を対象に、市内の津波避難施設や静岡県地震防災防災センターなどの視察や防災研修を行うことにより、外国人の防災ネットワークづくりや地域のリーダーの育成を図っています。

「FUPPY教室」の様子

「外国人防災講座」の様子

静岡県浜松市「外国につながる次世代の学習支援事業」

浜松市では、平成23年度より「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」を実施しています。浜松市への転入時等における就学案内、就学状況の継続的な把握、不就学者に対するきめ細かな支援、就学後の定着支援を関係機関との連携により実施し、将来に渡り不就学を生み出さない仕組み「浜松モデル」を推進しています。また、「外国につながる若者の学び直し教室」を開催し、義務教育を受けていない若者や、高校等への進学がかなわなかった若者が学び直すための機会を提供しています。外国につながる次世代の学習支援を通じ、自身のルーツを生かして地域で活躍する人材の育成を図っています。

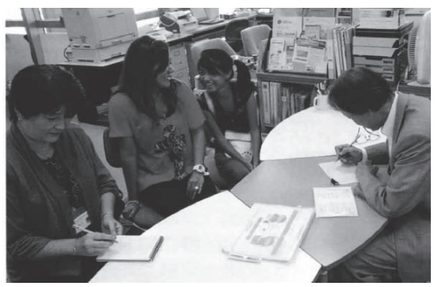

【不就学ゼロ作戦】公立学校入学手続きへの同行支援

【学び直し教室】若者を対象とした日本語教室

東京都新宿区「新宿区多文化共生まちづくり会議」

国籍に関わらず、住民が課題を共有し、区の政策へ意見を反映する仕組み

区長の諮問に応じて答申するほか、多文化共生のまちづくり推進のために必要な事項について区長に意見を述べる会議です。

◆構成　学識経験者、地域住民、地域活動団体、外国人コミュニティ、教育機関等

◆委員国籍

日本、韓国、中国、アメリカ、ネパール、ミャンマー、フランス、フィリピン、タイ

◆実績　第１期（平成24年９月から平成26年８月）

「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上について」部会

「災害時における外国人支援の仕組みづくりについて」部会

第２期（平成26年９月から現在）「多文化共生実態調査について」

多様な国籍の委員による議論

会長から区長へ答申提出（写真は前区長）

東京都大田区「国際都市おおた大使」

大田区では、区内在住等の外国籍の方を国際都市おおた大使（愛称：来～る大田区大使）として任命し、大田区の魅力を観光・国際交流・文化・産業・教育の各分野から国内外に情報発信しています。平成27年度は、17名の外国籍の方々を大使に任命しました。

大使は本人がお気に入りの区内の飲食店や観光スポットなどの情報を、ＳＮＳや人脈等を活用しながら発信・ＰＲしています。また、大田区等が主催するイベントに参加し、日本人区民との国際交流を図るとともに、イベントの様子や感想等についても情報発信しており、「国際都市おおた」の認知度向上に取り組んでいます。

「国際都市おおた大使」集合写真

松原区長と大田区ＰＲ動画を撮影中

三重県伊賀市「多文化理解サポーター養成講座」

外国の文化を日本人や外国にルーツを持つ子ども達に伝える『多文化理解サポーター』の養成講座を開催しました。講座では、外国人住民と日本人住民がペアを組んで国ごとの文化紹介に使う教材やシナリオを作成し、発表の練習を行いました。今まで接点のなかった住民同士が同じ伊賀市民として対等な立場で関わることで相互理解の大切さを認識しました。これまで社会参画の機会が少なかった外国人住民が多文化理解サポーターとして活動することで、さらなる活躍の幅を広げて地域活動にも参加されることを期待します。

ブラジル文化紹介発表風景

インドネシア文化の教材づくり

関係府省庁資料

内閣府

- 日系定住外国人施策の推進について
- 「日系定住外国人施策の推進について」実施状況
- 「定住外国人施策ポータルサイト」について
- 緊急地震速報・津波警報の多言語化について

総務省

- 「グローバルコミュニケーション計画」の推進
- さらなる多言語化推進の取り組み
- 多言語字幕サービス関係
- 市民生活に密接に関わる情報の多言語化について
  ～マイナンバー制度の周知における総務省の取組～

法務省

- 第５次出入国管理基本計画（概要）

外務省

- 東日本大震災時（H23.3）の在留外国人に関する対応
- 大規模災害時における関係機関の協力体制のイメージ図
- 在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会
  概要と評価
- 平成 27 年度在京外交団向け防災セミナー
  「ＩＴを活用した在留外国人の災害時安否確認と情報提供」
  概要と評価

文部科学省

- 公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の推移
- 就学機会を保障し「入りやすい公立学校」を実現するために
- 外国人児童生徒教育の総合的な支援のために
- 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
- 【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

文化庁

- 外国人に対する日本語教育の推進
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
- 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

厚生労働省

- 外国人就労・定着支援研修事業の概要

日系定住外国人施策の推進について

平成26年3月　日系定住外国人施策推進会議

日系定住外国人について

○ブラジルやペルーなどの日系人の子孫（2世、3世）は、「定住者」の在留資格等で、日本に在留が認められている。
○昭和63年以降急増、平成20年秋以降の経済危機により、日本語能力の問題などから、再就職が困難となり生活困難に陥る者が増加　　※ ブラジル国籍者数　H20末　約31.3万人　→H25.6　約18.6万人

基本指針、行動計画のとりまとめ（平成22、23年）

平成22年8月　「日系定住外国人施策に関する基本指針」
平成23年3月　「日系定住外国人施策に関する行動計画」
～行動計画は平成25年度まで～
→平成26年3月末までに見直しが必要

基本指針、行動計画の概要

○基本指針において、施策の基本的な考え方とともに、①日本語教育、②子どもの教育、③雇用、④社会の中で困ったときのために、⑤お互いの文化の尊重、の5分野について施策の方向性を示す
○行動計画において、5分野について、計57施策を提示

「日系定住外国人施策の推進について」の概要 【26年度から3年度間】 ←基本指針と行動計画を一本化

1　日系定住外国人に関する情勢の変化

○ブラジル人を中心に減少傾向にある一方、永住者資格を有する者の割合は上昇
○東日本大震災後、災害発生時には、日系定住外国人も含め、地域住民自らが行う対応が重要であるとの認識が広まる

2　日系定住外国人に関する課題

○日本語能力の不十分さや子供の教育等の従来の課題に加え、永住化傾向の高まりを背景に　①求められる日本語能力の多様化、②高齢者の増加、③災害発生時等についての対応が新たな課題

3　施策の基本的な考え方

○日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け止め、社会から排除されないようにする
○永住化傾向が高まる中で、日系定住外国人を、単なる支援が必要な者から、地域社会を構成する一員として捉えることとし、特に災害発生時など、日系定住外国人が支援に回れるようなあり方も考える必要がある

4　分野ごとの具体的施策　計59施策　（青は、今回の計画改訂で新規に盛り込まれた事項）

①　日本語で生活できるために
・自治体等による「生活者としての外国人」に対する日本語教育等を支援
・日本語教育教材等の情報を検索し、利用できるシステムの運用

②　子供を大切に育てていくために
・外国人児童生徒に対する「特別の教育課程」による日本語指導の実施
・日本語指導を行う教員についての加配定数措置の引き続きの実施

③　安定して働くために
・日本語コミュニケーション能力の向上等を行う「日系人就労準備研修」の実施
・ハローワークにおける通訳の設置等、多言語での就職相談の実施

④　安全・安心に暮らしていくために
・平時及び災害時における必要な情報提供の実施や、災害時等に備え、多くの日系定住外国人が理解可能な「やさしい日本語」の活用の推進
・医療通訳等が配置されたモデル拠点（病院）の整備

⑤　地域社会の一員となるために
・自治会などを活用した取組や、日系定住外国人のリーダー育成等を支援
・地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、自治体と共同した定期的な日系定住外国人に関する調査の実施

⑥　お互いの文化を尊重するために
・地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日　日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
（1）日本語で生活できるために必要な施策	
①　日本語教育の総合的な推進体制の整備等	
ア　日本語教育関係機関・団体及び関係省庁が参集した日本語教育推進会議を開催し、引き続き日本語教育全般に係る情報交換を行う。（文部科学省）	・関係機関・団体や関係府省からなる日本語教育推進会議を実施している。第1回を平成24年１月23日に実施し、本年度は平成27年９月16日に第６回を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するための情報交換を行っている。【文部科学省】
イ　我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、日本語教育の実施、人材養成、教材作成、体制整備及びコーディネーターに対する研修を行う。（文部科学省）	・外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、平成19年度から「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施している。自治体やＮＰＯ等に対して、「標準的なカリキュラム案」等を活用した、日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援するとともに、地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組など、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援している。（平成27年度採択件数：５６件） 　また、各地における日本語教育の中核的な人材となる地域日本語教育コーディネーターの研修を実施している。【文部科学省】
ウ　日本語教育に関する体制整備を行うため、自治体等の担当者を対象とした研修や意見交換を実施する。（文部科学省）	・都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修において、都道府県及び市区町村等の日本語教育担当者を対象に、地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を図ると共に、国、地方公共団体及び地方公共団体が設置した国際交流協会等の取組についての情報交換を行っている。【文部科学省】
エ　政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて、インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「ＮＥＷＳ」（日本語教育コンテンツ共有システム）を運用するとともにコンテンツの充実を図る。（文部科学省）	・平成23年度には文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、現在、インターネットを通じて提供している。 　また、日本語教育に関する各種コンテンツをインターネットを通じて検索・利用できるシステムを、日本語教育コンテンツ共有システム「ＮＥＷＳ」として平成２５年度から公開している。【文部科学省】
オ　「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の５点セットについて、日本語教育機関・団体に対して周知・広報し、活用の促進を図るとともに、必要な改善について検討する。（文部科学省）	・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の5点セットを完成させた。また、その内容を分かりやすく解説したハンドブックを作成し、日本語教育機関・団体に周知・広報を行い、活用の促進を図っている。【文部科学省】
カ　文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進に必要な事項について検討を行う。（文部科学省）	・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、日本語教育におけるボランティア及び関係機関間の連携協力の在り方等、日本語教育の推進に必要な事項について検討を行っている。【文部科学省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日　日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
②　各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進	
ア　日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）	・日本語学習の必要性、日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページで公開している。【文部科学省】
イ　平成２１年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を、外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。（外務省）	・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」（生活ガイド）及び「日本での生活手引き」（リーフレット）を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。【外務省】
ウ　①や②イの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。（内閣府、各省庁）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、「日本語学習の必要性」を掲載したほか、各自治体における取組事例をまとめて紹介することを通して日本語習得の促進を図る取組を各省庁と連携して進めている。【内閣府、各省庁】
（２）子供を大切に育てていくために必要な施策	
①　子供の教育に対する支援	
ア　外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組に対して支援を行う「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）を実施する。（文部科学省）	・平成27年度においては、５３地域（９府県（２７県市）、１２指定都市、１４中核市）で実施。
イ　外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての加配定数を引き続き措置するとともに、その配置の改善について検討を行う。（文部科学省）	・平成27年度は、帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」及び不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施（平成28年度概算要求額：290百万円）。 ・平成28年度概算要求においては、外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図るため、50人の定数改善を要求。【文部科学省】
ウ　日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の円滑な導入・実施を図るため、状況調査や実践事例の把握、情報提供に努める。（文部科学省）	・外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した指導をするための教育課程を編成できるようにする検討のため、「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」（平成24年４月11日初等中等教育局長決定）を設置。平成25年５月31日に「審議のまとめ」を公表。これを踏まえて、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年１月14日に公布、４月１日より施行。【文部科学省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
エ　外国人児童生徒等の教育に関わる教員や管理職及び指導主事等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を引き続き実施する。（文部科学省）	・日本語指導者等に対する研修については、独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。（平成27年度については6月9日～6月12日に実施。）【文部科学省】
オ　高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。（文部科学省）	・平成27年度の帰国・外国人児童生徒教育担当指導主事連絡協議会において、高等学校への受入れ及び高等学校の取組の事例発表とともに、テーマ別グループ協議を実施。引き続き高等学校及び都道府県の取組を把握し、情報提供に努める。【文部科学省】
カ　外国人の子供等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子による受験を可能とし、日本語能力試験Ｎ２以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を引き続き講じる。（文部科学省）	・中学校卒業程度認定試験については、平成22年７月から専門家による会議を開催し、振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除についての措置を決定。それを受け、平成23年８月に省令改正し、同年11月の試験から対応。【文部科学省】
キ　日系定住外国人の子供が教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。（法務省、文部科学省）	・平成27年度は、帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」及び不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施（平成28年度概算要求額：290百万円）。《再掲》【文部科学省】 ・日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新許可等の処分時に満６歳から満15歳の学齢にあるものに対し、文部科学省が作成している就学に関するリーフレットを平成23年３月から配布している。【法務省】
ク　定住外国人の子供の公立学校等への円滑な就学を支援するため、「定住外国人の子供の就学支援事業」（虹の架け橋教室）について、平成２６年度も引き続き実施する。また、教育委員会や自治体と連携した地域の体制整備や、子供の国籍の多様化、外国人集住地域以外の地域における対応等の課題への適切な対応を図る観点から、本事業の最終年度に当たり、平成２７年度以降の支援の在り方について検討を行う。（文部科学省）	・国際移住機関（ＩＯＭ）に３７億円を拠出し、「定住外国人の子どもの就学支援事業」を平成21年度から平成26年度まで実施。平成26年度においては、２２教室において事業を実施し、平成26年度までに約4,300人が公立学校等へ就学した。また、平成27年度より、不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体への補助する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施（平成28年度概算要求額予算：290百万円の内数）《再掲》。【文部科学省】
② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等	
ア　平成２１年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」（日本語版とポルトガル語版）の周知を引き続き図るとともに、外国人学校の各種学校設置認可等を促進するため、都道府県に対し、地域の実情に応じ、当該認可等の弾力的な取扱いについて引き続き促す。（文部科学省）	・平成21年度の外国人教育に関する委託調査研究で作成した準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル（日本語版とポルトガル語版）を引き続き周知しており、平成23年度の調査においても、ブラジル人学校等に各種学校化への意向について確認を行った。

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
	また、外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査委員会を平成23年９月に設置し、各種学校の設置認可・準学校法人の設立認可等に関する実態と課題等に係る調査を実施し、平成24年３月29日に「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について（依頼）」を発出した。さらに、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（平成25年６月14日閣議決定）において、立地競争力の更なる強化のため優先的に取り組むべき規制・制度改革項目等の例として、「いわゆるインターナショナルスクールについて、外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、校地・校舎の所有要件の緩和など、国内での設置を困難にしているルールの見直しを強力に推進する。」旨が明記されたことを受け、平成25年11月８日に「「日本再興戦略」を踏まえた外国人学校に係る各種学校設置・準学校法人設立の促進について（依頼）」を発出した。さらに、「外国企業の日本への誘致に向けた５つの約束」（平成27年3月対日直接投資推進会議決定）等を踏まえ、平成27年７月、各都道府県に対し、インターナショナルスクール等外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等基準の弾力化を要請する通知を発出した。【文部科学省】
イ　日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等が開催される機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子供への支援（教科書の無料送付等）をブラジル政府に要請する。	・平成23年10月17日に第５回日ブラジル領事当局間協議をブラジリアにおいて開催し、ブラジル政府による在日ブラジル人学校に対する教科書の無償配布など、ブラジル政府が積極的に在外自国民を支援するよう改めて要請した。【外務省・文部科学省】 ・平成24年10月17日に第６回日伯教育協議を日本において開催し、ブラジル教育省との間で、日本に定住する日系ブラジル人の子どもの教育の現状と課題等について、ブラジル国内の教育事情と合わせて、情報交換及び意見交換を行った。【文部科学省】
（３）安心して働くために必要な施策	
① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等	
ア　外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を引き続き実施する。（厚生労働省）	・平成21年度より、多数の日系人が求職活動を行っている地域において、安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施している。（実績：平成21年度受講者数6,298人（全国63地域346コース）、平成22年度受講者数6,288人（全国97地域459コース）、平成23年度受講者数4,231人（全国75地域290コース）、平成24年度受講者数3,576人（全国72地域227コース）、平成25年度受講者数3,155人（全国71地域211コース）、平成26年度受講者数3,188人（全国74地域212コース））。

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
	平成27年度は対象者を定住外国人全般に拡充した外国人就労・定着支援研修を実施（平成27年度計画数：全国80地域250コース） ・平成20年度より、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練を実施している。（平成27年度実施地域：茨城県、神奈川県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県の６県）《再掲》【厚生労働省】
イ　日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。（厚生労働省）	・平成24年９月に「関係機関の連携による定住外国人に対する就労支援及び職業訓練の強化について」を発出し、日本語能力が不足している等定住外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を推進することについて、関係機関に取組の依頼を行った。 ・平成25年度より、外国人の特性に配慮した職業訓練機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を進め安定就労につなげるために、労働局・ハローワークに就職支援コーディネーターを設置。関係機関との連携強化のため連絡会議を開催。（平成27年度実施予定地域：群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の10県） ・平成20年度より、都道府県に定住外国人職業訓練コーディネーターを配置し、委託訓練先の開拓、ハローワークとの連携調整、受講生への訓練情報の提供等の業務を実施している。（平成27年度実施地域：茨城県、静岡県、滋賀県の３県）【厚生労働省】
② 多言語での就職相談	
ア　日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を引き続き実施する。（厚生労働省）	・集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 ◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを１１６か所（平成27年４月現在）設置。 ◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を４か所（平成27年４月現在）設置。 ◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、２か所（浜松、豊橋）（平成27年４月現在）設置。《再掲》【厚生労働省】
③ 事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等	
ア　雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。（厚生労働省）	・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第１６６回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた（平成19年10月１日から施行）。 ・改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を告示（平成19年10月１日から適用）し、これに基づき積極的な事業主指導を行っている。【厚生労働省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
	・平成19年10月１日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。また、各労働局において外国人雇用管理セミナーの開催や外国人雇用管理アドバイザーの個別指導による事業主に対する相談援助を実施している。 ・日系人が集住する地域において、事業所に対する訪問指導を行う人員を配置して、外国人労働者に対する雇用管理改善の指導を実施している。【厚生労働省】
イ　日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界との意見交換や適切な指導を実施する。（経済産業省）	・平成27年６月に日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得て、関係団体に対する普及・啓発を実施した。【経済産業省】
ウ　企業や経済団体などが日系定住外国人支援に果たすことのできる役割について、先進事例を紹介するなど、関係省庁における実務者等の会合を通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）	・平成24年2月に関係省庁の協力の下で、外国人を雇用する企業関係者等の意識啓発に資するセミナーを開催した。【内閣府】
④ 就労の適正化のための取組	
ア　雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。（厚生労働省）	・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第１６６回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた（平成19年10月１日から施行）。 ・改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を告示（平成19年10月１日から適用）し、これに基づき積極的な事業主指導を行っている。≪再掲≫【厚生労働省】
	・平成19年10月１日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。また、各労働局において外国人雇用管理セミナーの開催や外国人雇用管理アドバイザーの個別指導による事業主に対する相談援助を実施している。 ・日系人が集住する地域において、事業所に対する訪問指導を行う人員を配置して、外国人労働者に対する雇用管理改善の指導を実施している。≪再掲≫【厚生労働省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
（４）安全・安心に暮らしていくために必要な施策	
① 防災・減災のための対策	
ア　消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発ホームページ等各種広報媒体により引き続き周知を行う。（総務省）	・日本中どこでも発生しうる、風水害、地震に関して外国人向けに分かりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ「e-カレッジ（英語）」の一部について、平成23年度に多言語化（ポルトガル語、中国語、韓国語）を図った。【総務省】 ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、現在東日本大震災に関する情報（リンク集）及び外国語による電話相談一覧を、日・英・葡・西語版として掲載した。《再掲》【内閣府】 ・８月に外国人集住都市会議との共催で、「多文化共生社会における防災のあり方～情報弱者にならないために～」をテーマとした公開セミナーを実施した。【内閣府】
イ　地方自治体に対し、災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言及び対策事例についての情報提供を引き続き行う。（総務省）	・平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年３月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。また、平成24年２月より外国人住民を含めた災害時の多言語情報提供等の対応について検討する「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、同年12月に報告書をとりまとめ地方自治体等へ周知を行った。 ・平成22年度に外国人に対する避難支援に関する事例等を掲載した「災害時要援護者の避難対策事例集」（平成22年３月策定）を配布して地方自治体に対して情報提供した。 ・例年、出水期前に発出している防災課長通知「風水害対策の強化について」の中で、地方自治体に対して、風水害の危険性など防災知識の普及啓発の実施に当たっては、外国人にも配慮した内容になるように要請した。【総務省】
ウ　大規模災害発生時に、外国人が必要とする情報提供を行うことができるよう、引き続き、災害時情報共有用のFacebookの充実を図る。（外務省）	・大規模災害発生時に限らず、平時より、大規模災害関連情報を日本語・英語で投稿し、災害時情報共有用Facebookの充実に努めている。【外務省】
エ　自治体等に対して、「やさしい日本語」を活用した災害発生時の情報提供方法について習得するためのコンテンツの整備等を行う。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、やさしい日本語を活用した情報提供に関する施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
オ　自治体に対し、地域防災計画において位置付けるなど、「やさしい日本語」の積極的な活用を推奨する。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、やさしい日本語を活用した情報提供に関する施策や取組みの状況についての情報収集を実施している。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。≪再掲≫【内閣府】 ・平成27年に気象庁等と連携し作成・公表を行った「緊急地震速報の多言語辞書」における「やさしい日本語」表現について、自治体への積極的な活用を推奨している。【内閣府】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
カ　災害関連制度・施策の多言語化を積極的に図る。（内閣府）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、各省庁の防災情報等、国の統一的な制度等に関する多言語による情報提供を随時実施している。【内閣府】 ・緊急地震速報の多言語化への取組みとして、気象庁等と連携し、配信事業者等に対する「緊急地震速報の多言語辞書」の作成を行った。多言語辞書においては、スペイン語・ポルトガル語等の表現のほか、「やさしい日本語」の取組を進める自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」表現の作成を行った。平成27年３月末に公表を行い、現在、気象庁等と連携し、配信事業者等への周知・利用促進に取り組んでいる。【内閣府】 ・現在、津波情報の多言語化への取組として、気象庁等と連携し、配信事業者等に対する多言語辞書の作成を進めている。多言語辞書においては、スペイン語・ポルトガル語等の表現のほか、自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」表現の作成を進めている。今後、10月中に公表予定。【内閣府】
キ　過去の災害等における外国人対応について、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により共有を図る。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、過去の災害時に有効であった施策や取組み事例についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
ク　日系定住外国人が支援側として参画する防災訓練の取組など、先進事例の紹介を通して、日系定住外国人も災害時に支援に回ることの重要性の周知を図る。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、災害時や防災、減災のための日系定住外国人住民を対象とした施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
② 防犯対策	
ア　各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。（警察庁）	・各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることや外国人集住コミュニティが犯罪組織等に悪用されることを防止するため、防犯等に関する多言語版資料の配布や関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室を開催するなど、防犯対策の充実を図っている。加えて日系定住外国人を中心に結成された自主防犯団体に対する防犯パトロール用品の無償貸与等活動支援を実施している。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進したほか、中国語・ポルトガル語による日本の交通ルール周知に向けた交通安全教育用映像資料を作成して警察庁ホームページに掲出するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育等を実施している。【警察庁】
イ　日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子供の保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。（警察庁）	

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
③ 交通安全対策	
ア　各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。（警察庁）	・各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることや外国人集住コミュニティが犯罪組織等に悪用されることを防止するため、防犯等に関する多言語版資料の配布や関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室を開催するなど、防犯対策の充実を図っている。加えて日系定住外国人を中心に結成された自主防犯団体に対する防犯パトロール用品の無償貸与等活動支援を実施している。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進したほか、中国語・ポルトガル語による日本の交通ルール周知に向けた交通安全教育用映像資料を作成して警察庁ホームページに掲出するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育等を実施している。≪再掲≫【警察庁】
④ 公的賃貸住宅の活用、民間賃貸住宅への入居支援	
ア　公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。（国土交通省） イ　離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。（国土交通省）	・公営住宅における外国人の入居戸数 31,710戸　（平成25年度末現在） ・公営住宅等における離職退去者の居住安定確保に向けた対策の進捗状況 入居決定戸数　3,966戸 うち外国人入居は1,201戸 （累計値：平成27年6月30日現在） 【国土交通省】
ウ　外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。（国土交通省）	・国土交通省のホームページでの公表等を通じ、普及促進を実施しているところ。【国土交通省】
エ　地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。（国土交通省）	・現在、50協議会が設立済（H27.9.4時点）（北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県鶴岡市、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、東京都江東区、東京都豊島区、板橋区、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県） ・外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の活動費用に対して、国は財政上の支援を行っているところ。（平成27年度予算）《再掲》 ・外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援している。 平成26年度引受件数：10件（過去累計件数：46件）（平成27年3月末）《再掲》【国土交通省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
⑤ 社会保険、国民健康保険の加入促進等	
ア　外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。（厚生労働省）	・平成27年度においても、引き続き、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を行うことと ・平成27年度における事業主指導については、年金事務所ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、呼出や訪問等による重点的な加入指導、立入検査及び認定（職権）適用の取組を徹底しているところである。【厚生労働省】 ・平成27年度においても、公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、引き続き年金事務所に指導を要請することにより連携を図り、年金事務所において加入促進を実施しているところである。 ・また、適用調査対象事業所の適用促進及び適用事業所における加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局において、労働者派遣事業の許可・届出及び許可の有効期間更新並びに指導監督時に、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合は、日本年金機構と連携して、派遣労働者の適正な加入に向けた指導を実施しているところである。【厚生労働省】
⑥ 外国人患者受入環境の整備	
ア　国内医療機関において、外国人患者を受け入れる上で支障となる問題として、外国人患者と医療機関スタッフとの間の言語に関連するコミュニケーションの難しさがある。この問題に対応し、外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等が配置されたモデル拠点（病院）の整備を図る。（厚生労働省）	・「医療通訳に関する資料一式」及び「外国人向け多言語説明資料一式」を厚生労働省ホームページに掲載（平成26年9月）。 ・「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」の公募を実施し、拠点病院（19病院）を選定（平成27年8月）。 【厚生労働省】
⑦ 外国人住民に係る住民基本台帳制度の円滑な運用	
ア　平成２４年７月に施行された外国人住民に係る住民基本台帳制度について、引き続き自治体と協力しながら円滑に運用するとともに、社会保障・税番号制度の着実な施行に努める。（総務省）	・「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」（平成17年７月１９日関係省庁申合せ）において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みについて検討を重ね、平成19年７月３日、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」を犯罪対策閣僚会議へ報告した。【内閣官房】 ・平成24年７月９日に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、適法に在留する外国人（在留カード交付対象者、特別永住者等）であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加えた。【総務省】 ・平成27年10月５日をもってマイナンバー制度が施行され、中長期在留者、特別永住者等で住民票がある外国人住民も制度の適用対象となっている。【総務省】 ・マイナンバーの通知に先立ち、地方公共団体に対して通知を発出し、マイナンバーの重要性・保管の必要性や国の多言語対応等について、外国人住民に対し事前に十分な周知を行うよう依頼するとともに、平易な日本語及び５ヶ国語による周知内容（例）を提供した。【総務省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
	・法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年３月に同懇談会から、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされた。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会（第171回国会）において、在留カードの交付など新しい在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）が可決・成立し、同年７月15日に公布され平成24年７月９日に施行された。これにより、外国人登録法が廃止され、法務大臣が、適法な在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人の公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握できるようになった。 　この制度により、法務大臣が把握する情報のうち地方公共団体と共有すべきものについて、法務省と市町村の間で専用端末を介した情報連携を図っており、市町村による外国人住民への行政サービス提供に寄与している。【法務省】 ・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられた（平成19年10月１日から施行）。≪再掲≫【厚生労働省】
（５）地域社会の一員となるために必要な施策	
① 相談できる体制の整備、リーダーとなる人材やＮＰＯの育成の促進等	
ア　自治体と協力しながら、地域社会の一員となるための課題と考えられる事項について、日系定住外国人の今後の居住意向を確認するための調査等、定期的に日系定住外国人に関する調査を行う。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民が地域社会の一員となるために課題であると思われる事項についての情報収集を実施した。【内閣府】 ・日系定住外国人が地域社会の一員となるための課題と考えられる事項や、今後の居住意向等を確認するため、「日系定住外国人に対する意識調査」を実施し、今後、調査結果の公表・共有を図る予定。【内閣府】
イ　移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。（外務省）	・平成５年度から平成26年度にかけてJICAにおいて「日系人本邦就労者生活相談業務」を実施した。【外務省】
ウ　日系定住外国人におけるリーダーの育成を支援するため、自治体やＮＰＯ等に対し先進事例の紹介等を、積極的に行う。（内閣府、各省庁）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載。【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民内におけるリーダーの育成を支援するための施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
エ　「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やＮＰＯ、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、ＮＰＯ、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備する。（内閣府、各省庁）	・地方自治体やNPOが日系定住外国人施策を行うに当たって参考とできるよう、多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の協力を得て、地方自治体における日本語教育、子どもの教育、就労、情報提供等先進事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトに掲載した。【内閣府】 ・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載した《再掲》。【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人施策に係る事例情報の収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
オ　自治会などを活用した、地域の日系定住外国人全体を地域社会の一員とするための取組の周知を、積極的に図る。（内閣府、各省庁）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人住民が地域社会の一員となるための施策や取組みの状況についての情報収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】
カ　法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語で相談できる体制を引き続き整備する。（一部再掲） （法務省、厚生労働省、各省庁）	・各地方入国管理局・同支局(空港支局除く。)において、「外国人在留総合インフォメーションセンター」の設置ないしは相談員を配置し、継続して運営している。 ・ワンストップ型相談センターについては、平成21年４月１日、静岡県浜松市に開設、同年８月３日、埼玉県さいたま市に開設、同年11月16日、東京都新宿区に開設し、継続して運営している。 【法務省】
② 情報の多言語化等	
ア　内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているＮＰＯ等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うＮＰＯ等の活動に資する情報についても充実を図る。（内閣府）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、国の統一的な制度等に関する多言語での情報提供を随時実施している。また、日系定住外国人の支援を行うNPO等の活動に資する情報として、ＮＰＯ等支援団体の取組について掲載を行っている。【内閣府】
イ　日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）	・公立義務教育諸学校への就学機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等７言語で作成（平成26年度改訂）。また、就学ガイドブックの概要版となる就学ガイドも同じく７言語で作成（平成26年度改訂）。いずれも、各教育委員会、在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。なお、平成２３年度より、就学ガイドを法務省地方入国管理局の窓口においても配布。【文部科学省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
ウ　国民年金制度の勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勧奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（厚生労働省）	・厚生労働省も協力して、（財）自治体国際化協会のホームページに、労働・社会保険制度の概要等の情報を、１２か国語で掲載している。 ・国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。（平成19年度） ・国民年金制度の勧奨リーフレット（８カ国語版）を日本年金機構のホームページに掲載している。また、全国の年金事務所においても、加入勧奨を図っているところである。 ・日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット（５か国語版）を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めた。 ・平成20年秋以降、緊急雇用対策として、各種セーフティーネットや労働法規等の基礎知識について解説したパンフレット（ポルトガル語・スペイン語）を作成し、ホームページでの周知、ハローワーク等における配布のほか、入国管理局、地方自治体に対する周知依頼を実施した。 ・厚生労働省のホームページにおいて、ポルトガル語・スペイン語等による相談が可能なハローワーク窓口の一覧をまとめたページを開設している。 ・集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 　◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを１１６か所（平成27年４月現在）設置。 　◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を４か所（平成27年４月現在）設置。 　◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、２か所（浜松、豊橋）（平成27年４月現在）設置。 ・平成21年度より委託実施している日系人就労準備研修について、平成２７年度からは外国人就労者定着支援研修と改め、ポルトガル語・スペイン語等による研修案内のパンフレット・ポスターの作成、ホームページへの掲載を行っている。【厚生労働省】
エ　妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（厚生労働省）	・妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットについて、平成２０年度から外国語版（１３カ国語）を作成し、厚生労働省のホームページに掲載している。 【厚生労働省】
オ　各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。 （警察庁）	・平成21年から平成22年にかけ、英語・中国語・ポルトガル語による運転免許学科試験の問題例を各都道府県警察に配布した結果、平成27年８月31日現在、全都道府県において英語による学科試験が実施されており、また、29道府県において中国語、18府県においてポルトガル語による学科試験が実施されている。【警察庁】 ・平成26年４月に各都道府県警察に対して英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語による講習予備検査の実施要領を配布した。【警察庁】
カ　平成２１年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を外務省及び在外公館のホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努める。（再掲）（外務省）	・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」（生活ガイド）及び「日本での生活手引き」（リーフレット）を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備し活用しており、今後も引き続き情報提供に努める。《再掲》【外務省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
キ　日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（再掲）（文部科学省）	・日本語学習の必要性、日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページで公開している。《再掲》【文部科学省】
ク　国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、一部の様式についてポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。（国税庁）	・外国人のための所得税申告に関する手引き等の英語版（冊子）を作成し、申告等の手続が必要と思われる納税者へ送付するとともに各税務署に配備したほか、国税庁ホームページに掲載し、必要な申告等手続の周知を図った。また、一部の国税局においては、所得税関係様式の一部についてポルトガル語版・スペイン語版を作成し、納税者に提供した。【国税庁】
ケ　中長期的に、あらゆる行政文書を翻訳することができるやさしい日本語の開発の可否について検討を行う。（内閣府）	・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、「やさしい日本語」を活用した情報提供に関する施策等の取組状況についての情報収集を実施し、実際に自治体において取り組まれている「やさしい日本語」の内容や活用方法の把握を行った。現在、自治体・有識者等の協力を得ながら、「やさしい日本語」のあり方や活用方法等について検討を進めている。【内閣府】
（６）お互いの文化を尊重するために必要な施策	
① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進	
ア　地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成１８年３月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。（総務省）	・地域国際化連絡会議を北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の６つに分けて毎年度開催し、施策の普及を図っている。【総務省】
イ　地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。（総務省）	・平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・ＮＰＯ等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年３月に報告書を作成、公表した。 ・随時、多文化共生の推進について検討はしているが、最近では、平成24年２月より災害時の多言語情報提供等の対応について検討する研究会を開催、同年１２月に報告書をとりまとめ、地方自治体等へ周知を行った。 ・地域国際化連絡会議を北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の６つに分けて毎年度開催し、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供している。【総務省】

「日系定住外国人施策の推進について」実施状況

（平成27年10月19日現在）

日系定住外国人施策の推進について （平成26年3月31日 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
② 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等	
ア 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やＮＰＯ、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、ＮＰＯ、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。（内閣府、各省庁）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載した≪再掲≫。【内閣府】 ・「日系定住外国人に関する特別世論調査」を実施し（平成25年1月）、その結果、「日系定住外国人を地域社会の一員として受け入れていきたいと考えているか」という質問について、約８０％の方から「受け入れたい」という調査回答を得た。（「受け入れたい」が３０．０％、「どちらかと言えば受け入れたい」が５０．９％）【内閣府】 ・多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の自治体の協力を得ながら、日系定住外国人施策に係る事例情報の収集を実施した。今後、収集した情報を踏まえ、施策や取組み事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトの活用等により、自治体等への周知・共有を図る。【内閣府】

「定住外国人施策ポータルサイト」について

内閣府定住外国人施策推進室では、日系人をはじめとする定住外国人やその支援者の方々が必要とする各種の情報提供のため、「定住外国人施策ポータルサイト」を開設しています。

この「定住外国人施策ポータルサイト」では、定住外国人の方々を対象にした、日本語学習、教育、雇用、住宅、子育て、医療、年金などに関する「生活者向け情報」や、支援団体の方々等を対象にした「支援者向け情報」について日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語で随時提供しておりますので、ぜひご活用ください。

○　定住外国人施策ポータルサイト
政策案内　　：http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/policy/index.html
生活者向け情報：http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/living/index.html
支援者向け情報：http://www8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/support/index.html

〔参考〕定住外国人施策ポータルサイト（ポルトガル語）画面

「定住外国人施策ポータルサイト」に掲載されている情報の例

１）国の政策の紹介

○「日系定住外国人施策の推進について」の主な実施状況
○各省庁からのお知らせ関係
・日本の学校への入学（文部科学省）
・外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について（文部科学省）
・在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン（法務省）
・第５次出入国管理基本計画（法務省）
・定住外国人の子供の就学促進事業 (文部科学省)
○各省庁における各種会議・答申等

２）生活者向け情報

・マイナンバー制度について　ー社会保障・税番号制度ー（内閣官房）
・「在留カードへの切替について＜中長期在留者の方へ＞」（法務省）
・地震と津波ー防災と減災のためにー（気象庁）
・就学ガイドブック （文部科学省）
・外国人のための所得申告の手引（国税庁）
・通訳を配置しているハローワーク一覧 （厚生労働省）
・外国人労働者の雇用保険手続きについて（厚生労働省）

３）支援者向け情報

・外国人就労・定着支援研修（厚生労働省・一般財団法人日本国際協力センター/JICE）
・外国人児童生徒受入れの手引き（文部科学省）
・日本語教育のリソース〔日本語教育教材等〕（文部科学省）
・外国人労働者の雇用保険手続きについて（厚生労働省）
・外国人のくらしよくある相談事例集（一般財団法人自治体国際化協会/CLAIR）
・医療通訳に関する資料〔医療通訳育成カリキュラム・テキスト等〕（厚生労働省）

緊急地震速報・津波警報の多言語化について

■気象庁・内閣府（定住外国人施策推進室）・観光庁が連携し、緊急地震速報に関する表現を翻訳した多言語辞書を作成し、平成27年3月に公表

■津波警報に関する表現を多言語辞書に追加し、平成27年10月に公表

■多言語辞書の表現を活用していただくことで、外国人による緊急地震速報・津波警報の理解及び活用を促進

気象庁・内閣府・観光庁

『緊急地震速報・津波警報の多言語辞書』の作成

『緊急地震速報・津波警報の多言語辞書』
◇緊急地震速報・津波警報で用いる表現
◇適切な対応行動
ー辞書に掲載する表現例ー「もうすぐ大きく揺れます！」

英語	中国語	韓国語	ポルトガル語	スペイン語	やさしい日本語
アメリカ、イギリス、オーストラリア、ほか	中国、ほか	韓国、ほか	ブラジル、ポルトガル、ほか	ペルー、メキシコ、アルゼンチン、ほか	国籍を問わず、簡単な日本語であれば理解できる外国人全般
Strong tremors will soon hit.	马上将发生强烈震动。	잠시 후에 강한 흔들림이 발생합니다.	Daqui a pouco ocorrerão fortes tremores.	Pronto van a producirse fuertes temblores.	もうすぐ 大きい 地震が きます

公表

情報配信事業者等

辞書の表現を活用

緊急地震速報・津波警報の多言語化対応

提供

外国人観光客 定住外国人

Strong tremors will soon hit.
马上将发生强烈震动。
잠시 후에 강한 흔들림이 발생합니다.
Daqui a pouco ocorrerão fortes tremores.
Pronto van a producirse fuertes temblores.
もうすぐ 大きい 地震が きます

外国人による緊急地震速報・津波警報の活用

1

多言語による情報提供

内閣府

定住外国人への情報提供

◇定住外国人施策ポータルサイト

観光庁

訪日外国人の支援

◇外国人旅行者向けプッシュ型情報配信アプリ「Safety tips」

「グローバルコミュニケーション計画」の推進

総務省

○世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を推進するため、情報通信研究機構が開発した多言語音声翻訳技術の精度を高めるとともに、民間が提供する様々なアプリケーションに適用する社会実証等を実施する。
　これにより、ICTを活用したイノベーションを加速し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの際には、本技術を活用して「言葉の壁」がない社会をショーケースとして世界に発信する。

・多言語音声翻訳の対応領域、対応言語を拡大するための研究開発
多言語音声翻訳技術の翻訳精度を向上し、対応言語数を拡大する。また、雑音対策や長文翻訳など、翻訳精度の向上に向けた研究開発を実施する。

・病院、商業施設、観光地等における社会実証
産学官の連携により、多様なアプリケーションの社会実証を集中的に実施する。

多言語音声翻訳システムの仕組み

スマートフォンなどに話しかけると即座に他の言語に翻訳して、音声出力する

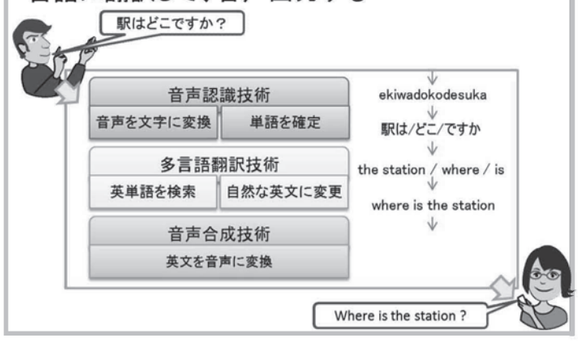

病院

多言語対応ヘッドセット等のウェアラブル機器を用い、症状や病名の翻訳など　医師と患者のコミュニケーションを支援

行政窓口

市役所等の窓口で、手続きや観光スポット等を様々な言語で案内

さらなる多言語化推進の取り組み（「VoiceTra」の概要）

総務省

○ 情報通信研究機構（NICT）では、多言語音声翻訳システムの社会実装を促進させるために、スマートフォンアプリ「VoiceTra」を開発。最新バージョンを2015年10月に公開。

○ 最新バージョンは、タイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、スペイン、フランス語の旅行会話の翻訳精度を英・中・韓と同等レベルに向上するとともに、英・中・韓については駅名などの固有名詞を充実するなど、機能を拡張。

機能

・29言語間の翻訳、19言語の音声入力
15言語の音声出力が可能

言語	入力		出力	
	音声	テキスト	音声	テキスト
日本語	✔	✔	✔	✔
英語	✔	✔	✔	✔
中国語	✔	✔	✔	✔
韓国語	✔	✔	✔	✔
ウルドゥ語（パキスタン）		✔		✔
シンハラ語（スリランカ）		✔		✔
トルコ語	✔	✔	✔	✔
ネパール語	✔	✔		✔
ヒンディ語	✔	✔	✔	✔
モンゴル語		✔	✔	✔
インドネシア語	✔	✔	✔	✔
タイ語	✔	✔	✔	✔
フィリピン語		✔		✔
ベトナム語	✔	✔	✔	✔
マレー語	✔	✔	✔	✔
クメール語（カンボジア）		✔		✔
ミャンマー語	✔	✔	✔	✔
ラーオ語（ラオス）		✔		✔
アラビア語		✔		✔
英語	✔	✔	✔	✔
イタリア語		✔		✔
オランダ語	✔	✔		✔
スペイン語		✔		✔
デンマーク語		✔		✔
ドイツ語	✔	✔		✔
ハンガリー語	✔	✔	✔	✔
フランス語	✔	✔		✔
ポーランド語	✔	✔	✔	✔
ポルトガル語	✔	✔	✔	✔
ロシア語	✔	✔		✔

アジア言語

中東言語

欧米露言語

多言語字幕サービス関係

総務省

1. 意義等

○ 今後、増加する訪日外国人や在留外国人に対して、安全・安心情報等の提供が必要。

※ 日本再興戦略で、訪日外国人旅行者数は2020年に2,500万人、2030年に3,000万人を目標。2020年に東京五輪の開催も決定。

⇒ スマートテレビと多言語翻訳システムを活用した多言語字幕サービスが有効。子供の外国語学習等への活用も期待。

2. 実現するサービス

○まずは、正確性（翻訳内容・遅延）について「ベストエフォート」を前提に、ユーザニーズに応じた柔軟なサービスとして早期実現。言語は、まずは英語、そして英語以外の言語に拡大。分野は、まずはニュース番組、そしてスポーツ、文化、バラエティ等（具体的なニーズ等を踏まえて検討）。

○ 現在の障害者向け日本語字幕のような高い正確性を確保したサービスの導入は、今後の実証実験の結果、ユーザニーズや翻訳技術の動向等も踏まえ、更に検討。

3. 多言語字幕サービスの実現に向けた提言

（1）NICTの多言語翻訳システムの精度向上

○ 放送事業者の協力も得て、日・英2か国語放送等の対訳文集（対訳コーパス）を充実。

（2）実証実験

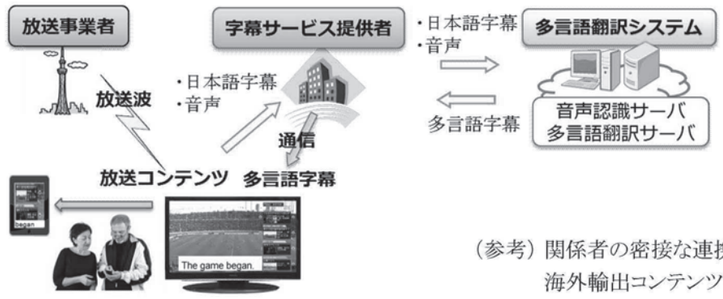

＜主な検証項目＞

○多言語翻訳システムの性能(性能評価、課題抽出)
○サービスの提供主体や翻訳精度の周知(表示)方法
○放送部分と字幕部分(通信)を区別する工夫・形態
○人手による補助的な確認・修正プロセス
○クラウドソーシングの活用　等

（参考）関係者の密接な連携を通じ、許諾・契約締結の円滑化、デジタルサイネージや教育分野、海外輸出コンテンツへの活用・応用、等を検討

（3）スケジュール等

○「多言語字幕サービスの実現に向けたロードマップ」を策定し、取組を推進。

○「グローバルコミュニケーション計画」（4月11日総務大臣発表）の社会実装の一つとして推進。

市民生活に密接に関わる情報の多言語化について
～マイナンバー制度の周知における総務省の取組～

総務省

マイナンバー制度の現状

○ 税・社会保障・住民サービスに共通の個人識別番号

○ H27.10からスタートし、住民一人一人に対し、マイナンバーの通知が送られてきている

⇒ 外国人住民については、住民票のある在留者が対象

国における多言語対応

外国人住民基本台帳制度における外国人への情報周知の実績

⇒ 25カ国語のチラシ
5カ国語のホームページ
コールセンターの設置
（内閣官房）

マイナンバー制度自体の認識は？
（通知カードを廃棄するおそれも）

地方公共団体へ通知を発出（H27.8.28）

国の関係部局が連携
内閣官房・自治行政局（マイナンバー担当）＋国際室

外国人住民へのマイナンバー制度に関する一次的な周知を依頼
※（簡易な案内例も作成）

各自治体の
マイナンバー担当部局＋国際交流部局へ

市民生活に密接に関わる情報の多言語化について
～マイナンバー制度の周知における総務省の取組～

総務省

外国人住民への案内例 （英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語により作成）

やさしい日本語

① 10月から 「マイナンバー」が 送られてきます！

◆ 日本では もうすぐ 「マイナンバー制度」が スタートします。

◆ マイナンバーは 一人に 一つだけの 番号で 役所などでの 手続きに 必要となる 大切なものです。

◆ 2015年10月から みなさんの 自宅（市町村に登録している 住所）に 市町村から 封筒が 送られてきます。

◆ 封筒には マイナンバーが 書かれた 「通知カード」が 入っています。

【封筒】

【通知カード】

ポルトガル語

(1) A partir de outubro, você receberá um Número Individual (*My Number*)!

- Em breve, o Japão adotará o Sistema de Número Individual (*My Number Seido*).
- O Número Individual (denominado em japonês como *Mai Nanbaa*, do inglês *My Number*) é um número individual único, importante e necessário para realizar procedimentos na prefeitura e outros lugares.
- A partir de outubro de 2015, você receberá um envelope em sua residência (no endereço registrado na prefeitura da cidade, vila ou distrito onde reside).
- No envelope, você encontrará um Cartão de Notificação (*Tsūchi Card*) com o seu Número Individual (*My Number*).

[Envelope]

[Cartão de Notificação (*Tsūchi Card*)]

第５次出入国管理基本計画（概要）

法務省 Ministry of Justice

出入国管理基本計画

○ 出入国管理及び難民認定法に基づき，法務大臣が出入国管理行政の施策の基本となる計画について定めるもの。

○ 計画期間に関する法令上の規定はないが，これまで概ね5年程度の期間を想定し策定している。

○ 前回の第4次計画策定から5年を迎え，今回，第5次となる新たな計画を策定するもの。

出入国管理及び難民認定法（抜粋）
第61条の10　法務大臣は，出入国の公正な管理を図るため，外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画（以下「出入国管理基本計画」という。）を定めるものとする。 第61条の11　法務大臣は，出入国管理基本計画に基づいて，外国人の出入国を公正に管理するよう努めなければならない。

これまでの策定履歴
・第1次　出入国管理基本計画（平成4年5月策定）
・第2次　出入国管理基本計画（平成12年3月策定）
・第3次　出入国管理基本計画（平成17年3月策定）
・第4次　出入国管理基本計画（平成22年3月策定）

第５次計画の基本方針

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく
- 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて，幅広い観点から政府全体で検討していく
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から，新たな技能実習制度を構築する
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく
- 観光立国の実現に寄与するため，訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施する
- 安全・安心な社会の実現のため，厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等への対策を強化していく
- 国際社会の一員として，難民の適正かつ迅速な庇護の推進を図っていく

具体的な施策の方針

法務省 Ministry of Justice

１　我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

○専門的，技術的分野と評価できるものについて，在留資格や上陸許可基準の見直しを行い，受入れを推進（現行方針どおり）
○高度人材外国人の受入れ促進のための効果的な広報を実施
○建設分野等緊急に対応が必要な分野等における適正な受入れを実施
　業を所管する省庁の関与を前提とした枠組みの運用状況を注視・検証
○留学生の適正・円滑な受入れや就職支援のための取組を継続

２　少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

○出生率の向上，生産性の向上，潜在的労働力の活用等の取組が必要
○今後の外国人受入れの在り方を本格的に検討すべき時が到来
○我が国の経済社会の変化等に伴い，新たに人材のニーズが生じる分野が専門的・技術的分野と評価できる場合には受入れを検討
○専門的・技術的分野と評価されない外国人の受入れについては，経済的効果，社会的コスト，産業構造，適切な仕組み，環境整備，治安等幅広い観点から，国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討（結論は予断せず）
　このため，諸外国の制度等について把握し，国民の声を積極的に聴取

３　新たな技能実習制度の構築に向けた取組

（1）適正化のための措置
　○実習修了時等に技能評価試験の受検義務付け等により効果測定を実施
　○外部役員又は外部監査の導入等により監査体制を強化
　○法令上の根拠を有する管理運用機関を創設し，行政機関の役割を補完
　○人権侵害等を行う団体・機関に対する罰則の整備等対応を強化
　○送出し国政府との政府間取決めの作成など，送出し段階から適正化
（2）制度の拡充
　○優良な団体・機関の実習生の実習期間を延長
　○優良な団体・機関の受入れ人数枠を拡大
　○送出し国側のニーズ等に即して対象職種を拡大

４　在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

○地方公共団体との情報連携の適正な運用と更なる連携の強化
○外国人を受け入れる際に共生のための施策を講じておくことが重要であり，共生社会の実現に向けた取組に積極的に参画

５　観光立国実現に向けた取組

○効果的な広報により自動化ゲート利用者の増加を図るとともに円滑に運用
○「信頼できる渡航者」を自動化ゲート対象とする制度の円滑かつ効率的な運用に向けた取組の推進
○顔認証技術を活用した日本人用自動化ゲートの導入を速やかに検討
○クルーズ船乗客に対する円滑な入国審査手続を実施
○航空機の旅客を外国の空港で事前にチェックするプレクリアランスの検討

６　安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

（1）テロリスト等の入国を確実に阻止するための水際対策
　○個人識別情報を活用した上陸審査を推進するとともに顔写真の水際対策への活用等新たな技術の運用を検討
　○乗客予約記録（PNR）を含む情報を効果的に活用するなど出入国管理に関するインテリジェンス（情報収集・分析）機能を強化
　○海港や沿岸地域における積極的なパトロールの実施など船舶等を使った不法入国者への対策を強化
（2）国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進
　○警察等捜査機関と連携し，不法滞在者等に対する摘発を実施するとともに，情報を活用した事実の調査等により，偽装滞在者対策を強化
　○被収容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施

７　難民の適正かつ迅速な庇護の推進

（1）真に庇護すべき者を迅速かつ確実に庇護するための取組
　○「新しい形態の迫害」に係る保護を図るための仕組みを構築
　○国際的動向・国際人権法規範を踏まえた「待避機会」としての在留を許可する対象の明確化を検討
　○認定判断の明確化及び制度の透明性の向上
　○審査体制・基盤の強化及び出身国情報等の収集・分析体制の充実
　○UNHCR等との連携による研修の充実・強化により専門的人材を育成
　○難民条約上の難民に明らかに該当しない内容の申請等については，申請者が十分主張を行う機会を確保しつつ，迅速に処理
　○難民申請中の就労許可について，一定の条件を設ける仕組みを検討
　○濫用的再申請への対応について，法制度・運用両面から検討を継続
（2）第三国定住による難民の円滑な受入れを推進

８　その他

出入国管理体制を整備，国際協力を更に推進，人身取引被害者等への配慮

外務省資料

1　東日本大震災時（H23.3）の在留外国人に関する対応

「情報提供」

1 ウェブサイトによる情報提供（震災関連情報）
- 3月11日～（日本語・英語），15日～（中国語・韓国語）

※在外公館HPでは，英語及び39言語でも発信

2 在京外交団向け説明会
（原発事故に係る情報を中心に実施）
3月13日～（以後4月末まで毎日）
- 内閣府，総務省，厚労省等との連携

3 NHKワールドラジオ日本の活用
- ポルトガル語・スペイン語等17言語

4 外資系企業向け説明会
3月31日～（以降計4回）
- 経産省，日本貿易振興機構（JETRO）と連携

「各種支援」

1 安否確認作業の支援（下図参照）
警察庁，地方自治体，在京外交団と連携し，安否確認リストの取りまとめ（3月13日～）

2 外務省員の被災地への派遣
中国語の専門家を含む外務省員6名を岩手県・宮城県へ派遣

3 在京外交団の自国民支援への協力
在京外交団と連絡し，特別機等での当該国民の出国や在京外交団の被災地での活動に関し，国交省や警察庁と調整

4 日本への出入国に係る支援
法務省入国管理局と連携しながら，査証の早期発給等の支援措置を実施

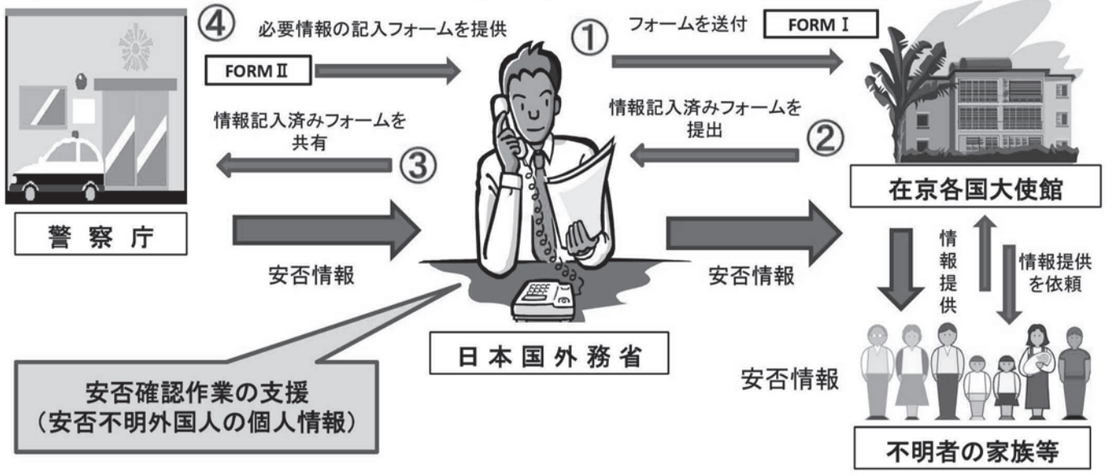

2　大規模災害時における関係機関の協力体制のイメージ図

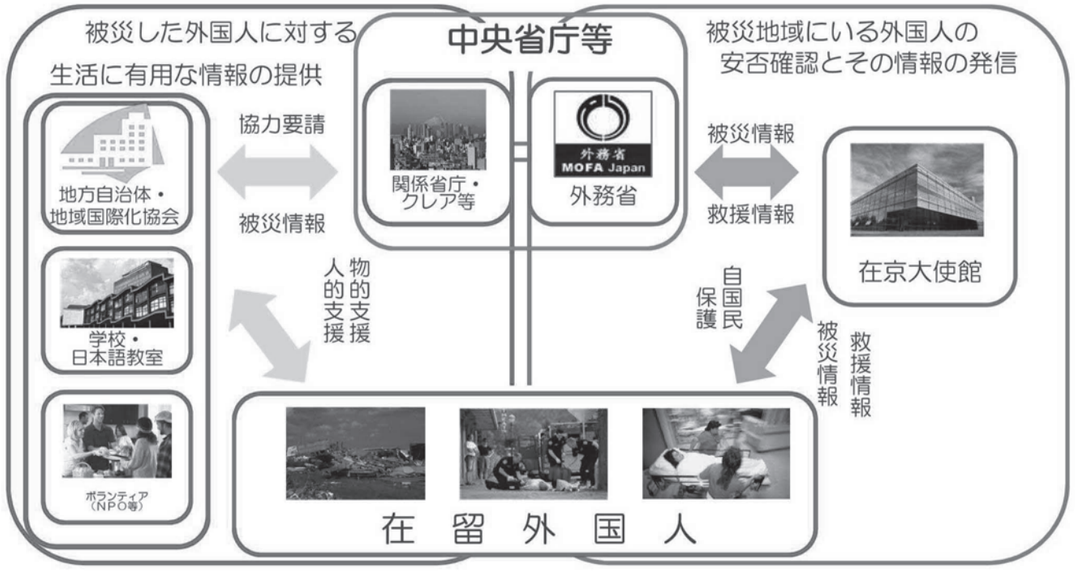

在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会
概要と評価

平成２６年９月３日
外務省領事局外国人課

９月２日，外務省は，省内の国際会議室において，防災週間の機会を捉え標記説明会を実施した（在京外交団１７公館及び関係省庁・自治体関係機関等９機関が参加）。本説明会では，冒頭，石原宏高外務大臣政務官が開会のあいさつを行い，出席各機関によるプレゼンテーションを行った後，参加関係者間で名刺交換等を行い，各機関の役割・取組みについての相互理解や連携・ネットワーク作りの促進が図られた。概要と評価は，以下のとおり。

１．実施日
９月２日（火）午後２時から午後４時まで（於　外務省国際会議室）

２．参加者（順不同）
（１）在京外交団（１７公館３０名）
駐日中華人民共和国大使館　駐日大韓民国大使館　駐日フィリピン共和国大使館
駐日ブラジル連邦共和国大使館　駐日ベトナム社会主義共和国大使館
駐日アメリカ合衆国大使館　駐日ペルー共和国大使館　在名古屋ペルー共和国総領事館
駐日タイ王国大使館　駐日ネパール連邦民主共和国大使館
駐日インドネシア共和国大使館　駐日英国大使館　駐日カナダ大使館
駐日オーストラリア大使館　駐日フランス大使館　駐日バングラデシュ人民共和国大使館
駐日ミャンマー連邦共和国大使館　駐日イタリア大使館
（２）関係省庁・自治体関係機関等（９機関：３３名及び外務省関係者）
警察庁，法務省，外務省，（一財）自治体国際化協会，東京都，東京消防庁，警視庁，千代田区，港区

３．概要と評価
（１）在留外国人の安否確認に関して，東日本大震災の際，外務省領事局外国人課は，関係省庁等とも連携して，在京大使館等からの在留外国人（自国民）安否の問い合わせ及びその確認等作業に従事して，これを支援した。今回の説明会では，大規模災害時における在留外国人の安否確認に関するプロセスや情報発信に関する説明や，警察庁及び法務省入国管理局などの関係省庁等のほか，災害対応・防災等に関して日頃より取り組んでいる東京都・東京消防庁をはじめとする自治体関係機関の協力を得て，それぞれの取組みを説明した。
（２）平素からの相互理解や連携の重要さを踏まえる上で，関係者間のネットワーク作りも視野に入れて実施した結果，参加した外交団からは，関係各機関の防災への取組みが非常に良く理解でき有意義であったとの評価があったほか，参加できなかった外交団からも，説明会当日に使用した資料の配布の要請が複数寄せられるなど，外交団の防災に関する意識の高さがうかがえた。
（３）多くの情報が錯綜し混乱する局面（典型的に想定されるのは首都直下型大地震等）において，外交団からの災害時自国民安否の問い合わせに関しては，迅速にいわゆるワンストップ・ショッピングが可能な窓口として機能できるよう平時から準備しておくことが必要であり，外交団の自国民保護担当部署，関係各機関の連絡先や情報伝達方法を再確認し共有しておく必要性につき再認識する機会となった（出席者からも，日本では多くの組織が様々な取組みを行っているが，どこに照会するべきか迷うといった指摘があった。）。

（了）

平成27年度 在京外交団向け防災セミナー
「ITを活用した在留外国人の災害時安否確認と情報提供」
概要と評価

平成２７年９月３日
外務省領事局外国人課

９月２日，外務省は，防災週間の機会を捉え，省内の国際会議場において，在留外国人数の多い各国大使館等の実務担当者を招致して，標記防災セミナーを実施した。

冒頭，中山泰秀外務副大臣が開会のあいさつを行い，総務省，大阪大学及び観光庁から，災害時安否確認と情報提供システムの開発・普及を進める取組の説明を行ったほか，当省領事局政策課からは，海外日本人の安全対策として「たびレジ」を紹介した。なお，セミナー終了後には当省駐車場において起震車の体験乗車（自由参加）も実施した。概要と評価は，以下のとおり。

１．実施日等

９月２日（水）午後１時３０分から午後４時まで（於：外務省国際会議場）

２．参加者（順不同）

（１）在京外交団（２２公館３６名）

駐日中華人民共和国大使館　駐日大韓民国大使館，駐日フィリピン共和国大使館
駐日ブラジル連邦共和国大使館　駐日ベトナム社会主義共和国大使館
駐日アメリカ合衆国大使館　駐日ペルー共和国大使館　駐日タイ王国大使館
駐日ネパール連邦民主共和国大使館　駐日インドネシア共和国大使館　駐日インド大使館
駐日英国大使館　駐日スリランカ民主社会主義共和国大使館　駐日カナダ大使館
駐日オーストラリア大使館　駐日フランス大使館　駐日バングラデシュ人民共和国大使館
駐日ミャンマー連邦共和国大使館　駐日マレーシア大使館
駐日ルクセンブルク大公国大使館　駐日欧州連合代表部　駐日スイス大使館

（２）関係機関等（１１機関：２３名及び外務省）

総務省，外務省，観光庁，大阪大学等（民間機関を含む）。オブザーバー参加：内閣府，警察庁，法務省，（一財）自治体国際化協会，東京都，東京消防庁，港区。

３．概要と評価

（１）東日本大震災の際，外務省領事局外国人課は，在京大使館等からの問い合わせに応じ，関係省庁等とも連携して，在留外国人（自国民）の安否確認作業に従事して，これを支援した経緯がある。

昨年の「在留外国人の災害時安否に関する在京外交団への説明会」に続き，本年の防災セミナーでは，観光立国や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催などを見据えて，スマートフォンアプリなど「ITを活用した在留外国人の災害時安否確認と情報提供」に焦点を当て，日頃から安否確認システムの開発・普及に取り組む，総務省（おもてなしアプリ），大阪大学（多言語対応・広域災害情報予測システムCARED）及び観光庁（プッシュ型情報発信アプリSafety tips）のほか，領事局政策課（日本人用の海外旅行登録システム「たびレジ」）から，各取組を説明・紹介した。

（２）参加した外交団からは，今後のアプリ開発状況や展開等について積極的に質問が相次ぎ，ＩＴを活用した災害時の多言語情報伝達・安否確認アプリの利用に関する外交団の意識の高さがうかがえた。

（３）外交団にとって，災害時における外国人観光客や在留外国人（自国民）との連絡アクセスは重要であり，特に，一時的に滞在している観光客等の連絡先の把握や情報の孤立化は難しい課題であるが，ＩＴを活用した情報伝達及び安否確認アプリの利用は有効な手段の一つとなるものと思われる。

（了）

2015年9月2日の在京外交団向け防災セミナーで紹介したアプリ

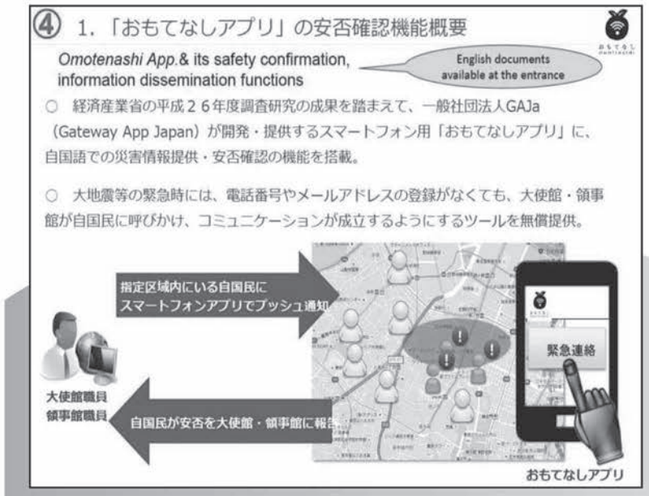

【総務省】
「おもてなしアプリ」
http://www.ga-ja.com/index.html

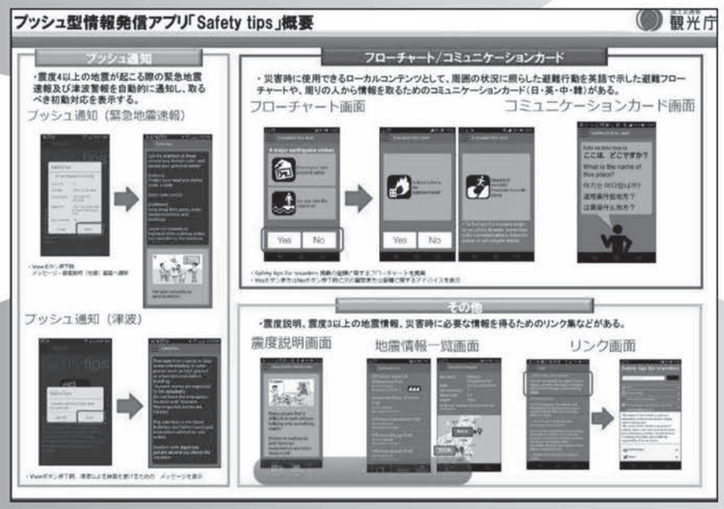

【観光庁】
プッシュ型情報発信アプリ
「Safety Tips」
http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000136.html

【大阪大学】
多言語対応・広域災害情報予測システム「CARED」
http://www.respect.osaka-u.ac.jp/satellite-gadjahmada-en/wp-content/uploads/sites/7/2015/07/What-Is-Cared-Japanese-Remarks.pdf

公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の推移

○（参考）公立学校に在籍する外国人児童生徒数

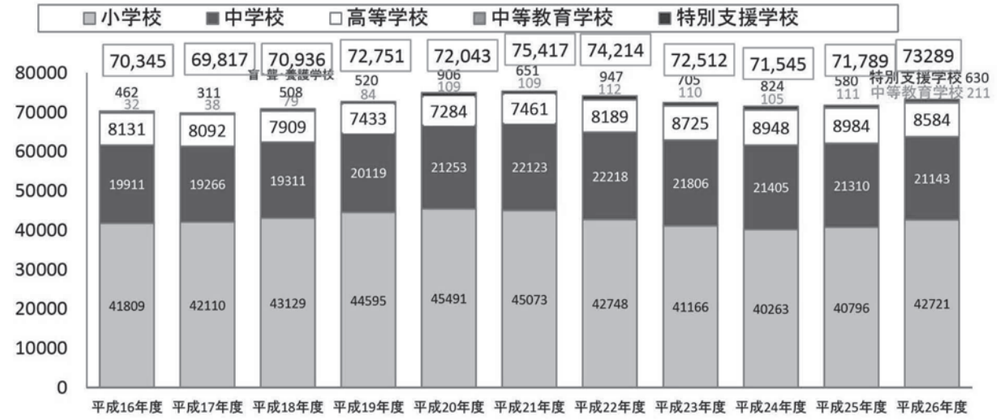

（各年5月１日現在）出典：文部科学「学校基本調査」

○日本語指導が必要な外国人児童生徒数

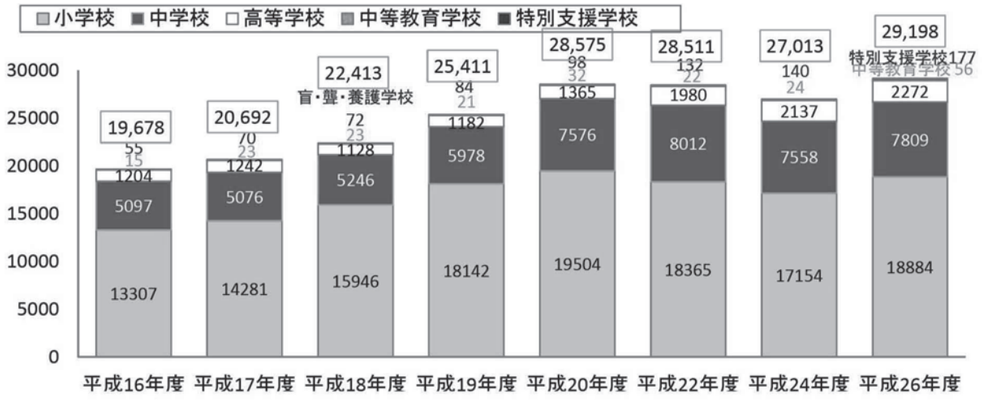

○日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数

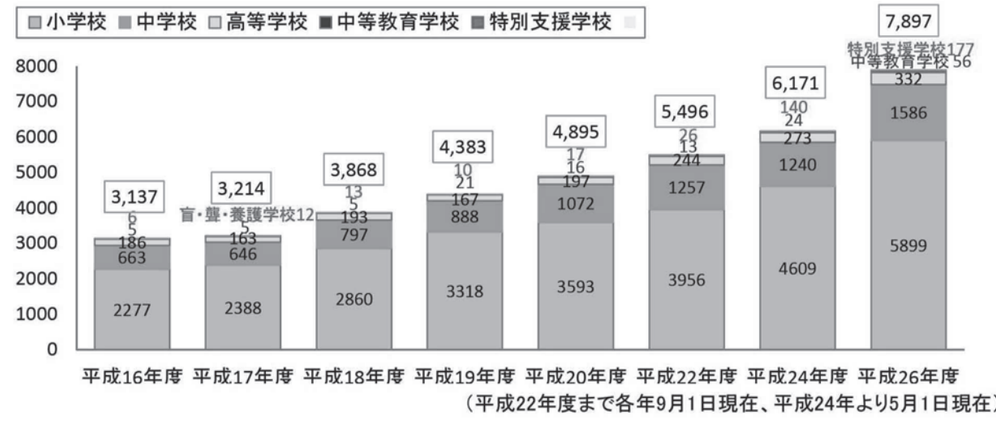

（平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年より5月1日現在）

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。
※「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内して使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。

≪就学機会を保障し「入りやすい公立学校」を実現するために≫

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックを ポルトガル語、中国語等7言語で作成（平成26年度改訂）。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている 外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

就学ガイド【概要版】

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。（年1回、4日間、定員110名）

≪外国人児童生徒教育の総合的な支援のために≫

外国人児童生徒の総合的な学習支援事業（平成22～24年度）

1. 『外国人児童生徒受入れの手引き』 ～体系的・総合的なガイドライン～ 【H23.3 配付】
   文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
2. 情報検索サイト「かすたねっと」～地域の実践事例の集約と提供～ 【H23.3 開設】
   サイト リンク →www.casta-net.jp/
3. 『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』 【H26.3 配付】
   ～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考～
   文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm
4. 『外国人児童生徒教育研修マニュアル』 【H26.3 配付】
   文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm
   研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/

都道府県教育委員会や市町村教育委員会に成果を普及

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

平成28年度概算要求額：290百万円（前年度予算額：211百万円）

本事業は、実施主体（都道府県・指定都市・中核市等）の取組に対して、総事業費の1/3を上限として予算の範囲内で交付を行う補助事業である。

Ⅰ　公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

補助対象　：　都道府県・指定都市・中核市
支援対象　：　公立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等

現　状
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援の多様化
- 初等中等段階からのグローバル人材の育成

課　題
- 進路を見通した、個の実態に応じた日本語指導等
- 少数在籍校や散在地域の受入れ・支援体制整備

事業実施項目（地域の実情に応じて組み合わせる）

日本語指導の充実　※高等学校のみ対象の場合は＊を必須項目としない
- ○（必須）＊「日本語能力測定方法」の活用による児童生徒の日本語能力の把握
- ○（必須）＊「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- ○日本語指導担当教員及び指導補助者への研修の実施
- ○日本語指導のための教材の作成

就学機会の確保
- ○就学相談窓口の設置　○就学ガイダンスの開催　○就学状況の調査
- ○関係機関と連携した就学案内（パンフレット等の作成・配付）

公立学校への円滑な受入れ
- ○初期適応指導教室（プレクラス）の実施　○日本語指導ができる支援員の派遣
- ○児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

指導・支援体制の整備
- ○センター校の設置、巡回指導の実施
- ○学校種間連携モデル地域の設置　○地域連携のための協議会の開催
- ○少数在籍校又は散在地域の指導・支援体制の充実（コーディネーター配置等）

＊＊各地域の取組の実践交流＊＊
担当指導主事等連絡協議会の開催、情報検索サイト「かすたねっと」への資料掲載　等

公立学校における帰国・外国人児童生徒等の受入体制・支援体制づくりの推進

Ⅱ　定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象　：　都道府県・市区町村（教育委員会・首長部局）
支援対象　：　不就学の外国人の子供

現　状
- 外国人集住地域やその他の地域において、不就学の定住外国人の子供が存在
- 定住外国人の子供の不就学問題は、地域、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景を有する

課　題
- 学校への受入れに至らない子供に対する、地域の実情に応じた支援体制整備
- 子供が適切な就学先を選択するためのコーディネートの実施

等

事業内容

○目的：不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を補助

○取組（例）：
- 学校とのコーディネートを通じた就学の促進
- 就学に必要な日本語指導、教科指導、母語指導等
- 日本の生活・文化に適応するための地域社会との交流　等

（事業実施スキーム）

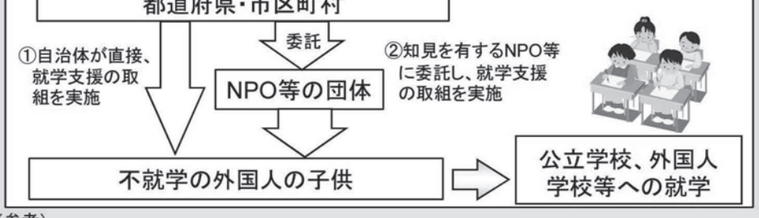

（参考）

○「日系定住外国人施策の推進について」（平成26年3月31日　日系定住外国人施策推進会議）
「日系定住外国人施策の基本的な考え方」において示されている「日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことを、継続して、日系定住外国人施策の基本的な考え方とする。（中略）このための施策を国の責任として講じていくこととし、地方自治体と連携しながら、これまでの関連施策の成果も活用しつつ、必要な施策を推進することとする。この場合、NPOなどの支援団体とも連携を図ることが重要である。

○「多文化共生社会の推進に関する提言」（平成26年8月　多文化共生推進協議会）
外国人住民の多国籍化や散在化といった地域課題に対応し、自治体やNPOとの連携も視野に入れた、持続可能な新たな仕組みを検討し、円滑な就学への支援事業を実施すること。

学校外における不就学の外国人の子供の就学支援体制の整備

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

1．制度の概要

【学校教育法施行規則の一部を改正】 第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

①指導内容：児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
②指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
③指 導 者：日本語指導担当教員（教員免許を有する教員）及び指導補助者
④授業時数：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
⑤指導の形態及び場所：原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
⑥指導計画の作成及び学習評価の実施：計画及びその実績は、学校設置者に提出

2．制度導入により期待される効果

○児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における**日本語指導の質の向上**
○教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の**意識及び指導力の向上**
○学校教育における「日本語指導」の体制整備　→　**組織的・継続的な支援の実現**

3．支援体制

国の施策

【設置者】・学校への指導助言　・人的配置、予算措置　・研修の実施　等
【学　校】・学校教育への位置付け　・指導計画の作成、指導、評価　等
【支援者】・専門的な日本語指導　・母語による支援
・課外での指導・支援　等

文部科学省

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化庁資料

外国人に対する日本語教育の推進

（平成27年度予算額　208百万円）
平成28年度要求額　211百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について，①「標準的なカリキュラム案」（平成22年5月），②「活用のためのガイドブック」（平成23年1月），③「教材例集」，④「日本語能力評価」（平成24年1月）及び⑤「日本語指導力評価」（平成25年2月）を取りまとめ。［平成25年度以降，周知・活用を図る。］

また，日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて，⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年2月），日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」（平成26年1月）を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（27年度予算額 150百万円）
28年度要求額 151百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し，地域の実情に応じた日本語教育の実施，人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や，日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育スタートアッププログラム 新規

日本語教育のノウハウを有していない自治体に　対し，アドバイザーの派遣や人材育成等の支援を実施

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し，日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

（27年度予算額　42百万円）
28年度要求額　43百万円

条約難民及び第三国定住難民に対する定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施

平成27年度は，新たに定住後の第三国定住難民にとって課題となっている日本語の読み書き能力の維持・向上のため，通信による学習教材及び支援ツールを開発し，定住先の自治体及び支援団体と連携し，運用体制を構築

日本語教育に関する調査及び調査研究

（27年度予算額　8百万円）
28年度要求額　8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での１１の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

（27年度予算額　5百万円）
28年度要求額　5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を相互に有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し，東京と大阪で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

地域における日本語教育に係る施策等の企画・立案能力の育成・向上を目的とした研修を実施

○都道府県政令指定都市日本語教育推進会議 新規

今後の連携のあり方等について議論するため，都道府県政令指定都市の担当者を構成員とする会議を開催

省庁連携日本語教育基盤整備事業

（27年度予算額　4百万円）
28年度要求額　4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等のコンテンツを共有し，インターネットを通じて横断的に利用できるシステムである「ＮＥＷＳ」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議

関係府省及び関係機関等による会議の開催を通じて，日本語教育に関する情報の共有化等を図る

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

（27年度予算額　150百万円）
28年度要求額　151百万円

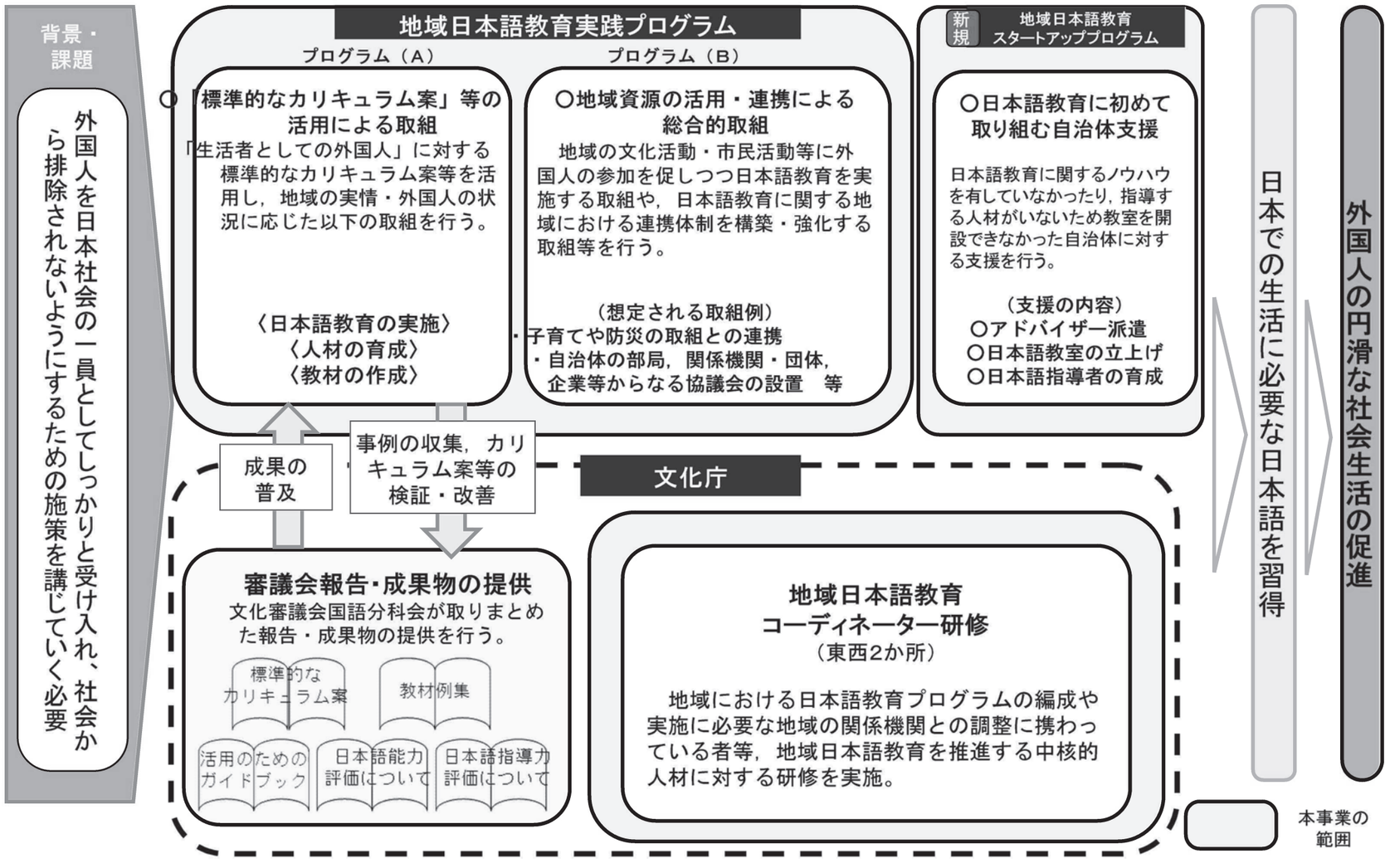

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置。
（※日本語教育小委員会は文化審議会国語分科会に平成19年7月に設置。）
日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い，改めて「基本的な考え方」を整理。
その上で，今後，具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として「１１の論点」を整理。

報告書の構成

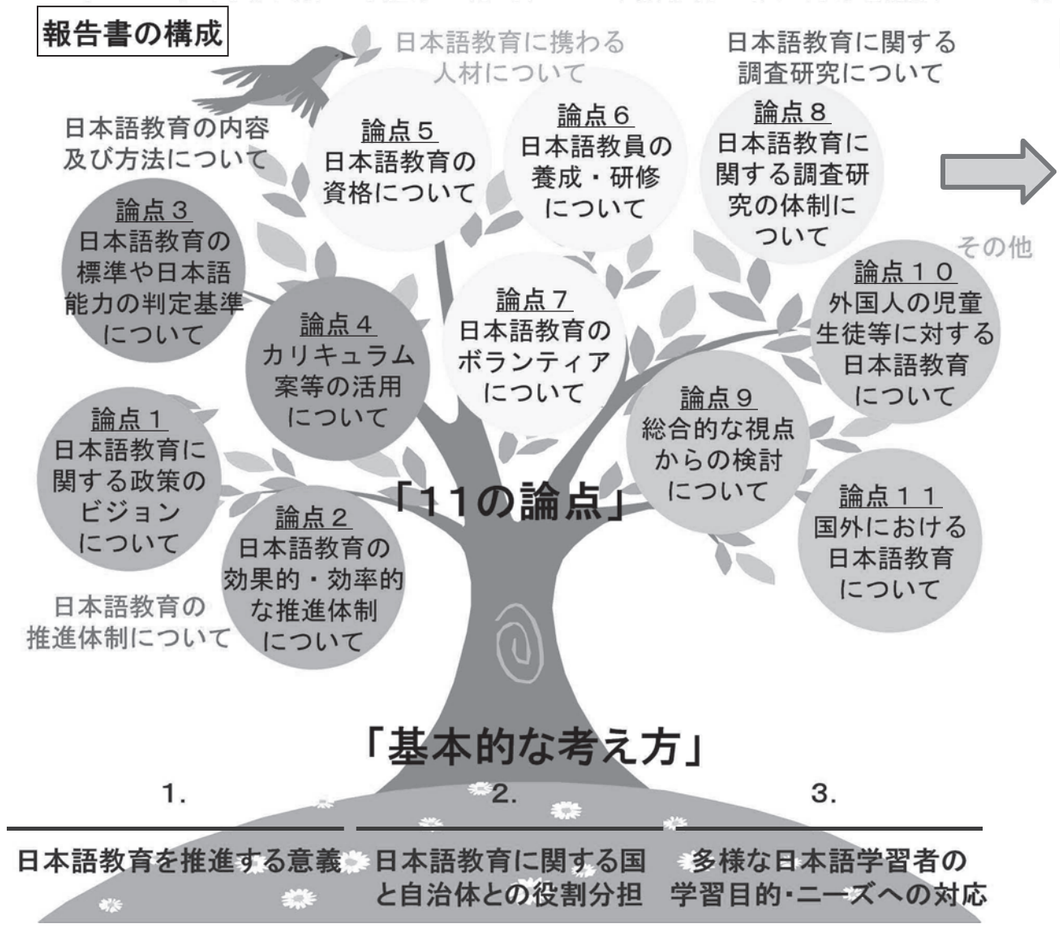

これまでの検討状況

○日本語教育小委員会において，論点を「検討材料」として調査，ヒアリング等を実施

○日本語教育小委員会以外にも，様々な機会を生かして，関係機関・団体，都道府県・市区町村等から１１の論点に関してデータ，意見を収集し，整理。

○平成26年1月31日に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」を取りまとめ。

現在の検討状況

○論点７「日本語教育のボランティアについて」，論点８「日本語教育に関する調査研究の実施体制について」検討を行っている。

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議について

○　平成１９年７月，文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。日本語教育小委員会では地域における日本語教育の役割分担，体制整備，連携・協力，内容・方法等について検討し，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を取りまとめ。

日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）　［平成25年２月］

○　日本語教育の推進に向けた基本的な考え方及びその論点を１１に整理。

日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）　［平成26年１月］

○　地域における日本語教育についての意見が多く，地域における日本語教育はボランティアが大きな役割を担っており，自治体における日本語教育の体制について検証が重要で，どのような方策が考えられるか検討が必要。
○　外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境などの詳細なデータ収集・整理が必要といった意見があり，調査研究を関係機関等とどのように連携協力しながら進めるか検討した上で実施することが適切。

○　上記を踏まえ，右記の二つの論点について検討し，中間まとめを作成。

地域における日本語教育の実施体制について　中間まとめ　－論点7　日本語教育のボランティアについて－

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会　平成27年8月27日

日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や，日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについてまとめたもの。

中間まとめの構成

１．はじめに
２．外国人の受入れ施策等の状況について
３．地域における日本語教育の現状と課題
４．地域における日本語教育の実施体制の考え方について
５．日本語教育の実施体制のポイント
　※　６つのポイントごとに，特徴的な地方公共団体や日本語教育実施機関・団体の取組を紹介。
６．まとめ

日本語教育に関する調査の共通利用項目について　中間まとめ　－論点8　日本語教育に関する調査研究について－

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会　平成27年8月27日

外国人の日本語に対するニーズや日本語学習の実態把握を進めるため，地方公共団体との連携・協力による調査体制の在り方について検討し，調査の共通利用項目やその活用についてまとめたもの。

中間まとめの構成

１．検討の経緯
２．日本語教育に関する調査の共通利用項目の作成の観点，活用方法について
３．日本語教育の調査に関する共通利用項目（案）
　※　外国人の属性等，日本語学習，日本語能力に関する項目について共通利用項目（案）を作成。
４．まとめ

○　いずれも，現在，日本語教育推進会議での報告，都道府県，政令指定都市等への意見照会を行っているところ。
○　今後，意見照会の結果，関係各所からの意見を踏まえ，今期中に年度内に最終報告をまとめる予定。

外国人就労・定着支援研修事業の概要

厚生労働省

事業目的

少子高齢化が進展し労働力人口が減少傾向で推移している中、人手不足産業や成長産業などで人材確保支援に苦慮する状況が生じており、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。

研修対象者

定住外国人（離職者に限らず在職者も対象として実施）

研修内容

受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定

- 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
- 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
- 専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得　　等

研修時間等

- コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成27年度においては、以下の規模で実施予定

受講者数　2,800人　→　4,000人

実施地域数　73地域　→　80地域

日本語講義

就労講義

職場見学

平成27年度実施予定地域
（15都府県80市町村）

平成27年度外国人就労・定着支援研修モデルカリキュラム

厚生労働省

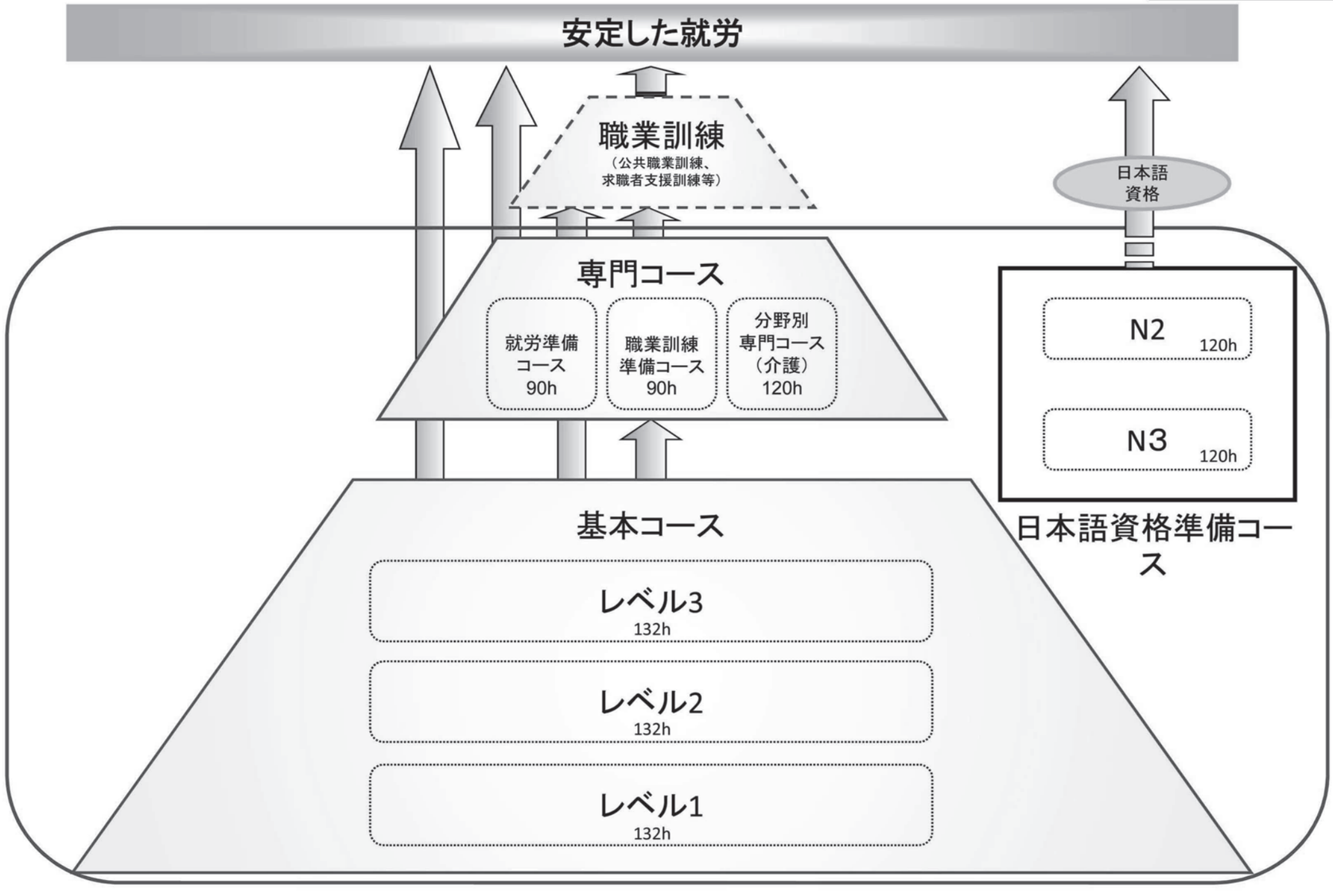

発表用資料

基調講演「外国人集住都市会議の 15 年とこれから」

～集住都市の経験を生かすために～

明治大学国際日本学部教授	山脇 啓造

セッション１「外国人住民に係る課題の解決に向けて」

外国人集住都市会議 会員都市	群馬県太田市長	清水 聖義
	群馬県大泉町長	村山 俊明
	静岡県富士市副市長	森田 正郁
	静岡県掛川市長	松井 三郎
事例発表	（公財）浜松国際交流協会 主任・多文化共生コーディネーター	松岡 真理恵

セッション２「多様性を地域の力としていくために」

外国人集住都市会議 会員都市	静岡県袋井市長	原田 英之
	静岡県浜松市長	鈴木 康友
事例発表	（一社）グローバル人財サポート浜松 代表理事	堀 永乃
	COLORS（浜松で活動する外国にルーツのある若者グループ）	宮城 ユキミ、田中 琢問

外国人集住都市会議の15年とこれから

外国人集住都市会議 はままつ2015
明治大学　山脇啓造
2015年12月17日

会議の歴史ー第１期（2001-2004）

- 「地域共生から多文化共生へ」
- 2001年　浜松「浜松宣言」
- 2002年　東京「14都市共同ｱﾋﾟｰﾙ」
- 2003年　豊田
- 2004年　豊田「豊田宣言」（経団連会長）

＜多文化共生社会＞

会議の歴史ー第２期（2005-2008）

- 「国との対話」、「規制改革」
- 2005年　四日市
- 2006年　東京「よっかいち宣言」
  ＊NHK
- 2007年　美濃加茂（2国会議員）
- 2008年　東京「みのかも宣言」

会議の歴史ー第３期（2009-2014）

- 「政治主導」
- 2009年　太田（民主党副幹事長）
- 2010年　東京(3副大臣）
- 2011年　飯田
- 2012年　東京（前大臣）
- 2013年　長浜
- 2014年　東京（副大臣）

会議の歴史ー第４期 (2015-)

- 「多様性」
- 「外国人住民の持つ多様性を都市の活力として、外国人住民との共生を確立」
- 「ﾆｭｰｶﾏｰと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が居住する都市」→「外国人住民に係る施策や活動に取り組む都市」

会議の成果

- 定住外国人施策推進室（2009）
- 外国人住民に係る住民基本台帳制度（2009公布、2012施行）
- 日系定住外国人施策に関する基本指針(2010)・行動計画(2011)

会議の課題

- １　国内的な都市連携
  （多文化共生都市会議？）
- ２　国際的な都市連携
  （Japan Council of Intercultural Cities？）
- ３　大学・企業との連携による多文化共生2.0(多様性を生かした地域づくり)の発信
- ４　出入国政策へのコミットメント?

国際的な都市連携

- インターカルチュラル・シティ（欧州評議会、ｽﾄﾗｽﾌﾞｰﾙ、ﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨ・ｱﾄﾞﾊﾞﾝﾃｰｼﾞ）
- 日韓欧多文化共生都市サミット
  （東京、浜松、韓国安山）「浜松宣言」
- ユーロシティーズ「統合都市会議」「統合都市憲章」（ﾌﾞﾘｭｯｾﾙ）
- シティーズ・オブ・マイグレーション（ﾄﾛﾝﾄ）

グローバル化と多文化共生

- 2013浜松市多文化共生都市ビジョン
- 2016東京都多文化共生推進指針
- 2016中野区グローバル都市戦略

人口減少/地方創生と多文化共生

- 2013広島県安芸高田市多文化共生プラン
- 2014沖縄県人口増加計画
- 2014岡山県美作市「外国人3000人構想」

多文化共生の新時代へ

- 地方創生（石破大臣）と一億総活躍（加藤大臣）
- 自治体がリードする多文化共生社会づくり
- 国は多文化共生の基本法の制定と担当組織の設置を

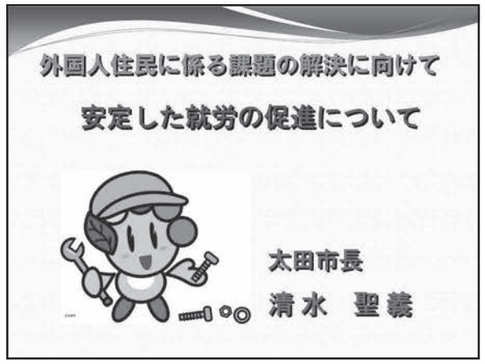

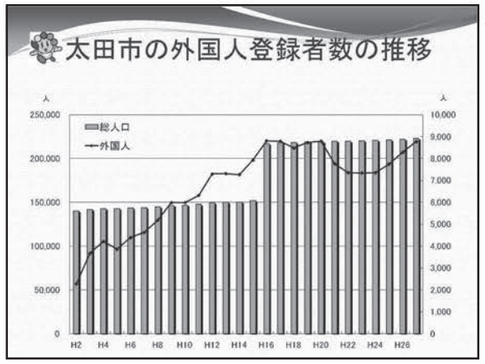

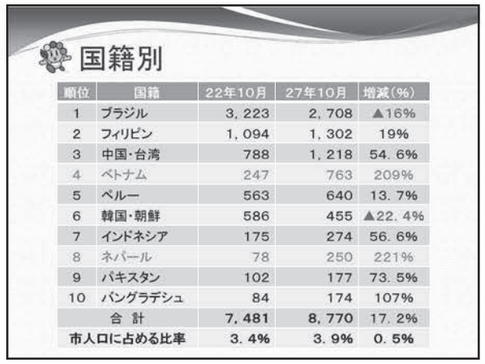
国籍別

順位	国籍	22年10月	27年10月	増減(%)
1	ブラジル	3，223	2，708	▲16%
2	フィリピン	1，094	1，302	19%
3	中国・台湾	788	1，218	54．6%
4	ベトナム	247	763	209%
5	ペルー	563	640	13．7%
6	韓国・朝鮮	586	455	▲22．4%
7	インドネシア	175	274	56．6%
8	ネパール	78	250	221%
9	パキスタン	102	177	73．5%
10	バングラデシュ	84	174	107%
	合　計	7，481	8，770	17．2%
市人口に占める比率		3．4%	3．9%	0．5%

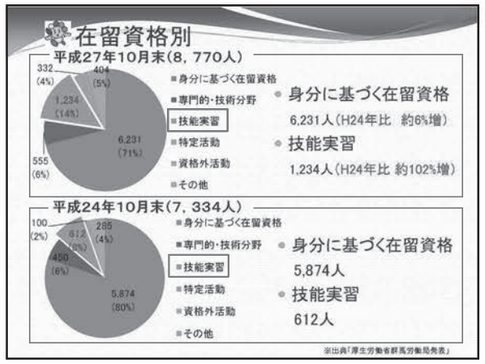

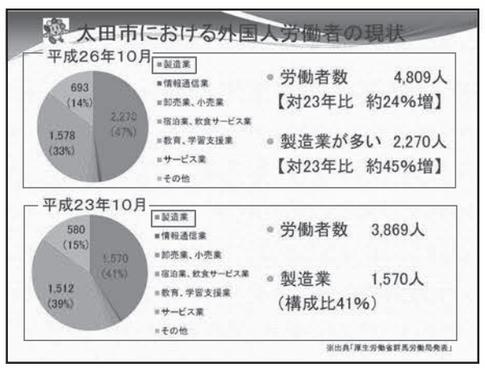

現状と課題①

現状
派遣や請負等の不安定な雇用により働いている

課題
■日本語習得の機会の確保
■関係機関との連携　など

太田市の取り組み
◎ボランティア団体と連携した日本語指導教室

◎太田市国際連絡協議会（警察署）不法就労・テロ防止、外国人の安定雇用
◎定住外国人就労支援連絡会議（ハローワーク、職業訓練学校、自治体等）
◎外国人就労・定着支援研修の協力（厚生労働省主催）

現状と課題②

現状
・税金の収入率が低い
・生活保護受給者の増加

課題
■日本の制度等の周知
■母国語による相談体制の確立
■生活支援者の育成　など

太田市の取り組み
◎外国人市民相談窓口の開設

◎多言語による行政情報の翻訳・通訳
◎災害時言語ボランティア登録（27年11月　現在8か国　23人）
◎庁内での「やさしい日本語」の推進

投げかけ事項

①外国人の安定した雇用につなげる取り組みを強化

②企業や事業所における日本語教育の支援の検討

外国人集住都市会議 はままつ2015

群馬・東京・静岡ブロック

大泉町長　村山 俊明
Toshiaki Murayama

群馬県で一番小さな町 **大泉町**

面積
18.03 km
東西 4.9km
南北 6.3km

大泉町 外国人人口と割合

（2015.10.31）

総人口	内外国人	比率
41,238人	6,636人	16.1 %

全５３か国

国籍別外国人数と割合

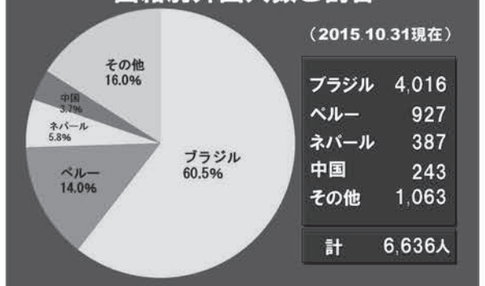

（2015.10.31現在）

ブラジル	4,016
ペルー	927
ネパール	387
中国	243
その他	1,063
計	6,636人

情報提供のあり方

課題１　外国人住民の多国籍化

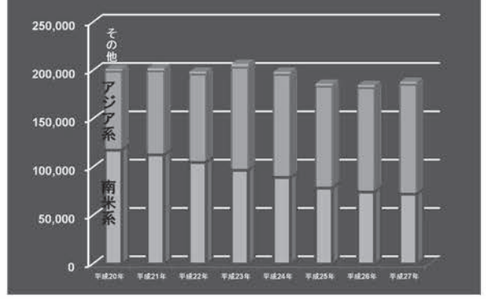

課題２　限られた通訳対応

言語	通訳対応可能都市数	通訳職員数
ポルトガル語	24	182
スペイン語	19	58
英語	17	35
中国語	12	25
タガログ語	9	16
韓国語	1	5
ビサヤ語	2	2
インドネシア語	1	1
タイ語	1	1
ネパール語	1	1
ミャンマー語	1	1
合計	―	327

73%

16%

課題３　財政的負担

全国共通事項

国勢調査　　マイナンバー　　臨時給付金

など

翻訳対応は各自治体

課題を解決するために

ICT技術の活用
- ●多言語音声翻訳システムの高度化
- ●多言語字幕

情報の多言語化
- ●制度周知資料等の多言語化
- ●用語翻訳の統一例の提示

災害時の情報提供
- ●駐日外国公館との連絡調整

外国人集住都市会議 はままつ2015

セッション1　外国人住民に係る課題の解決のために

◆日本語教育について◆

群馬・東京・静岡ブロック
富士市副市長　森田　正郁
Masafumi　Morita

富士市の外国人住民数と国籍

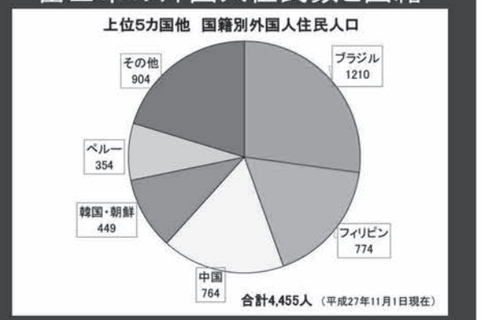

「国際化推進プラン」
⬇
「多文化共生推進プラン」へ

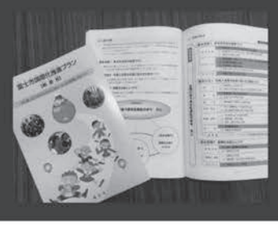

富士市国際交流ラウンジ
Fuji International Lounge for Sharing

日本語講座（個人・グループ）

国際教室

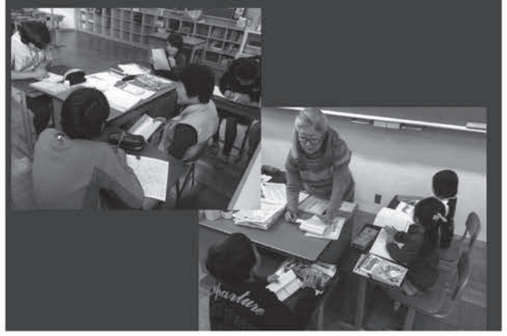

外国人市民からの様々な相談に対応

日本語教育における課題

- 外国人住民の定住化が進む一方、日本語ができずに窓口で通訳を必要とする人が多い
- 日本語能力が低いことで就労が不安定になり、生活基盤が弱くなりがちである

雇用期間の定めのないフルタイムの雇用で働きたい外国人住民が希望する支援

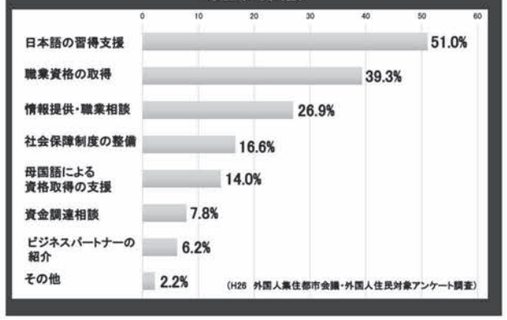

日本語教育における提言

日本に中・長期に渡り滞在する
外国人住民が生活に必要な
最低限の日本語を
確実に習得できるよう
日本語教育の制度化を検討する。

外国人集住都市会議 はままつ２０１５

群馬・東京・静岡ブロック

研究テーマ発表

研究テーマ①
情報提供のあり方

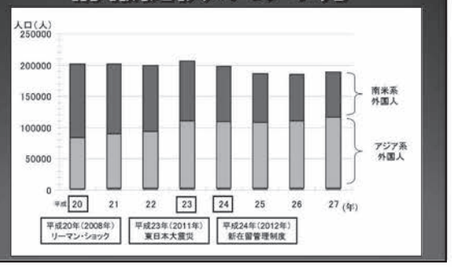

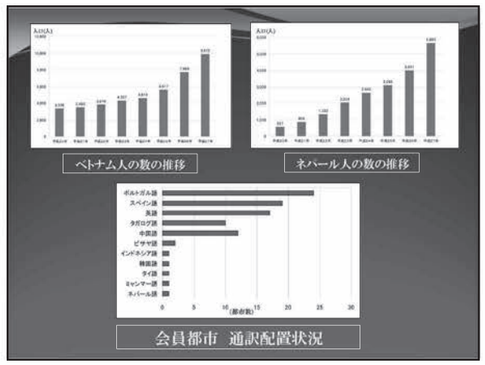

会員都市　通訳配置状況

研究テーマ②
日本語教育

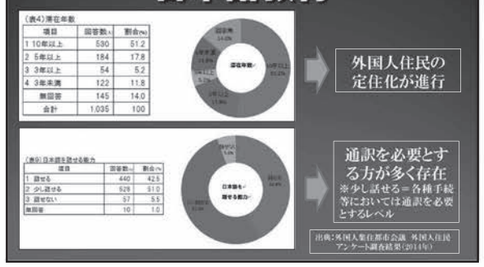

項目	回答数	割合(%)
1 10年以上	530	51.2
2 5年以上	184	17.8
3 3年以上	54	5.2
4 3年未満	122	11.8
無回答	145	14.0
合計	1,035	100

項目	回答数	割合(%)
1 話せる	440	42.5
2 少し話せる	529	51.0
3 話せない	57	5.5
無回答	10	1.0

外国人住民の定住化が進行

通訳を必要とする方が多く存在
※少し話せる＝各種手続等においては通訳を必要とするレベル

出典：外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査結果（2014年）

研究テーマ③
安定した就労の促進

・外国人の税金収入率が低い
・生活保護受給者の割合が高い

不安定な就労形態での労働が多い

・税金収入の向上
・生活保護受給者の減少

出典：外国人集住都市会議　外国人住民アンケート調査結果（2014年）

課題1
情報提供のあり方

課題2
日本語教育

課題3
安定した就労の促進

外国人集住都市会議 はままつ２０１５

群馬・東京・静岡ブロック

掛川市長　松井 三郎
Saburo Matsui

掛川市の概要

人口　117，576人（平成27年12月1日現在）

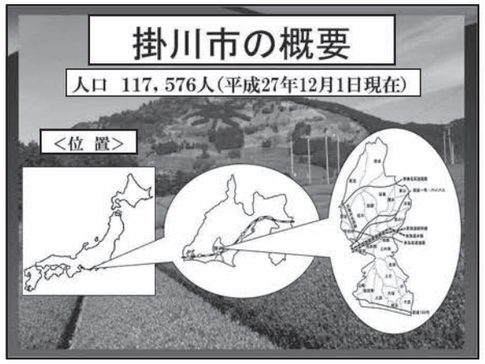

掛川市の外国人住民数

（平成27年12月1日現在）

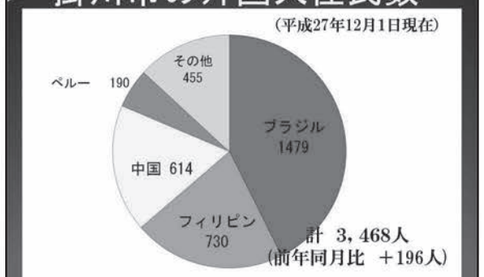

計　3，468人
（前年同月比　＋196人）

小・中学校への外国籍児童生徒の在籍状況

市内の小学校22校中18校に128人、中学校9校中8校に65人の外国人児童・生徒が在籍

	1位（人数）	2位（人数）	3位（人数）	4位（人数）	その他（人数）	計
小学校	ブラジル（82）	フィリピン（21）	中国（12）	ペルー（12）	アルゼンチン（1）	128
中学校	ブラジル（43）	フィリピン（12）	中国（5）	ペルー（3）	キューバ、インドネシア（2）	65

このうち、日本語指導を要する児童・生徒が、小学校に77人、中学校に27人在籍している。

掛川市の主な取り組み等①

1. 日本語教室の開講

AEDを使用した応急法の講座

書道教室

2. 外国人児童生徒支援員の派遣

冬休みの宿題（書き初め）の支援

プリント課題の支援

掛川市の主な取り組み等②

3. JICEによる外国人就労・定着支援研修の活用

駅前教室（年間2期）、大東教室（年間3期）を活用
就労に必要な言葉遣い、知識、マナー等を学習

4.「虹の架け橋教室」の活用

不就学、自宅待機の子どもを就学へとつなげる書記支援教室
掛川市からは15人が通級
（平成26年度）

※引用元：平成26年10月10日　朝日新聞

課題

1 「ダブルリミテッド」の子どもや就学年齢を過ぎた若者など、日本語教育が必要な外国人住民の能力や状況は様々
→きめ細かな対応や日本語教師の確保

2 日本語ができないことで、必要な情報が行き届かない恐れがある

国への投げかけ（文部科学省）

1 外国人の子どもの日本語学習支援について

・不就学者を就学につなげる「定住外国人の子どもの就学促進事業」の継続
・初期指導教室設置に向けた支援

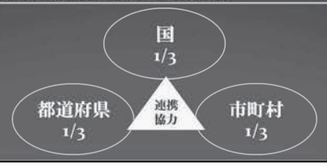

国への投げかけ（厚生労働省）

2 企業や事業所に対する外国人従業員への日本語学習支援の実施の指導及び必要となる講師の派遣や資金の助成等の支援の検討

3 事業の実施に際する外国人集住都市会議会員都市等において培われてきた日本語教室開催のノウハウの活用

多文化社会に係る課題解決のために

公益財団法人 浜松国際交流協会（HICE ハイス）
主任・多文化共生コーディネーター
松岡 真理恵

発表の概要

1. 浜松国際交流協会（HICEハイス）の取り組み
2. 地域の事例
3. 課題解決のために必要なこと

1. 浜松国際交流協会（HICEハイス）の取り組み

HICE事業体系

■多文化共生のまちづくり（在住外国人支援）
・相談事業・ソーシャルワーク研修
・日本語学習支援
・外国につながる子ども支援
・地域共生推進
・多文化防災
・多様性を生かしたまちづくり

■グローバル感覚に優れた人づくり（国際交流・理解）
・グローバル人材育成
・国際交流と国際理解の推進

■市民活動支援
・ボランティア活動支援（ボランティアバンク運営）
・国際交流活動支援（助成金）
・ネットワーク会議

■情報提供・収集
・機関紙HICE NEWS・ホームページ
・Facebook
・infoメール
・情報カウンター

「多文化共生のまちづくり（在住外国人支援）」

相談事業①

生活相談	ワンストップ相談	メンタルヘルス相談	法律相談 税務相談
•ポルトガル語 •タガログ語 •中国語 •スペイン語 •英語 •月平均 約630件	• ハローワーク • 入管 • 月平均 190件	• ブラジル人心理士2名常駐 • 相談（月平均53件） • 精神科への同行通訳（月平均17件） • 発達障害の相談が増加	• 法律相談 • 行政書士（月1回） 毎回5,6件 • 税務相談（年1回）

「多文化共生のまちづくり(在住外国人支援)」

相談事業②

ソーシャルワーク研修

コミュニティエンパワーメント

「人生の計画について(ペルー人向け)」

「交通安全セミナー(ブラジル人向け)」

「多文化共生のまちづくり(在住外国人支援)」

日本語学習支援(浜松市外国人学習支援センター)

■日本語教室
初級クラス／文法クラス／検定クラス ／かな・漢字クラス　おしゃべりタイム

■学習支援ボランティア養成講座
→地域の日本語教室への人材育成
・日本語ボランティア養成講座
・日本語学習支援者スキルアップ講座
・教員向け多文化共生講座
・ネットワーク会議

■浜松版日本語コミュニケーション能力評価システムの開発・運用
→浜松版地域日本語教師育成検討事業

「多文化共生のまちづくり(在住外国人支援)」

外国につながる子ども支援
(浜松市外国人学習支援センター)

■外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業

■日本語学習ボランティア
コーディネート

■地域日本語学習支援事業
・フィリピン人の子どもの就学支援教室
・ベトナム人の子どもの学習支援教室

■外国につながる若者のための
はじめての日本語教室

「多文化共生のまちづくり(在住外国人支援)」

地域共生推進

多言語回覧文書フォーマット作成

防災訓練協力

自治会へ翻訳通訳協力・課題解決

「多文化共生のまちづくり(在住外国人支援)」

多様性を活かしたまちづくり

■多文化共生MONTH(月間)

■外国にルーツを持つ若者のためのグローバル人材就職応援セミナー

「多文化共生のまちづくり(在住外国人支援)」

多文化防災

災害時多言語支援センター設置

自治会役員と外国人コミュニティとの避難所運営訓練

多言語防災アプリ開発

災害時多言語ボランティア養成

2. 地域の事例

実際に地域で何が起こっているのか

外国人の集住している公営団地で・・・
・外国人はゴミ出しルールを守らない。
・外国人は掃除に出てこない。
・外国人は自治会役員をやらない。
・外国人が、神社での祭典費が含まれる共益費を支払わないと言ってきた

「外国人の問題」なのか？
⇒ 実は、
コミュニケーションの課題でもある
自治会運営の課題でもある
福祉住宅化している公営団地の課題でもある

3. 課題解決のためには「外国人の問題」にしない

多文化状況が日常の時代
→「外国人の問題」にしない
「外国人」の存在は、現代社会の問題をより鮮明に浮き上がらせる。
問題の本質を見極め、課題を設定して解決していく
→ そのためには、調整＝コーディネートが必要
コーディネーター(人材)
コーディネート機能(部署・組織・団体)

ポイント

「外国人の問題」にしない

だからこそ

調整＝コーディネート役が必要

公益財団法人　浜松国際交流協会

HICE [ハイス]

Hamamatsu Foundation for International Communication and Exchange

外国人集住都市会議 はままつ２０１５

群馬・東京・静岡ブロック

袋井市長　原田　英之

Hideyuki　Harada

袋井市の概要

クラウンメロン

ふくろい茶

- 温暖な気候、豊かな自然の田園都市
- 日本の中央 交通条件に優れたまち
- 農業・工業・商業がバランス良く発展

袋井市の人口動向

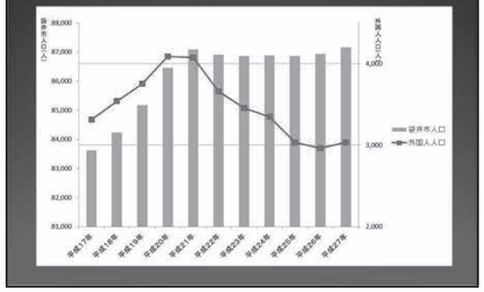

袋井市の外国人人口

総人口　87,269人

外国人人口　3,115人

外国人比率　3.6%　（H27.12.1現在）

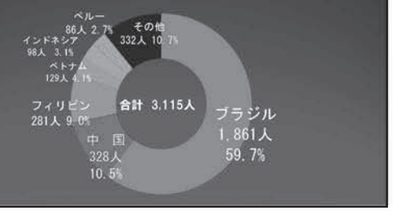

多文化共生FUPPPY教室

絵を使った日本語教室

多文化料理教室

外国人防災講座

外国人交通安全教室

ラグビーワールドカップ2019日本大会

RUGBY WORLD CUP

課題

建設や介護分野等における外国人労働者の受入れが進む一方で、派遣や請負等の不安定な雇用により働いている外国人住民が多く存在する。

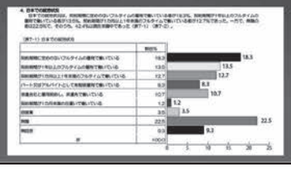

昨年実施した
アンケート結果より

国への投げかけ

1　新たな取組による外国人労働者の受け入れだけでなく、地域で生活する外国人住民が活躍できる機会を創出することを併せて検討していただきたい。

2「第5次出入国管理基本計画」において、出入国管理行政と多文化共生施策を車の両輪として推進していく等、示されているが、外国人の受入れの方針と今後の考え方をお伺いする。

セッション2

【外国人集住都市会議はままつ2015】

多様性を地域の力としていくために

浜松市長　鈴木康友

外国人集住都市会議「はままつ2015」　浜松市 HAMAMATSU CITY

浜松市における外国人住民の推移

	1988	1990	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2009	2010	2012	2014	2015
ブラジル	18	1,457	6,138	8,958	7,279	10,086	15,296	16,111	13,570	19,586	19,461	14,959	13,588	9,817	8,726	
フィリピン	169	478	795	748	699	913	1,364	1,766	2,415	3,466	3,036	3,041	3,013	3,066	3,214	
韓国・朝鮮	1,068	1,048	1,013	1,001	1,030	1,126	1,402	1,585	1,805	1,701	1,666	1,574	1,383	1,285	1,203	
ペルー	1	12	308	639	765	857	1,095	1,285	1,324	1,226	1,401	1,216	1,035	1,211	1,075	
中国	149	194	514	584	604	1,019	569	1,301	1,654	2,474	3,095	3,141	3,614	3,647	3,443	
その他	314	496	909	994	1,032	1,454	3,118	3,219	2,460	3,363	3,659	3,443	3,429	3,286	3,566	
合 計	1,719	4,245	11,456	13,861	13,554	16,455	17,849	20,399	23,149	30,777	33,318	28,535	25,139	21,152	20,959	

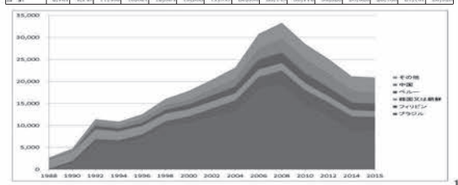

1

外国人集住都市会議「はままつ2015」　浜松市 HAMAMATSU CITY

外国人材の受入れ

受入れ
議論の活発化

受入れ
メニューの拡大

→ 3～5年後の帰国を前提とした受け入れ

→ 多文化共生（社会統合）の議論（制度化）は進んでいない

司令塔となる組織・機能
- （仮）外国人庁 → 進展していない
- 府省庁間の連携組織 → ＜趣旨＞ ・社会秩序の維持,治安対策 ・リーマンショック後の日系人対応 ＜内容＞ ・実態把握、情報共有、意見交換

6

外国人集住都市会議「はままつ2015」　浜松市 HAMAMATSU CITY

- 司令塔となる組織の設置
- 関係府省庁による会議の機能強化
- 受入れに係る現実的な方針を示す

7

外国人集住都市会議「はままつ2015」　浜松市 HAMAMATSU CITY

外国人住民の在留資格別内訳

長期にわたり居住する資格を有する外国人は87%

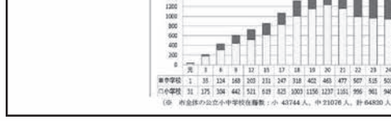

公立小中学校に在籍する外国人児童生徒の状況

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
東小学校	1	35	124	168	203	231	247	318	402	465	477	507	515	501	505	475	465
白小学校	31	175	304	442	521	619	625	1003	1156	1237	1181	956	961	945	921	930	970

（※　市全体の公立小中学校在籍数：小 43744 人、中 21076 人、計 64830 人　27.6.1 現在）

2

外国人集住都市会議「はままつ2015」　浜松市 HAMAMATSU CITY

浜松市における外国人児童生徒の状況

日本生まれの割合（小学校新1年生）

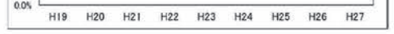

◇H27年4月に小学校入学した**外国人児童168 人**のうち、**日本生まれ日本育ちの外国人児童は、116人(69.0%)**

3

浜松外国人集住都市会議「はままつ2015」　浜松市 HAMAMATSU CITY

外国人の子どもたちへの取組み

◎不就学対策、就学支援事業
◎学校における初期適応、母語支援、日本語教育 …
◎外国人学校への支援
◎外国につながる若者の学び直し
など

◎学習機会の確保

◎支援者（人材）の確保と育成

4

外国人集住都市会議「はままつ2015」　浜松市 HAMAMATSU CITY

外国人材の受入れ

＜方針・考え方＞
- ○ 産業競争力会議
- ○ 経済財政諮問会議
- ○ 日本再興戦略
- ○ 第5次出入国管理基本計画　など

＜受入れに係る政策＞
- ○ 高度人材の受け入れ（ポイント制の導入）
- ○ 留学生の受け入れ拡大
- ○ 技能実習制度の見直し（期間延長、職種拡大）
- ○ 建設造船技能労働者の時限的受入れ
- ○ 新たな在留資格の設定（介護）
- ○ 家事労働者の受け入れ
- ○ 経済連携協定（EPA）による受け入れ
- ○ 難民認定制度の見直し　など

5

多文化パワー
（外国人介護人材がもたらすチカラ）と地域創生

堀　永乃（一社）グローバル人財サポート浜松

はじめに

- 「人は地域の財産」という理念のもと、多様な人々が活躍できる社会の構築に向けた活動を行っている
- 2011年1月設立、同年11月に法人化

2つの柱

- 在住外国人支援
1. 外国人介護人材育成と就労支援
2. 外国人技能実習生のための企業内日本語研修と国際交流
3. 多文化パワーを活かした地域活性化

- 次世代育成と活動支援
1. 大学生の社会貢献活動支援
2. 講師派遣

外国人介護人材育成と就労支援

浜松市の外国人人口年齢推移

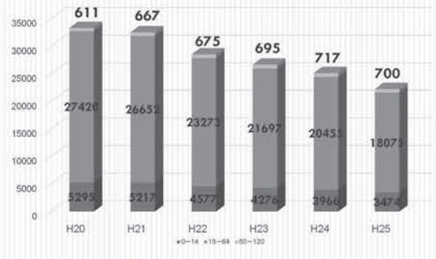

浜松市の外国人市民の高齢化と介護

- 外国人人口のうち、65歳以上の外国人人口
  696人　（平成26年4月1日現在）
  744人　（平成27年4月1日現在）
  ※20,944人のうち、生産人口は17,003人（1,000人減）

- 外国人市民のうち、介護認定を受けている人数
  平成27年　認定件数　86人（4月現在）

外国人の介護人材の必要性

- 外国人住民の滞日期間が長期化していることから、外国人の高齢化が進んでいる。
- 多くの外国人が派遣・請負での雇用形態であるため、正規雇用での安定した就労を望む外国人もいる。転職で介護職を希望する外国人がいる。
  ※静岡県内の施設で就労中の外国人は計200人（EPA22人）
- 外国人を雇用する事業所数は136（2013年県調査）
- 外国人雇用の予定がある事業所は14（2013年県調査）
- 多文化な介護職員により多様な介護サービスの提供が可能である。

介護人材育成のための研修内容

対象　在住外国人　※EPAの外国人を除く
介護ヘルパー2級取得講座
　通信制、スクーリング78時間（講義、実習）
　H23　9人　　H24　5人　　H25　6人
　就労サポート30人
介護職員初任者研修
　通信制、スクーリング130時間（講義、日本語）
　H25　11人　H26　4人　H27　6人
テキスト　日本医療企画
サブテキスト「やさしい日本語とイラストでわかる介護のしごと」
協力　天竜厚生会、インフィック株式会社

受講者国籍内訳

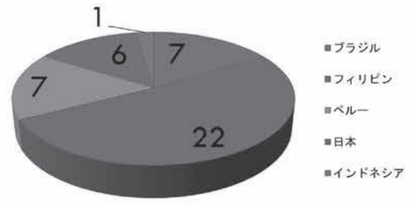

テキストを独自に開発し学習サポート

講座の様子

個別サポート・就労支援・就労後支援

介護施設の意識に変化！

- 外国人も安心してサービスを受けられるようになった

例）80歳のペルー人男性
　ブラジル人が働く介護施設にてデイサービスを利用
　病院からの紹介※

- 外国人ワーカーの受入れに前向き　2014年7月アンケート n=43

雇用している　23%　→採用に不安はあった　82%
　→職場内で工夫している　60%
　→トラブルがあった　10%
雇用していない　77%　→採用したい　56%

施設の工夫（ほんの小さな思いやり）

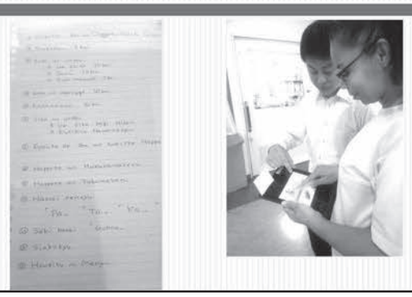

効果①

□多様な人の活躍で、より丁寧な介護サービスの提供が可能となった

⇒外国人介護職員の存在は、日本の高齢化社会の期待となる

効果②

□ノーマライゼーションの実現
　情報と意識のバリアフリー化

⇒多様な人が働ける環境づくりは、日本人にとっても働きやすい環境づくりになる

まとめ

- 在住外国人のQuality Of Lifeの充実
- 居場所と学び→意欲→勤労→認知・評価→自立・自己実現
- 外国人が有する　労働力、経済力、生産力、文化創造力を地域に活かすことで、より魅力的な社会へ
- ノーマライゼーションは市民全員で考えるべきこと
- 個人にも社会的貢献の責任がある（ISO26000）

外国人も活躍できる魅力的な社会へ

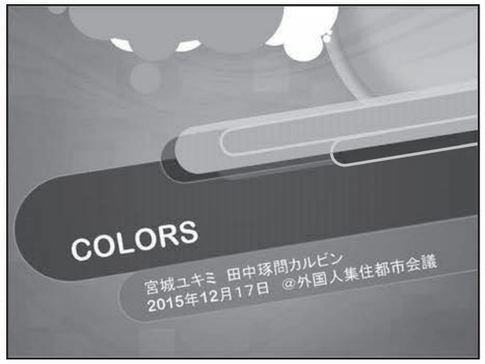

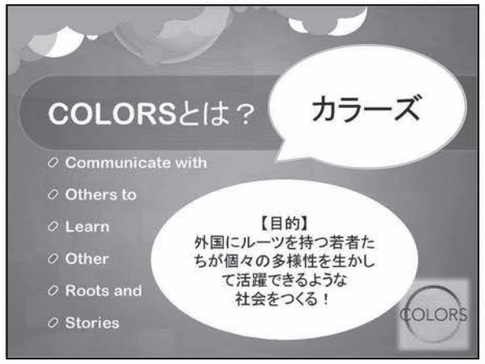

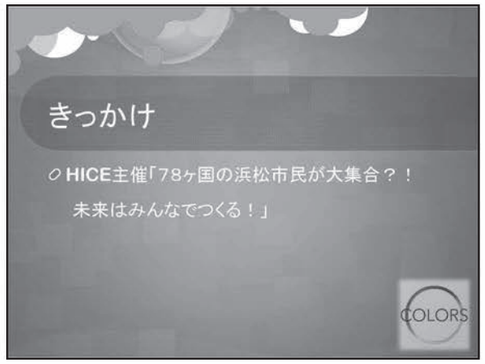

きっかけ

- もっと交流の場の提供や活動を継続したい
- 2014年1月に発足

活動内容

- 毎年、活動内容が変わる
- その時のニーズに合わせた活動内容

平成26年度

- 「話し合う集まり」
- テーマ
- あなたのルーツをストーリーを語ろう
- もっとキビシイことを語ろう～私はこうやって学んだ！～
- 国際結婚

グロー ー

外国にルーツ 日本で育つ

浜松でセミナー

「第2世代」の就活後押し

平成27年度の取り組み

- 「出張カラーズ」の実施
- 高校生の励みとなるような活動をしたい！
- 浜松市内県立高校の協力を得て、3回の出張講座を実施

課題

- グローバル人材就職セミナー

外国にルーツを持つ学生の存在の認知度の低さ

課題

- 出張カラーズ
- 社会経験のないメンバーが多い
- 一つの大学に偏っている

展望

- 出張カラーズ　別の高校からの依頼も！
- 柔軟な形で活動を実施！
- どんどん次の世代へつなげていく！

外国人集住都市会議会員都市及び関係団体によるパネル展

出展団体

No.	団体名
1	大泉町（群馬県）
2	富士市（静岡県）
3	掛川市（静岡県）
4	豊橋市（愛知県）
5	亀山市（三重県）
6	長浜市（滋賀県）
7	NPO法人日本語教育ボランティア協会
8	NPO法人浜松外国人子ども教育支援協会
9	NPO法人浜松日本語・日本文化研修会
10	磐田国際交流協会
11	とよた日本語学習支援システム（名古屋大学国際言語センター）
12	NPO法人保見ヶ丘
13	㈱ソミック石川
14	浜松日本語学院
15	NPO法人子どもの国
16	WISH
17	NPO法人ARACE
18	浜松市立佐鳴台小学校
19	（有）伸栄総合サービス
20	NPO法人フィリピノナガイサ
21	浜松市立中央図書館
22	日本国際協力センター（JICE）
23	浜松インドネシア友好協会
24	NEC㈱
25	株式会社NTTドコモ
26	株式会社スマートボックス
27	凸版印刷㈱（代表研究者）、㈱フィート

外国人集住都市会議　紹介パネル

外国人集住都市会議の新たな展開

状況の変化

外国人集住都市会議は、今年で設立15年目を迎えます。この15年の間に、外国人住民の多国籍化や定住化が進み、都市の状況や抱える課題は変化しつつあります。
また、外国人を支援の対象としてではなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進することも新たな課題となっています。

○ 南米日系人の減少 ⇔ 定住化は確実に進行

○ 中国、フィリピン、ベトナムなどアジア諸国の外国人が増加傾向

南米日系人の減少、アジア諸国の外国人の増加

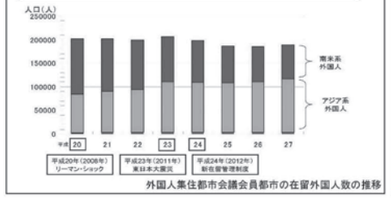

外国人集住都市会議会員都市の在留外国人数の推移

定住化の進行

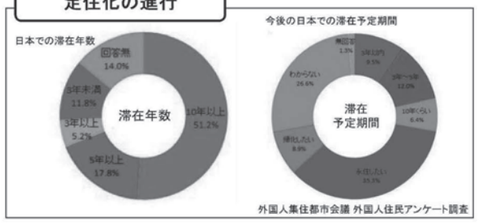

外国人集住都市会議 外国人住民アンケート調査

○ 国レベルの取組の進展 ⇒ 根本的な課題は未解決

○ 人口減少、グローバル化が進展するなかで多様性を都市の活力とする取組が求められている

など

新たな展開

「外国人集住都市会議はままつ2015」では、これまでの集住都市の経験を生かしていくための方策、定住化や多国籍化が進むなかでの諸課題、多様性を都市の活力とするための施策等について議論します。

≪新たなあり方≫

○会議の目的：外国人住民に関わる課題の解決や支援とともに、外国人住民の多様性をまちづくりに生かすという観点を会議の主要なテーマとする。

○参加都市：外国人住民に係る施策や活動を進める都市及び同地域の国際交流協会により組織する。

○会議の運営：これまで以上に参加都市間の連携や情報交換、課題の解決や新たな取組に重点を置いた運営とする。

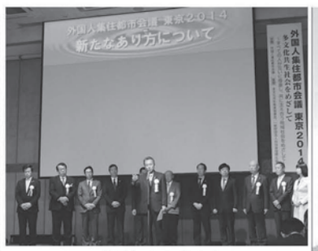

外国人集住都市会議 東京2014

在留外国人数等の推移

全 国

○在留外国人数の推移

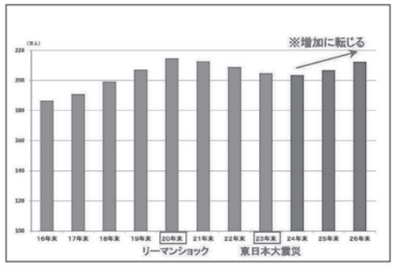

○主な国籍別在留外国人数の推移

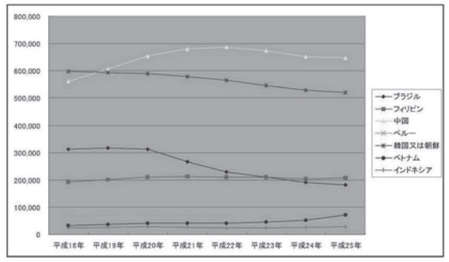

○在留外国人数の推移（在留資格別）

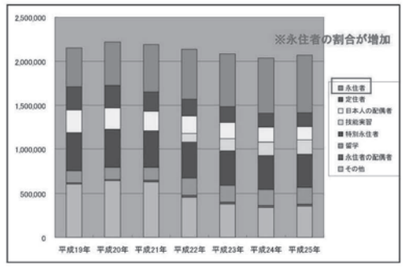

○日本の人口推移（生産年齢人口の減少等）

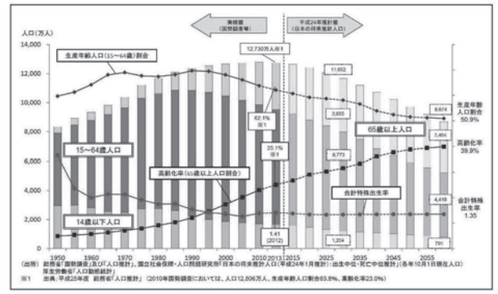

(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）
厚生労働省「人口動態統計」
※1 出典：平成25年度 総務省「人口推計」（2010年国勢調査において、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%）

浜 松

○ 在留外国人数の推移（国籍別）

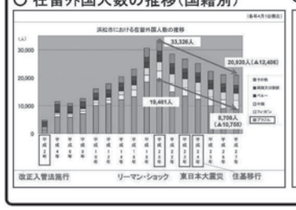

○ 在留外国人数の推移（在留資格別）

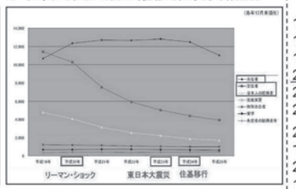

≪特徴的な推移≫

ブラジル国籍 全体

1987年 10人 2,557人
1990年 1,457人 4,748人 改正入管法施行
1998年 10,086人16,032人 ブラジル人1万人を上回る
2008年 19,461人33,326人 リーマンショック（最大）
2013年 9,979人22,243人ブラジル人1万人を下回る
2015年 8,706人20,920人 現在

21年間でブラジル人は約2万人増加し、その後の7年間で1万人以上減少
21年間で外国人は約3万人増加し、その後の7年間で1万2千人以上減少

■ 外国人の状況は、社会経済状況や出入国管理制度により大きく変化
■ 近年は、震災復興事業やオリンピック関連施設整備への対応や人口減少に関連し外国人労働者受入れの議論が活発となっている

外国人との共生に関する指針・計画や推進体制

国における外国人の出入国や共生に関する法律・指針・計画や推進体制

外国人の出入国

■ 所管：法務省
■ 法律：出入国管理及び難民認定法
■ 計画：第5次出入国管理基本計画（H27.9策定）

＜基本方針＞

1988年に「第6次雇用対策基本計画」が閣議決定され、専門的・技術的職業に従事する外国人は可能な限り受け入れ、単純労働者は受け入れないという方針が出された。この方針は、現在も引き継がれているが、1990年に改正出入国管理及び難民認定法が施行され、日系人とその配偶者に職種や就労形態に制限のない定住者の在留資格が付与されるようになり、以後、南米系外国人が急増した。

＜外国人労働者の受入れに関する近年の主な動き＞

○外国人建設就労者の受入事業の開始
○外国人技能実習制度や難民認定制度の運用等の見直し
○新たな在留資格の設定や家事労働者受入れのための制度整備

H26.1 産業競争力会議：成長戦略進化のための今後の検討方針
H26.1 外国人労働者の受入れ拡大を検討する閣僚会議
H26. 2 外国人労働者の受入れに関する意見書【外国人集住都市会議】
H26.4 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議
H26.4 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議
H27.2 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ
H27.4 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の閣議決定

外国人との共生

■ 所管：総合的に調整する省庁はなく各分野において個別に取組が行われている
■ 法律：なし
■ 計画：総合的な指針や計画はなく、各省庁により以下の指針や計画が策定されている

2006年 地域における多文化共生推進プラン（総務省）
2006年 生活者としての外国人に関する総合的対応策（内閣官房）
2010年 日系定住外国人施策に関する基本指針（内閣府）
2011年 日系定住外国人施策に関する行動計画（内閣府）

＜推進体制＞

○内閣府
2009年に内閣府に「定住外国人施策推進室」が設置。
○外務省
外務省設置法第4条（所管事務）に「本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること」と規定されている。
○総務省
「地域における多文化共生推進プラン」を策定するなど地域における多文化共生の取組を促進。
○内閣官房
外国人労働者に関して省庁横断的に議論する「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」を所管している。

地域における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況

（団体数、%）

項目	都道府県	指定都市	市（指定都市除く）	区	町	村	全体
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	14 (30%)	8 (40%)	58 (8%)	5 (22%)	1 (0%)	0 (0%)	86 (5%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	21 (45%)	10 (50%)	62 (8%)	4 (17%)	7 (1%)	0 (0%)	104 (6%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	8 (17%)	2 (10%)	340 (44%)	10 (43%)	138 (19%)	20 (11%)	518 (29%)
策定している（計）	43 (91%)	20 (100%)	460 (60%)	19 (83%)	146 (20%)	20 (11%)	708 (40%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	1 (2%)	0 (0%)	19 (2%)	2 (9%)	19 (3%)	3 (2%)	44 (2%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	3 (6%)	0 (0%)	291 (38%)	2 (9%)	580 (78%)	160 (87%)	1036 (58%)
策定していない（計）	4 (9%)	0 (0%)	310 (40%)	4 (17%)	599 (80%)	163 (89%)	1080 (60%)
総 計	47 (100%)	20 (100%)	770 (100%)	23 (100%)	745 (100%)	183 (100%)	1788 (100%)

※平成27年4月総務省国際室調査による（平成27年4月1日現在）

外国人集住都市会議「はままつ2015」報告書
２０１６年（平成２８年）３月発行

編集・発行　外国人集住都市会議
http://www.shujutoshi.jp/
事　務　局　浜松市企画調整部国際課
電　　話　０５３－４５７－２３５９